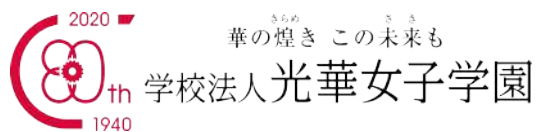


令和4年度 認証評価

京都光華女子大学短期大学部 自己点検・評価報告書

令和4年6月28日



目次

自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	15
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	18
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	18
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	26
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	30
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	40
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	40
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	54
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	75
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	75
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	87
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	95
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	98
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	108
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	108
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	111
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	114
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11～20] 基礎データ	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、京都光華女子大学短期大学部の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 4 年 6 月 28 日

理事長

阿部 恵木

学長

高見 茂

ALO

小山 理子

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

本学の設置母体である学校法人光華女子学園は、昭和 14（1939）年、東本願寺の故大谷智子裏方の「仏教精神に基づく女子教育の場を」との願いのもとに、財団法人光華女子学園が発足したことに始まり、翌昭和 15（1940）年に「光華高等女学校」が開設され、学校としての歴史を刻むこととなった。その建学の精神は、經典『仏説観無量寿經』の水想観にある文言「其光如華又似星月懸處虚空」にちなみ、清澄にして光り輝くおおらかな女性を育成するにふさわしい名称として名づけられた校名「光華」と、校訓「真実心」（仏の心＝慈悲の心）に込められている。

光華女子学園は昭和 14（1939）年の設置認可以来、現在までに女子教育を行う総合学園として、幼稚園から大学・大学院までを有する女子教育の総合学園として発展してきた。昭和 15（1940）年の高等女学校の開設後、昭和 19（1944）年に光華女子専門学校を開設、昭和 22（1947）年と 23（1948）年に学制改革により光華中学校、光華高等学校を開設（光華高等女学校より）、昭和 25（1950）年に光華女子専門学校を光華女子短期大学（文科、家政科）に移行、昭和 26（1951）年に財団法人光華女子学園から学校法人光華女子学園に移行、昭和 29（1954）年に光華衣服専門学院を開設するなどが創成期の動きとしてあげられる。その後、昭和 39（1964）年に光華女子短期大学の文科を移行する形で光華女子大学を開設（日本文学科、英米文学科）し、大学としての第一歩を踏み出すこととなる。学園の発展は大学設置後も続き、昭和 40（1965）年に光華幼稚園を、昭和 43（1968）年に光華小学校を、平成 10（1998）年に光華女子大学大学院（文学研究科日本語日本文学専攻、英語英米文学専攻（修士課程））を開設し、開学後 59 年目にして学齢に空隙なく人間教育を行う総合学園の体制が整うこととなった。また平成 13（2001）年には、幼稚園と小学校を除く学校名に「京都」を冠し、学生の街「京都」に位置する学校としてのブランド力の向上にも努めてきた。

大学としては昭和 39（1964）年の 1 学部 2 学科体制（文学部日本文学科、英米文学科）での開学以来、教育課程の充実に努めるとともに、社会のニーズに即した形で建学の精神を具現化しうる学部・学科への再編・増設をはかってきた。現在では、少子高齢化や男女共同参画が進む社会環境の中、女性が女性としての個性を発揮しながら医療や福祉といった分野をはじめ、その他社会のさまざまな分野で活躍するための知識・スキル、専門資格を習得できるよう、健康科学部健康栄養学科（管理栄養士専攻、健康スポーツ栄養専攻）、看護学科、医療福祉学科（社会福祉専攻、言語聴覚専攻）、心理学科、キャリア形成学部キャリア形成学科の 2 学部 5 学科体制へと変貌を遂げている。さらに平成 27（2015）年度には、一人ひとりのこどもに寄り添い、その良さを引き出すことのできる教育者・保育者を養成すべく、こども教育学部こども教育学科を開設し（短期大学部こども保育学科を移行）、3 学部 6 学科体制となった。平成 30（2018）年には本学として初めての専攻科となる助産学専攻科を設置した。

大学院については、平成 10（1998）年の文学研究科に続き、平成 16（2004）年に人間関係学研究科心理学専攻（修士課程）を開設するなど、学部教育を母体に高度な専門知識と幅広い視野を有する人材育成に努めてきた（文学研究科は平成 24（2012）年

度から募集停止しており、人間関係学研究科は平成 26（2014）年度から心理学研究科臨床心理学専攻に改称）。また、平成 26（2014）年度には大学の看護学科の完成年度を迎えることもあり、平成 27（2015）年度から看護学研究科看護学専攻（修士課程）を開設した。

短期大学については、女性の社会進出の増加に伴う実学志向に対応し、卒業後就職し社会のさまざまな場面で活躍できる知識やスキルを幅広く身につけられるよう教育改革に努めてきた。具体的には、昭和 62（1987）年に家政科に生活科学専攻と生活文化専攻を設置、平成 5（1993）年に家政科を生活学科に改称、平成 7（1995）年に専攻を大幅に見直し、食生活専攻、生活文化専攻、生活デザイン専攻、生活情報専攻を設置、平成 9（1997）年に栄養士の資格取得を目指す栄養専攻を設置、平成 12（2000）年に短期大学生活学科の短期大学部生活環境学科への改称などが挙げられる。その後、女性の四年制大学志向の高まりとより高度な専門資格取得の支援に対応すべく、平成 14（2002）年に食生活専攻と栄養専攻を大学に移行し、人間健康学科を設置するため、短期大学部の規模は縮小することとなるが、平成 18（2006）年に生活環境学科を地域総合科学科の適合認定を受けたライフデザイン学科へと発展させるとともに、平成 18（2006）年にこども保育学科も増設し、地域で求められる教養や知識と多彩な技術・技能を有する人材や、幼稚園教諭と保育士の養成に努めてきた。なお、こども保育学科については、保育者・教育者としてより高い知識とスキルを身につけるとともに、保幼小連携や小中連携にも対応できる人材の養成を目指し、保育士、幼稚園教諭一種、小学校教諭一種の免許を取得できるこども教育学部こども教育学科として、平成 27（2015）年度から大学に移行したため、短期大学部はライフデザイン学科 1 学科体制となった。

< 学校法人の沿革 >

昭和 14（1939）年	財団法人光華女子学園設立認可 光華高等女学校設置認可
昭和 15（1940）年	光華高等女学校開設
昭和 19（1944）年	光華女子専門学校開設 数学科、生物科、保健科を設置
昭和 22（1947）年	学制改革により光華中学校開設（光華高等女学校より）
昭和 23（1948）年	学制改革により光華高等学校開設（光華高等女学校より）
昭和 25（1950）年	光華女子専門学校を光華女子短期大学に移行 文科、家政科を設置
昭和 26（1951）年	学校法人光華女子学園設立認可
昭和 29（1954）年	光華衣服専門学院開設
昭和 39（1964）年	光華女子大学開設 日本文学科、英米文学科を設置
昭和 40（1965）年	光華幼稚園開設
昭和 43（1968）年	光華小学校開設
平成 6（1994）年	光華衣服専門学院廃校
平成 10（1998）年	光華女子大学大学院開設
平成 13（2001）年	光華女子大学大学院、光華女子大学、 光華女子大学短期大学部、光華高等学校、光華中学校を

京都光華女子大学短期大学部

	京都光華女子大学大学院、京都光華女子大学、 京都光華女子大学短期大学部、京都光華高等学校、京都光華 中学校へ校名変更
平成 22（2010）年	大学、文学部・人間科学部を改組、人文学部・キャリア形成 学部・健康科学部を設置
平成 27（2015）年	大学にこども教育学部設置
平成 30（2018）年	大学に助産学専攻科を設置
平成 31（2019）年	大学、短期大学部にリベラルアーツセンターを開設
令和 2（2020）年	富小路まちやキャンパスを開所
令和 3（2021）年	光華もの忘れ・フレイルクリニックを開院

<短期大学の沿革>

昭和 25（1950）年	光華女子短期大学を設置 文科、家政科を設置
昭和 39（1964）年	文科を光華女子大学 日本文学科、英米文学科に移行
昭和 62（1987）年	生活科学専攻と生活文化専攻を設置
平成 5（1993）年	家政科を生活学科に改称
平成 7（1995）年	生活学科に 4 専攻を設置
平成 9（1997）年	生活学科に栄養専攻を設置
平成 12（2000）年	光華女子短期大学 生活学科を、光華女子大学短期大学部 生 活環境学科に改称
平成 13（2001）年	京都光華女子大学短期大学部に校名変更
平成 18（2006）年	生活環境学科を改組、ライフデザイン学科を設置 ライフデザイン学科「地域総合科学科」適格認定 短期大学部にこども保育学科を設置
平成 27（2015）年	こども保育学科を改組し、大学にこども教育学部こども教育 学科を設置

(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び
在籍者数
- 令和 4（2022）年 5 月 1 日現在

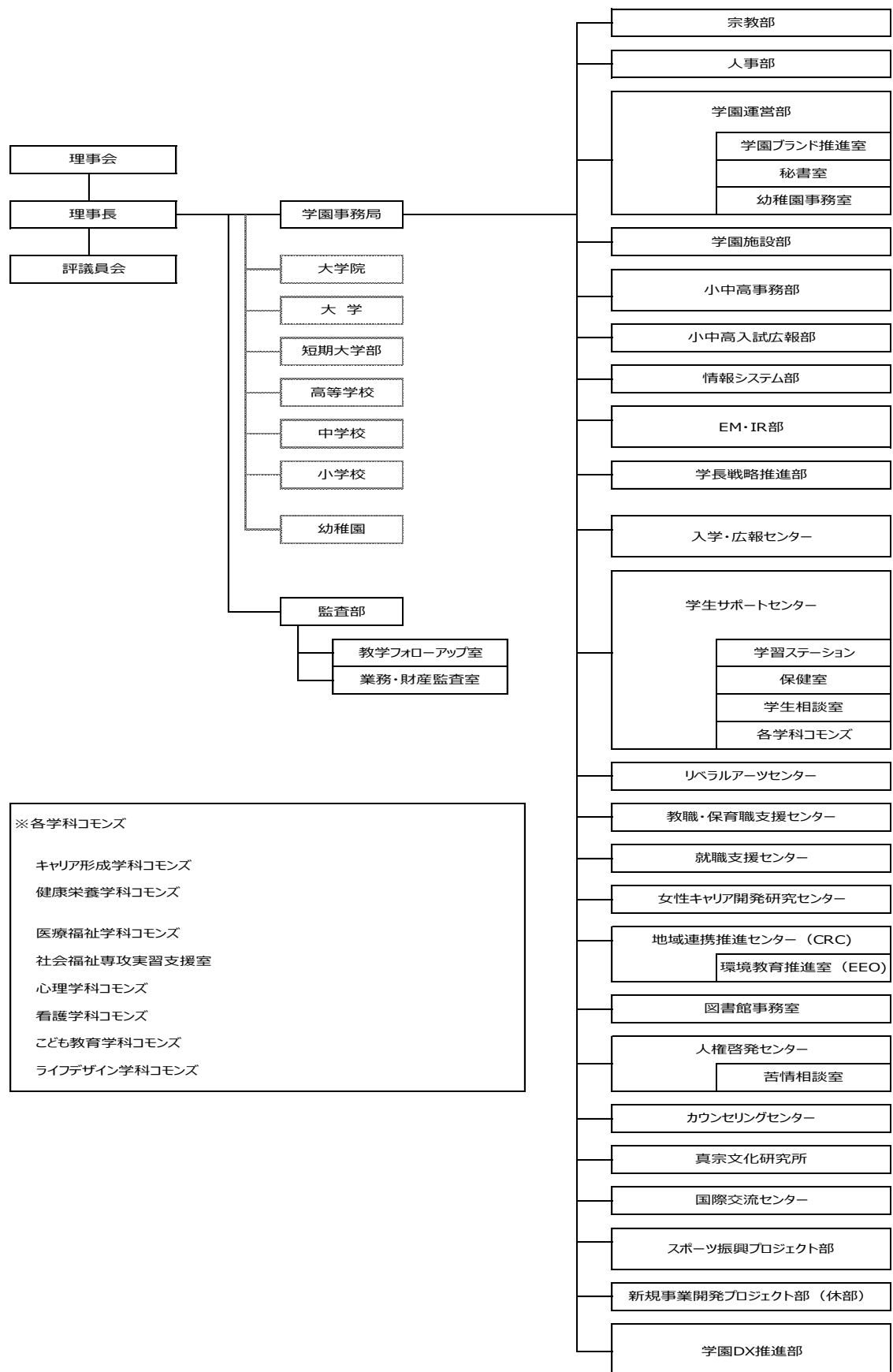
教育機関名	研究科・学部 学科・課程	所在地	入学 定員	収容 定員	在籍 者数
京都光華女子大学 大学院	心理学研究科	京都府京都市右京区	10	20	15
	看護学研究科	西京極葛野町 38 番地	5	10	16
京都光華女子大学	キャリア形成学部 キャリア形成学科	京都府京都市右京区 西京極葛野町 38 番地	90	340	340

京都光華女子大学短期大学部

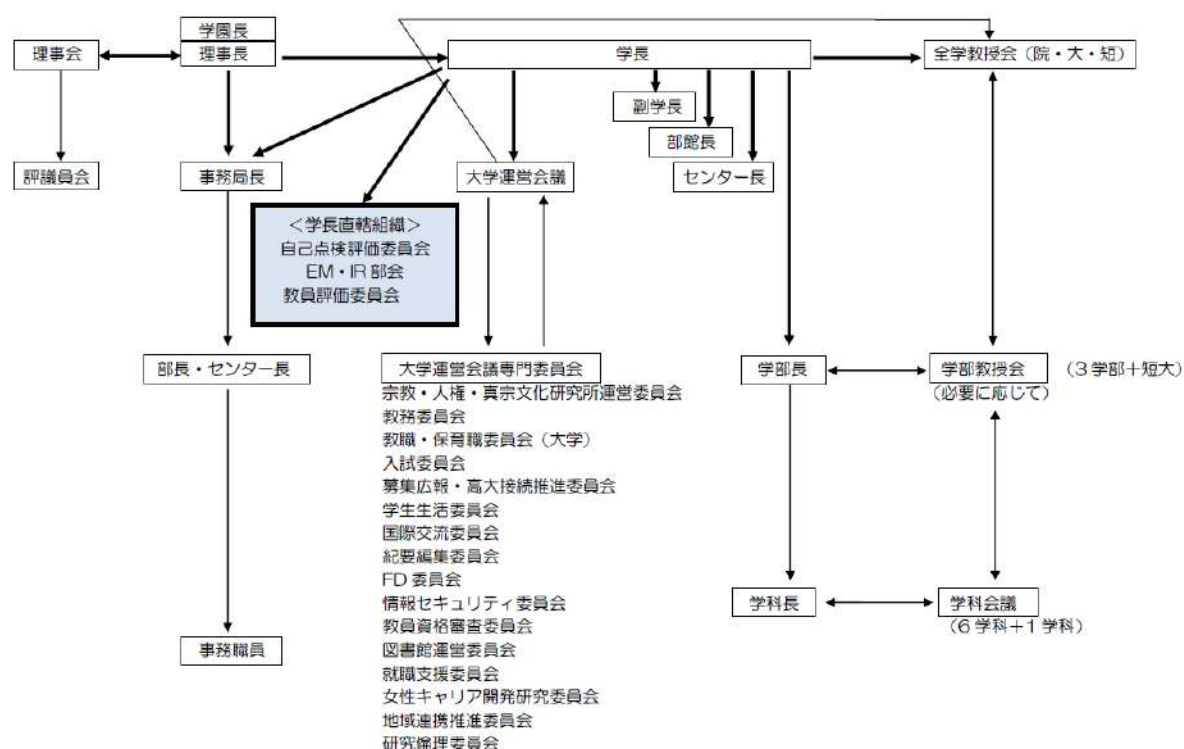
教育機関名	研究科・学部 学科・課程	所在地	入学 定員	収容 定員	在籍 者数
	健康科学部健康栄養 学科		120	484	445
	健康科学部看護学科		85	340	394
	健康科学部心理学科		60	220	223
	健康科学部医療福祉 学科		60	280	193
	こども教育学部こども 教育学科		70	310	237
	人間健康学群 (学部等連係課程)		12	12	0
	助産学専攻科		10	10	12
京都光華女子大学 短期大学部	ライフデザイン学科	京都府京都市右京区 西京極葛野町 38 番地	100	200	137
京都光華高校	普通科	京都府京都市右京区 西京極野田町 39 番地	260	780	395
京都光華中学校		京都府京都市右京区 西京極野田町 39 番地	100	300	125
光華小学校		京都府京都市右京区 西京極野田町 39 番地	60	360	218
光華幼稚園		京都府京都市右京区 西京極葛野町 38 番地	80	280	234

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和4（2022）年5月1日現在



管理運営機構図



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

- 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）
- 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和 3（2021）年度を起点に過去 5 年間について記載してください。

地域	平成 29 (2017) 年度		平成 30 (2018) 年度		令和元 (2019) 年度		令和 2 (2020) 年度		令和 3 (2021) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
京都市	1,468,980	56.7	1,468,980	56.7	1,466,264	56.8	1,457,856	56.7	1,459,352	56.7
右京区	203,878	7.8	203,992	7.9	203,670	7.9	202,624	7.9	201,682	7.8

京都光華女子大学短期大学部

地域		平成 29 (2017) 年度		平成 30 (2018) 年度		令和元 (2019) 年度		令和 2 (2020) 年度		令和 3 (2021) 年度	
		人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
北海道/東北		0	0.0	0	0.0	1	1.1	0	0.0	0	0.0
関東		1	0.8	1	0.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0
信越/北陸		4	3.4	4	3.6	4	4.3	4	4.0	2	3.6
東海		1	0.8	5	4.5	1	1.1	3	3.0	2	3.6
近畿	滋賀	22	19.5	31	33.0	27	32.5	23	26.1	10	21.7
	京都	70	61.9	51	52.2	42	50.6	41	46.6	32	69.6
	大阪	14	12.4	6	7.6	13	15.7	14	15.9	4	15.9
	兵庫	6	5.3	3	3.3	1	1.2	4	4.5	0	0.0
	奈良	1	0.9	2	2.2	0	0.0	2	2.3	0	0.0
	和歌山	0	0.0	1	1.1	0	0.0	4	4.5	0	0.0
	計	109	92.6	94	84.7	83	90.1	88	87.1	46	83.6
中国		3	2.5	6	5.4	1	1.1	4	4.0	3	5.5
四国		0	0.00	1	0.9	1	1.1	1	1.0	1	1.8
九州		0	0.0	0	0.0	1	1.1	1	1.0	0	0.0
国外		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.8
合計		122		111		92		101		55	

- 地域社会のニーズ
- 地域社会の産業の状況
- 短期大学所在の市区町村の全体図

令和 3（2021）年度に策定された、京都市右京区基本計画「みんなでつくる右京」（令和 3～7（2021～2025）年）では、地域社会のニーズについて次のようにまとめられている。

1. 観光

公共交通機関による利便性の向上などにより、右京区は移動しやすい地域である。しかし、京北地域など、地域によっては移動に不便があり、また、コロナ禍による移動制限や感染予防対策のため、公共交通機関での外出がしづらくなり、徒歩やマイカーで移動することが多くなった。一方、観光客が多い季節などは、日常生活での移動に支障が生じている。

地域の足を皆で支えることによって、公共交通機関が維持・充実されるという良い循環が生まれ、地域住民、通勤・通学者、観光客、障害のある人など、それぞれにとって利便性を高めることを目指す。

2. 飲食・購買

人気店や魅力的な店が増加する地域がある一方、昔ながらの店や個人経営の店、地

元資本の店は閉店が目立つようになってきている。店舗の大型化や営業時間の短縮などの変化も見られる。さらに、コロナ禍による客数減少などを背景に、閉店・休業や営業時間の短縮を余儀なくされている店もあるが、テイクアウトなどの展開により、店と利用者が新たに出会う機会も増えている。

魅力的な店が増えることで、区内外から人が集まるようになり、エリアのブランド力が高まり、さらにお店が増えるという良い循環を生み出す。

3. 産業・商業

これまで右京区で盛んだった農林業や伝統産業、個人経営の店は、消費者ニーズの多様化により、生き残りのための戦略が求められている。コロナ禍による影響が大きいところでは、営業ができない、働けないなど、稼ぐことが困難な状況も生まれている。

若い人たちが農林業や伝統産業などの仕事に就き、新たな価値を創造しながら、持続可能な地域経済を支える事を目指す。

4. 労働

ライフスタイルの多様化、女性や高齢者の就業率の向上、スキルやキャリアに対する意識の高まり、コロナ禍を契機としたテレワークの普及など、「はたらき方」を取り巻く環境が変化している。一人ひとりが輝ける、多様なはたらき方の探求が進み、社会全体での対応が求められる。

身近な地域で働く人が増えることで、地域の担い手が増え、地域のつながりが強いまちになる。多様な働き方が認められ、働きやすい、住みやすいまちになる。

5. 子育て

一部の地域では子どもが増えており、子育て環境の充実が求められる。子育てを支える拠点や活動が広がっている、遊び方の変化や、コロナ禍、家庭の状況など、子どもを取り巻く環境の変化への対応が求められる。

子どもや親が安心して暮らせ、若者が住んでみたい、Uターンしたいと思えるまちを目指す。

6. 教育・文化

右京区は、身近なところで歴史や文化を感じることができる環境であり、区民が文化芸術に親しみ、学びを楽しむ活動が広がっている。一方で、そうした活動を知らないという声もあるほか、コロナ禍により制限が生じており、活動や参加方法に工夫が求められる。

子どもが、習い事以外にも、身近な地域で学びを楽しむことができ、また、大人が学び、遊ぶことで、仕事以外のいろいろなつながりを持てるようにする。

7. 健康にクラス

高齢化にともない、介護を必要とする人が増えており、今後、さらに増えることが予想される。介護予防の観点から、健康づくりの活動が広がってきたように、区民一人ひとりが健康にクラスするためのライフスタイルの実現、コロナ禍による新しい生活様式への対応、地域での健康づくり活動の充実が求められる。

健康寿命が延びて元気な高齢者が増え、地域や社会とのつながりを持ち続け、生きがいを持てるようになり、病気になったとき、困ったときに、家族や職場・地域などで

支え合えるようになる。

8. 身を守る・支え合う

頻発する自然災害により、防災意識が高まり、地域の自主防災活動が広がっているが、更なる充実が求められている。しかし、自治会などの地域コミュニティは、高齢化や担い手不足などの課題があり、特にコロナ禍においては、オンラインを活用するなど、集まらずにつながることができる地域活動の方法が求められている。

地域で起きていること、起きるかもしれないことに日頃から関心を持ち、共助し合え、身近に目くばり・気配りが程よく感じられ、安心感のあるまちを目指す。

9. つながる・交わる・集う

居場所や活動の拠点が多様に広がってきたことで、住民の相互理解や情報共有などのつながりが生まれている。また、コロナ禍では、集うことの大切さを再認識し、オンラインなどの活用も進んでいるが、いろいろな人が幅広く参加できる場づくりや方法が求められる。

気の合う人同士が集まり、賑やかで活気があり、自己実現できる、応援し合えるようにする。

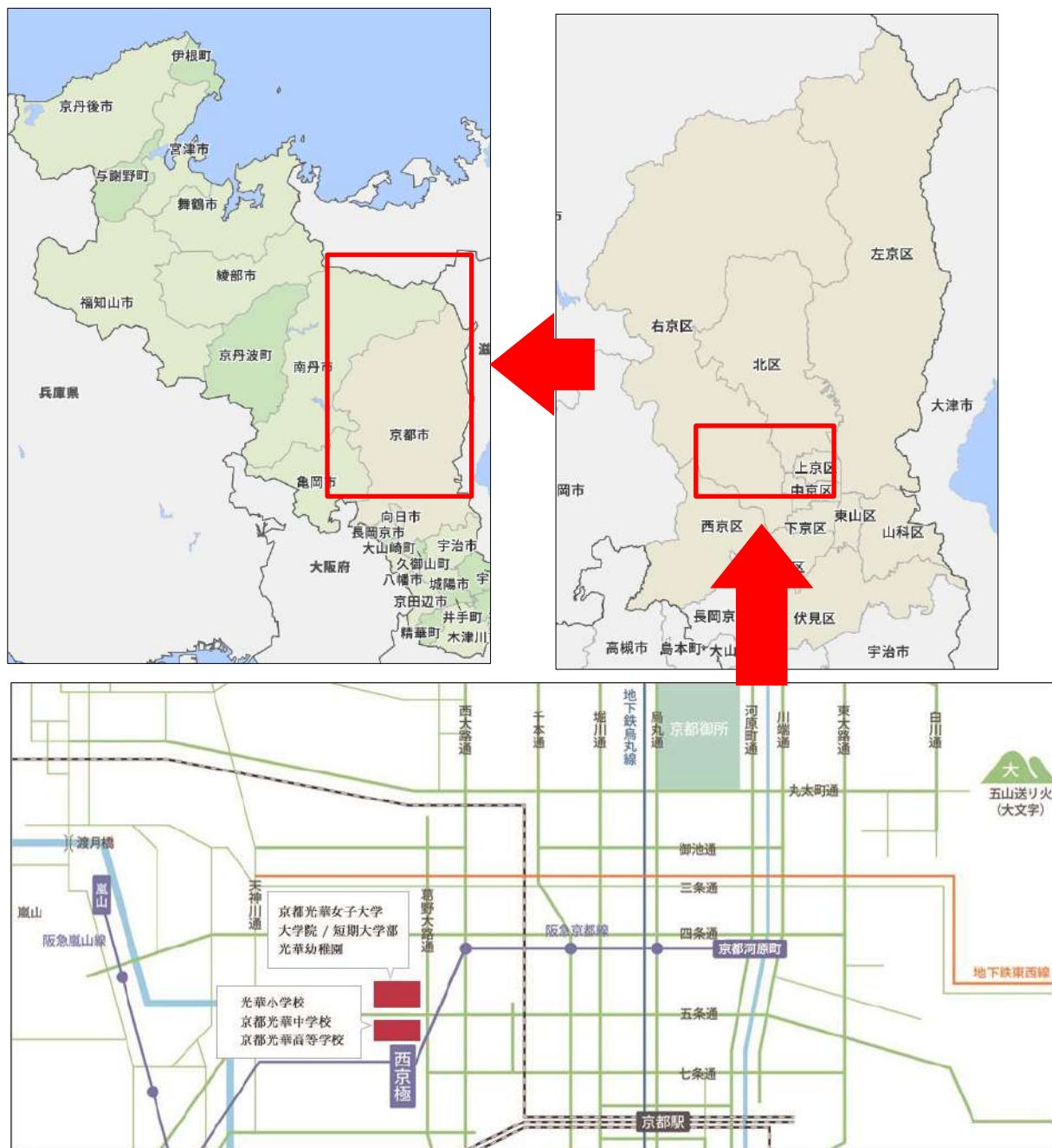
地域社会の産業の状況については、右京区は、大企業の工場が複数立地しており、京都市内でも有数の製造品出荷額等を有する工業地域を形成しており、中でも先端産業である電子部品、デバイス、電子回路製造業の出荷額は市内で最も大きくなっている。また、日本の映画文化を長く支えてきた映画づくりや映画、映像に関連する伝統技術等がある。

このように右京区は世界有数の先端企業から規模は小さくても世界水準の技術を持つ中小製造業、日本の文化を支えてきた伝統技術といった「ものづくりのまち」でもある。こうした地場産業や、世界的に重要な役割を果たす先端産業等が、区民の雇用や文化において重要な役割を担い、区民の暮らしを支えている。

しかし、こういった地場産業の中でも映画づくり等は就業人口の減少や後継者不足への対応が今後の課題と考えられている。一方、先端産業や映画文化に関わるコンテンツ産業等は今後さらに伸びゆく産業として期待され、地域に根付いた産業としての更なる展開が今後の課題と考えられている。

京都光華女子大学短期大学部

短期大学所在の市町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。（基準別評価票における指摘への対応は任意）

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
[テーマ A 建学の精神] ○ 建学の精神は、ウェブサイトや大学案内、学生生活のてびき、リーフレット『『建学の精神』と教育方針』など多くの媒体を通して教職員及び学生への共有、理解の深化に努めているが、媒体や記載される箇所により、異なる説明や表現が散見されることから、説明や表現方法の統一に努められたい。 [テーマ B 教育の効果] ○ 学位授与の方針と学習成果が混同されているので、教育目的・目標を踏まえた学科の学習成果を明確にする必要がある。 基準Ⅱ 教育課程と学生支援 [テーマ A 教育課程] ○ 教育課程編成・実施の方針とカリキュラムマップが混同されているので、教育課程の編成や授業科目の内容及び教育方法についての基本的な考え方を教育課程編成・実施の方針として明確に示す必要がある。 ○ シラバスは、平成 20 年度の評価結果で指摘を受け、平成 27 年度の評価時には改善が図られたが、未だ記述が不十分な授業科目があり、不統一もみられる。また、一部の科目で 15 回目に定期試験が組まれており、1 単位あたり 15 時間の授業を確保するよう、更なる改善が望まれる。 基準Ⅲ 教育資源と財的資源 [テーマ A 人的資源] ○ SD については、学内外の研修に参加するなど SD 活動を行っているが、SD に関する規程の整備が望まれる。 [テーマ D 財的資源] ○ 学校法人全体では過去 3 か年、短期大学部門では過去 2 か年支出超過となっている。 中期予算計画である GAIN - 11 5 ヶ年の概要に基づく取り組みを着実に実行し、財務体質の改善に努められたい。
(b) 対策
○ 『建学の精神』の説明・表現の統一について 媒体ごとに記載内容を見直し、修正を行った。 ○ 教育目的・目標を踏まえた学科の学習成果の明確化 ディプロマ・ポリシーを分野ごとに具体化したミドルレベル・ディプロマ・ポリシーを設定した上で、分野に属する科目ごとに到達目標を具体的に設定し直した。そ

して、学生が各科目での学びがディプロマ・ポリシーで設定されている学習成果の獲得にどのようにつながるのかを具体的にイメージできるように、カリキュラムマップには、ディプロマ・ポリシーとミドルレベル・ディプロマ・ポリシーの対応関係及び、ミドルレベル・ディプロマ・ポリシーと科目の到達目標の関連づけを明示した。その上で、ディプロマ・ポリシーを軸とした学習成果の到達目標体系を構築した。

○シラバスの改善

ワークショップ「シラバスを創る」を実施し、入力要綱・ルール・記述内容を専任教員全員で確認・共有・議論を行った。

○SD に関する規程の整備

学校法人光華女子学園 SD 規程を制定した。

○財務体質の改善

事業計画とそれに対する財政計画を 5 カ年の中期計画（GAIN-plus）として編成している。具体的な編成方針については、健全経営の実現を目指し、平成 30（2018）年度以降の事業活動収支の黒字化必達を掲げた。

(c) 成果

○『建学の精神』の説明・表現の統一について

統一した内容に修正した。

○教育目的・目標を踏まえた学科の学習成果の明確化と評価体系の構築

ディプロマ・ポリシーを軸とした学習成果の到達目標体系の構築により、ディプロマ・ポリシーの量的評価、質的评价が可能となった。また、ディプロマ・ポリシーの量的評価の妥当性・客観性の検討を通じて、ディプロマ・ポリシーそれ自体はもちろんのこと、ディプロマ・ポリシーとミドルレベル・ディプロマ・ポリシーの対応関係、ミドルレベル・ディプロマ・ポリシーと科目の到達目標の関連づけの点検・改善が可能となった。

○シラバスの改善

「到達目標」ごとに、「その達成度を見る観点」「その達成度を見るために用いる手法」を記載し、「成績評価も「成績評価方法」に加え「成績評価基準」を明記するようにした。「授業方法及び学生への課題・小テスト等のフィードバック」の項目も追加した。

○SD に関する規程の整備

学校法人光華女子学園 SD 規程に基づき、職員の研修・能力開発の目的・種類を定め、各種研修を実施している。また、学園事務局長を委員長とする SD 委員会を設置し、SD の計画・点検評価等を実施している。

○財務体質の改善

平成 30（2018）年度は、収入面では納付金の増（在籍者数の増）、雑収入の増（財団交付金の増）、支出面では人件費・教育研究経費の減（人件費・経費の抑制）などがあり黒字を計上した。

② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和 3（2021）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

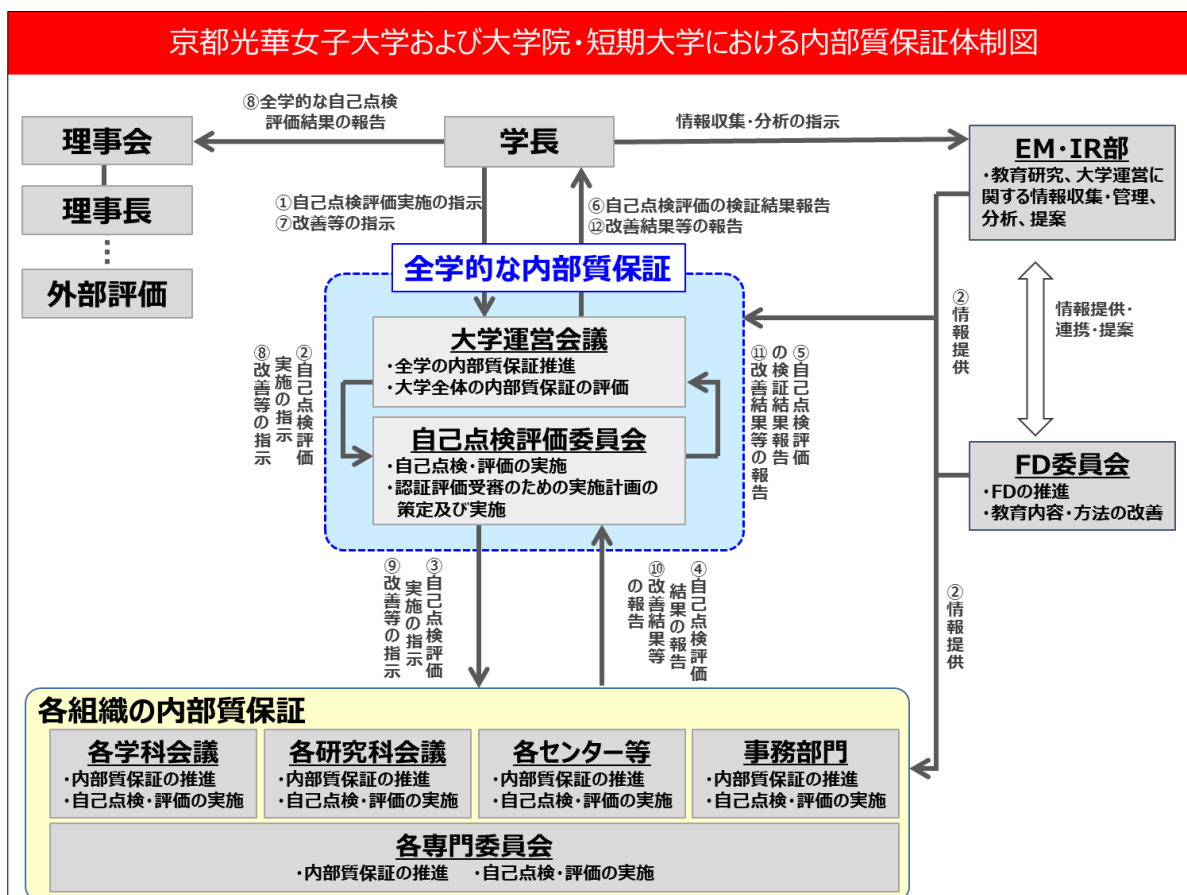
本学は、公的研究費の不正防止について、「公的研究費の不正防止に関する基本方針」（提出・規程集-76）、「公的研究費の不正防止計画」（提出・規程集-77）、「京都光華女子大学・短期大学部公的研究費管理規程」（提出・規程集-78）を策定し、責任体制の明確化、適切な運営・管理の基盤となる環境の整備、不正防止計画の策定・実施、適正な運営・管理の徹底、情報の伝達を確保する体制を確立している。

2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）
- 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）
- 組織が機能していることの記述（根拠を基に）
- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和3（2021）年度を中心に）

本学の自己点検・評価の体制は、学長の指示に基づき、学長が議長となって大学運営会議（大学・短期大学部の教学に関する運営の重要事項を審議し執行する機関）が開催される。大学運営会議での指示に基づき、副学長、学部長、研究科長、学園事務局長、学生サポートセンター長、学長戦略推進部長から構成される全学的な自己点検評価委員会（教職協働組織）が開催される。この委員会で、学長直轄の EM・IR 部の支援の下、自己点検評価に関わる項目、方式、報告書の作成、活用などについて審議を行い、各組織における教育研究活動の充実につなげている。自己点検・評価委員会の令和 3（2021）年度の構成員は次の通りである。

役職・所属等	氏名
学長	高見 茂
副学長、入学・広報センター長	脇田 哲志
副学長、教務部長	加藤 千恵
副学長、EM・IR部長	吉川 秀樹
短期大学部長	辻野 孝
キャリア形成学部長（大学）	土居 淳子
健康科学部長（大学）	細川 昌則
こども教育学部長（大学）	河野 和清
大学院心理学研究科長	長田 陽一
大学院看護学研究科長	清水 房枝
学園事務局長	石原 康史
学長戦略推進部長	藤原 加織
学生サポートセンター長	永野 智子



自己点検・評価の組織図（提出・規程集-107）

全学的な内部質保証を推進する責任組織である「自己点検評価委員会」の規程により、自己点検評価委員会の構成員は、学長、副学長、大学及び短期大学の各学部長、専攻科長、研究科長、学園事務局長、EM・IR部長、学長戦略推進部長、学生サポートセンター長とし、下記の事項について審議することを定めている（提出・規程集-106）。

- ・学長から指示の事項
 - ・自己点検評価（授業アンケート、教員評価等）の項目の設定に関する事項
 - ・自己点検評価の方式に関する事項
 - ・自己点検評価の報告書の作成に関する事項
 - ・自己点検評価結果の活用方法に関する事項
 - ・外部評価（第三者評価等）に関する具体的事項
 - ・その他委員会が必要と認めた事項

以上のように、本学では、本委員会の責任において、上記審議事項の結果に基づき、全学的な実行指示を行い、自己点検・評価の活動を行っている。

- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和3（2021）年度を中心に）

京都光華女子大学短期大学部

自己点検・評価委員会

開催年月日	議題
令和2(2020)年4月16日	大学教育再生加速プログラム（AP）事業報告
令和2(2020)年10月15日	認証評価報告書作成計画、三ポリシーの点検・評価依頼
令和2(2020)年11月19日	三ポリシーの点検・評価
令和3(2021)年5月6日	大学・大学院・短期大学部前年度達成状況報告
令和3(2021)年5月27日	自己点検・評価報告書作成計画報告
令和3(2021)年7月15日	自己点検・報告書作成状況報告
令和3(2021)年11月4日	三つの方針点検・見直し
令和3(2021)年12月9日	内部質保証体制点検・見直し
令和3(2021)年12月23日	自己点検・報告書作成状況報告
令和4(2022)年1月20日	自己点検・報告書作成状況報告
令和4(2022)年2月10日	三つの方針確定、自己点検・報告書作成状況報告
令和4(2022)年3月10日	データサイエンス教育に関する自己点検・評価
令和4(2022)年3月17日	リカレント教育に関する自己点検・評価
令和4(2022)年4月28日	データサイエンス教育に関する自己点検・評価
令和4(2022)年6月16日	自己点検・報告書作成状況報告

自己点検・評価報告書執筆者会議

開催年月日	議題
令和3(2021)年6月16日	自己点検・評価作成書作成計画
令和3(2021)年7月19日	報告書作成状況報告
令和3(2021)年10月7日	大学・短期大学基準協会説明会内容共有
令和3(2021)年11月11日	報告書作成状況報告
令和4(2022)年2月10日	報告書作成状況報告
令和4(2022)年3月3日	報告書作成状況報告
令和4(2022)年4月27日	報告書作成状況報告
令和4(2022)年6月9日	報告書作成状況報告

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

<根拠資料>

提出資料

1. 「建学の精神」と教育方針
2. ウェブサイト「建学の精神」
<http://www.koka.ac.jp/introduction/spirit.html>
3. 京都光華女子大学／京都光華女子大学短期大学部 CAMPUS GUIDE 2021
4. 京都光華女子大学／京都光華女子大学短期大学部 CAMPUS GUIDE 2022
5. 学生生活のてびき [2021 年度]
6. 聖典
7. 本山参拝動画の画像
8. 真実心 第 41 集

備付資料

1. 光華女子学園創立 70 周年記念誌
2. 光華女子学園創立 80 周年記念誌
3. 公開講座案内（平成 28 年夏期、30 年夏期）
4. リカレントプログラム 2021 年度チラシ
5. リカレントプログラムウェブサイト
<https://www.koka.ac.jp/recurrent/r-kyoto/>
6. 右京区まちづくり支援制度決定通知書（2015～2019 年度 6 件分）
7. 女性キャリア開発研究センター報告書 2018 年度
<https://www.koka.ac.jp/wp-content/themes/www/assets/file/institution/development/2018report.pdf>
8. 女性キャリア開発研究センター報告書 2019 年度
<https://www.koka.ac.jp/wp-content/themes/www/assets/file/institution/development/2019report.pdf>
9. 女性キャリア開発研究センター報告書 2020-2021 年度
<https://www.koka.ac.jp/wp-content/themes/www/assets/file/institution/development/2020-2021report.pdf>
10. ボランティア参加者一覧（短期大学部分を抜粋）
11. ユニバーサルデザイン・ガイドマップ
<https://www.koka.ac.jp/ud-map/>
12. 協定（覚書）一覧
13. 学まち連携大学申請書、報告書

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。

- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

＜区分 基準Ⅰ-A-1の現状＞

光華女子学園は、真宗大谷派（東本願寺）元門首夫人の故大谷智子裏方の発願により1939年（昭和14年）に創設された。建学の精神は「仏教精神に基づく女子教育」であり、教育理念・理想を端的に示すものとなっている。さらに校訓を「真実心」とする（提出-1）。

校訓「真実心」は、学園発行のリーフレット『『建学の精神』と教育方針』に示すように、「慈悲の心」ということができる。したがって、「真実心」を拠り所として生きるとは、慈悲の心をもって、他との関係を生きることには他ならない。この真実心＝慈悲の心に基づく教育理念についても、同リーフレットにおいて以下のように説明されている通り、万人に対する普遍性をもち、さらに学則第1条にある通り、教育基本法等に基づく公共性を持つものとなっている。

慈悲の心とは、要約すれば、他人の苦しみ痛みを我がこととして受け止め、その苦を除き楽を与えることであり、おもいやりの心、他者への配慮、共に支え合う心である。この慈悲の心は、お互いが他との関係の中にしか存在しえない無我なる自己の目覚めから発する。そこに全てのものによって「生かされている私」の気づきが生じ、そこから全てのものが性差をこえ、差別なき平等の存在であることに思い到る。

教育はつねに宗教と相俟って真実の人格を作り、宗教は教育によってこそその真実を伝えうるとすれば、本学の教育は、仏教精神、真実心＝慈悲の心の薫習によって人格形成を行うことを主眼とする。ここに学ぶ人間は、自己並びに他者に対しての深い慈愛の心を育み、共に相和して平和な世界をめざすものとなる。

校訓の元となる建学の精神について、ウェブサイト（提出-2）、京都光華女子大学／京都光華女子大学短期大学部 CAMPUS GUIDE 2021・2022（以下、キャンパスガイド）（提出-3、提出-4）、学生生活のてびき（提出-5）、各種パンフレットで表明している。また、オープンキャンパス、大学説明会でも、建学の精神そのものとともに、それを教育内容として具体的にどう展開しているかを説明している。このような資料、取り組みによって学内のみならず、地域、自治体、高校関係者等のステークホルダーをはじめとする学外に対しても建学の精神を表明している。

新入生に対しては、1年生前期必修科目「京都光華の学びⅠ」において、学園長が学園史を通して建学の精神への理解を深める講話を行なっている。この中で、建学の精神を示す校訓「真実心」すなわち「慈悲の心」とは、「こうかの心」（自らの真実のあり方を生涯追求する「向上心」、他者に対する「潤いの心」、他者と共に生きることに対する「感謝の心」）であると、わかりやすい説明を行い、学生へ浸透、共有を図っている。さらに、建学の精神の土台である仏教について深く知るために「仏教の人間観Ⅰ」を1

年生前期必修科目としている。

このような正課教育での建学の精神具現化の取り組みのほか、新入生には入学式当日に念珠と『聖典』（提出-6）を配布し、オリエンテーション期間中と秋に本山（東本願寺）参拝を実施してきた。令和 2（2020）年度からのコロナ禍により全学新入生の参拝は感染予防の観点から実施できていないが、直接の参拝に代わり本山を紹介する事前収録動画付きのリアルタイムのオンライン参拝を実施し、東本願寺の歴史、学生たちへの願いを伝えている（提出-7）。

全学的な年中行事として、学園花まつり、学園報恩講、成道会、涅槃会、学園太子忌などの宗教行事を行っている。また、広く学外から講師を招き、全学学生と教職員を対象に年 6 回の宗教講座を行い、宗教教育の一層の充実をはかっている。

宗教講座の講録『真実心』は、すでに第 41 集（提出-8）（令和 3（2021）年度現在）を刊行し、翌年度 4 月に全 2 年生に配布してきた。さらに本学リポジトリにおいて講録の PDF を公開している（PDF 公開の許可をした講師分のみ）。なお、宗教講座もコロナ禍によりオンライン配信となっているが、令和 2（2020）年度 10 月宗教講座では短期大学部教員をメイン MC に、日本・アメリカ・コロンビアをつないだミニ講義と対談を収録した動画を公開した。オンラインにせざるを得ない状況下で、オンラインだからこそ可能となる講座を公開できたことは意義ある取り組みであった。また大学正門の掲示板に仏典などから＜今月のことば＞を掲載し、学園ウェブサイトにも過去 20 年分の＜今月のことば＞を公開している。こうした『真実心』の刊行、講録、動画、＜今月のことば＞の公開はステークホルダーから本学の建学の精神の理解を得るための取り組みともなっている。

教職員も上にあげたさまざまな活動、行事に参加している。また、本学の教育理念などを纏めた『「建学の精神」と教育方針』（提出-1）を学園の全教職員必携としている。さらに、建学の精神の基盤となる仏教精神に対する理解を深めるために、毎年度 3 月に開催される学園の全教職員対象の経営方針伝達式で理事長による講話を行っている（令和 3 年度はオンライン形式で実施）。

こうした取り組みによって学生、教職員とも建学の精神を共有している。

建学の精神、その土台となる仏教については、本学の研究施設である「真宗文化研究所」にて、絶えざる研究、確認を行っている。

[区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I -A-2 の現状>

本学では、地域連携推進センターを通じて地域社会に向けた公開講座や教養講座の

実施及び広報活動などを行っている。公開講座としては、短期大学部を含めた大学全体で夏期及び秋期に公開講座や教養講座を開講している。更に、「右京まちづくり大学リレー講座」への参加なども行い、地域に対し本学の知的資源を公開するよう努めている。公開講座は、京都光華女子大学・京都光華女子大学短期大学部の 7 学科の輪番制でタイムリーなテーマを発信している。以下に、近年の実績（短期大学担当分）を示す（備付-3）。

公開講座（短期大学部担当分を抜粋）

- 平成 28（2016）年 7 月 デザインに見る、京都・大阪・神戸 三都ものがたり
井川 啓（本学教授（当時））
- 平成 30（2018）年 6 月 ドナルド・トランプという「リスク」 脇田 哲志
（本学教授、元 NHK アメリカ総局長）

本学では、女性キャリア開発研究センターと地域連携推進センターが協働で、ビジネス系、福祉系の 2 つのリカレントプログラムを運営している。女性のための就業支援と地域社会のための事業を融合させ、「女子大学」の特性を活かした教育内容を付加した社会貢献活動として捉えている。いずれのプログラムも 60 時間以上の受講で履修証明書を交付する（備付-4、備付-5）。

令和元（2019）年度にスタートした「光華リカレントプログラム」は、「京都府大学連携リカレントプログラム」に選定されているビジネス系のプログラムである。教育内容は、リカレント生のみを対象とした「基礎講座」（キャリアデザイン、ITリテラシー等の短期集中科目）、学部生と一緒に受講するビジネス・社会系の科目（30 科目から選択）と専門職向けの科目（10 科目から選択）で構成されている。子育て等で退職した女性が、再就職に向けてスキルと自信をつけることができるよう、特にキャリアカウンセリングと就職支援に力を入れている。開講当初より「京都府大学連携リカレントプログラム」に選定されている。令和 3（2021）年度は、「プレゼンテーション・セオリー」「女性のキャリアデザイン」「情報社会の未来を知る」「ワープロスキルⅡ」「表計算スキルⅡ」「コンピュータグラフィックス演習Ⅰ」「エンターテインメント論Ⅱ」が提供された。

本学では、実践的で社会において有用な学問・教育を追求している。学生が関心のあついくつかの分野について、基礎理論や応用技術を学ぶと同時に、学んだものを社会において活用し、貢献していく中で、更に学びを深めようとしている。正課科目の中で、地元企業との連携や京都文化を体験する内容を積極的に取り入れている。本学では、地元の右京区役所との地域連携事業参加を中心に、京都府や大学コンソーシアム京都が推進する事業へも積極的に参加してきた。近年の実績は下記の通りである。

1) 「右京区まちづくり支援制度」への参加

右京区の活性化や課題を解決する提案や、地域と連携した活動に対し、助成金を得て、これを実施する（備付-6）。平成 24（2012）年度から支援制度活動報告会にも学生と教員が参加している。

平成 27 (2015) 年度	～鹿肉大作戦～地域とつながるおいしか活動～ 【京しかミーツ】 ～防ごう被害作ろう笑顔～おいしかクッキング 【京しかミーツ】
平成 28 (2016) 年度	右京区ユニバーサルデザインガイドブックをつくろう 【ユニバーサルデザイン研究会】
平成 29 (2017) 年度	京しか de café 【京しかミーツ】
平成 30 (2018) 年度	Get to know Venison ～鹿肉を知ろう～ 【京しかミーツ】
令和元 (2019) 年度	みんなで鹿肉クッキング【京しかミーツ】

2) 京都市「学まち連携大学」促進事業（令和 2 (2020) 年～令和 5 (2023) 年度）での地域交流（備付・7～9）

本学が大学教育再生加速プログラム (AP) で開発した「地域連携を織り込んだ教育」のノウハウを、地域連携推進センターと共同で正課と課外活動に展開し地域連携型教育を促進している。地域・社会との連携実績は、以下の通りである。

① 京都で生まれた伝統文化である「落語家」「狂言師」との交流

「京の伝統文化を創る」では、京都在住の落語家の桂文也氏、狂言師の鈴木実氏が講師をつとめ体験する授業を実施し、京都で生まれた伝統文化の継承に努めている。その他、「百人一首」ではハンガリー出身のカーロイ・オルショヤ氏が講師をつとめ、百人一首ゆかりの地である小倉山を散策し地域との交流を行っている。

② 伝統的な技術や考え方の継承を目的とした交流

「くらしに生きるものづくり」では、京都市内で活躍する職人、工房、企業（連携先：吉靴房、山田松香木店、西村友禅彫刻店、TEZOMEYA）の協力を得て、伝統的な技術や考え方を継承しつつ新しい価値の創出や現代の生活スタイルにフィットする新しいものづくりについて体験学習を行っている。

③ 社会課題に取り組む活動家との交流

「学生が創る『地域』」では、広島県での殺処分ゼロを続ける活動家、岡山県の殺処分されるサラブレッドを乗馬用にトレーニングする活動家からペットの殺処分をなくすための活動について学び、学生自身が殺処分減少のため、京都市西院で猫の保護活動を行う保護カフェ **Tango** を訪問し、実情を取材し授業内で報告する。

④ 地元企業との交流

「商品企画論」では、市場の理解、顧客の行動特性や生活スタイルを分析し、京都市右京区にある「株式会社鳴海屋」と連携し「20 代女性のハートをつかむ米菓」をテーマにグループワークを行い新しい商品コンセプトを提案する。

本学では、女性キャリア開発研究センターがキャリア教育の一環としてボランティ

ア活動への参加を支援している（備付-7～10）。社会への関心を持ち、自ら関心ある取り組みに参加することで、受け入れ先での業務とあわせて、「働くことの意義・価値」、将来における学生自身の活かし方を学ぶ機会となっている。

たとえば、「西院ふれあい食堂」におけるボランティア活動は、教会で配膳の手伝いやおやつ作り、食事を終えた子どもたちと絵本やゲームで交流するなど、地域の方々・他大学からのボランティアスタッフと役割分担をしながら活動している。

「KOKA ☆オレンジサポーターズ」では、京都市右京区や近隣の地域における認知症の方を含めた高齢者・障がい者に対する食支援の取り組みについて学ぶとともに、高齢者や障がい者の食べる機能の維持の啓発など、学生にできる支援を行うことを活動の目的としている。現在はコロナ禍のため、リモートで口と喉の体操などで来場者とコミュニケーションをとったり、食べる機能を維持するためのトレーニングを記載したパンフレットを作成したりしている。

「京しかミーツ」の活動は、鹿肉の勉強、実際の調理とイベントで販売する新メニューの開発、学外イベントでの鹿肉料理の販売、鹿被害の現地の視察などを行っている。児童館で子どもたちと鹿肉餃子作りを行うこともあり、保護者も含めて鹿肉のおいしさを伝える機会となっている。

「KYOTO ユニバーサルデザイン・ガイドマップの作成活動」では、これまで、ガイドマップ繁華街編（河原町・烏丸・大宮・西院）、京都駅編、観光スポット（寺社仏閣・公園など）の調査とマップ制作を行ってきた。京都には国内外から毎年多くの観光客が訪れるため、国籍、性別、年齢、障がいのあるなしに関わらず、皆が共有して必要とする施設などの情報を網羅したユニバーサルデザイン・ガイドマップの役割はたいへん重要である。現在、大学ウェブサイトでは Web 版を公開している（備付-11）。

例年参加者が多いのは「京都マラソン給水ボランティア」である。京都マラソンのランナー16,000人を支えるボランティアとして、平成27（2015）年度から毎年たくさんの学生が活動に参加している。本学は毎年、嵐山・嵯峨ブロックを担当し、ランナーにとって最初の給水ポイントである第一給水所を担う。案内・誘導、給水、コース（沿道）の整理など各チームに分かれ業務に従事しているが、現在はコロナ禍で活動することは難しい。

防災活動については、京都府が主催する「京都学生 FAST（京都府大学生消防防災サークル支援事業）」に参加し、京都市右京区と連携しながら活動を行っている。また、本学は京都市からの要請を受けて妊産婦等福祉避難所に指定されており、本学における避難所設置・運営訓練の実施、市内の他大学での訓練（毎年1回、11区で順番に実施）に参加している。

現在締結している協定は以下である（備付-12）。

- ① 葛野学区自主防災会との協定-大規模災害発生時における地域協力に関する協定
葛野学区自主防災会
- ② 右京区大学地域連携に関する協定
右京区役所・京都外国語大学・嵯峨美術大学・花園大学・京都先端科学大学・立命館大学
- ③ 右京区役所、右京消防署と「防災及び災害時支援に関する覚書」

右京区役所・右京消防署

- ④ 京都市教育委員会との相互連携に関する協定

京都市教育委員会

- ⑤ 地域の安全・安心等に関する協定

京都府右京警察署

- ⑥ 株式会社ノーリツとの「おふろ部」に関する覚書

株式会社ノーリツ

- ⑦ 介食推進協議会と産学連携プロジェクトに取り組むための包括協定

京介食推進協議会

- ⑧ 第一生命保険株式会社との包括連携協定

第一生命保険株式会社

＜テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の課題＞

現在、建学の精神・学園史教育は主に1年生前期に集中している。1年生後期に「仏教の人間観Ⅱ」を選択必修科目に配置し、それ以外にも関連したさまざまな取り組みを行ってはいるが、建学の精神・学園史を明示的に学習しているのは1年生前期である。しかし、この時期、学生は大学にまだ不慣れな時期でもあり、建学の精神・学園史を実感として理解するのが難しい。＜基準Ⅰ-A 建学の精神の特記事項＞に記載の通り、建学の精神を日常的な授業の中に落とし込む努力はしているが、建学の精神それ自体の2年間にわたる体系的教育をいかに展開するかが課題である。

本学のリカレントプログラムは定員を充足していないため、認知度を上げて受講生を増やすことが課題である。リカレントプログラムを受講すれば、図書館をはじめ、一般学生と同様に学内の施設を利用することができるため、リカレント生たちはこのことを非常に高く評価している。より多くの社会人に学び直しの機会を提供し、再就職・転職に向けた支援を行うことで、地域・社会に貢献したいと考えている。

ボランティア活動についても同様に、参加者を増やすことが課題である。短期大学生と大学生が協働して地域社会に貢献する機会を増やしていくことができるよう引き続き広報やボランティア活動支援を行いたい。

＜テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の特記事項＞

建学の精神の、学生への実際の浸透度を定量的に評価するのは難しい課題である。本学では、この課題に対して次のような試みを行っている。

まず、建学の精神である「思いやりの心」を以下のようにディプロマ・ポリシー（ディプロマ・ポリシーの詳細は＜基準Ⅱ-A-1＞を参照）の「こころ」の区分に明示した。

ディプロマ・ポリシー（一部抜粋）

1. 思いやりの心を持って、学びの意欲を高めることができる

次に、この「思いやりの心」を各分野において、分野の内容に則した到達目標であるミドルレベル・ディプロマ・ポリシー（ミドルレベル・ディプロマ・ポリシーの詳細は

＜基準Ⅱ-A-1＞を参照）として具体化した。たとえばライフデザイン分野では、次のようなミドルレベル・ディプロマ・ポリシーを掲げた。

ミドルレベル・ディプロマ・ポリシー（一部抜粋）

1-1. 建学の精神に通じる思いやりの心を身につける

さらに、このミドルレベル・ディプロマ・ポリシーを各分野に属する科目の到達目標として展開した。

このように「思いやりの心」についての階層的な到達目標群を設定した後に、評価項目を設定する。最も基礎的な指標である科目の到達目標の達成度評価をミドルレベル・ディプロマ・ポリシーの達成度評価として集約し、「思いやりの心」の達成度を定量的に評価する。これらの取り組みを通じて、建学の精神を具体的な目標として科目の隅々にまで浸透させることができると同時に、建学の精神の達成度の定量的評価が可能となる。

[テーマ 基準 I -B 教育の効果]

<根拠資料>

提出資料

2. ウェブサイト「建学の精神」
<https://www.koka.ac.jp/introduction/spirit.html>
5. 学生生活のてびき [2021 年度]
9. 京都光華女子大学短期大学部学則 (2021 年度)
10. 令和 3 (2021) 年度 履修のてびき (授業概要・学則)
11. ライフデザイン全部見せ MOOK
12. 令和 3 (2021) 年度 入学者選抜要項
13. ウェブサイト「短期大学部の教育理念」
https://www.koka.ac.jp/wp-content/themes/www/assets/file/introduction/policy/h29_kengaku_tandai.pdf
14. ライフデザイン学科 三つの方針
https://www.koka.ac.jp/wp-content/themes/www/assets/file/introduction/policy/h29_kengaku_tandai.pdf
15. ミドルレベル・ディプロマ・ポリシー
https://www.koka.ac.jp/wp-content/themes/www/assets/file/introduction/publish/dp_tandai2022.pdf
16. カリキュラムマップ
<https://www.koka.ac.jp/wp-content/themes/www/assets/file/introduction/policy/cm2021life.pdf>
17. ナンバリング
https://www.koka.ac.jp/wp-content/themes/www/assets/file/introduction/policy/2021_life_number.pdf
18. カリキュラムフローチャート
https://www.koka.ac.jp/wp-content/themes/www/assets/file/introduction/policy/2021_life_flow.pdf
19. 前期オリエンテーション資料 (令和 3 (2021) 年度)

備付資料

なし

[区分 基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

<区分 基準 I -B-1 の現状>

ライフデザイン学科の教育目的・目標は、「自分の将来を具体的に構想し、その実現のための自覚的な学習を通じ、相手の言葉を相手の立場に立って聴くことができることと、自らの考えを自らの言葉で明確に説明できることを併せ持ったコミュニケーション力を備え、実際の生活において課題設定・情報収集・課題解決を可能とする実践的な社会人としての能力を身につけた人材を育成する」(学則第 5 条)(提出・9)である。この教育目的・目標は、＜基準 1-A＞に記述の「建学の精神」に基づき、人としての可能性を追求し、充実した人生を歩むことができる女性の育成を目指すことを明確に示している。

本学科の教育目的・目標は、学則第 5 条として「学生生活のてびき」(提出・5)等で学生に配布されるとともに、ウェブサイトを通じて学内外に表明している。それを教育課程(カリキュラム)に反映している。

毎年就職先企業へのアンケート調査を行い、3 年ごとに卒業生へのインタビュー調査を実施し、それらの結果をもとに、本学科の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に役立っているか点検している。また、本学が所在する京都市右京区役所との意見交換や、本学の地域連携推進センターを軸とした地域のコミュニティとのミーティングから得られた知見、高校訪問時の進路担当者との面談の中から時代に求められる人材養成についてのコメント等を本学科カリキュラムへの反映を前提に、学科の教務ワーキンググループで毎年点検し、学科会議を経て教務委員会で審議の上、改善を行っている。

[区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

短期大学としての学習成果は、建学の精神から導き出された 3 つ教育目標「①社会人として自立した女性を育成する」「②智慧と学芸を身につけた女性を育成する」「③「いのち」を慈しむ心を持った女性を育成する」に沿って定められている。

本学科では上述の教育目標に基づき、学科レベルの学習成果を卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)(提出・14)として明確化している。また、ディプロマ・ポリシーを分野ごとに具体化したミドルレベル・ディプロマ・ポリシー(提出・15)を各分野の学習成果として明確に示している。これらの学習成果は、学期ごとに評価・確認が行われている。

総合的な学習の成果は、各学期に実施される学生による授業評価や卒業時の学生満足度調査、就職率と資格の取得として可視化され、本学ウェブサイトで学内外に表明している。

学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、カリキュラム編成時期に定期的に点検している。

[区分 基準Ⅰ-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

＜区分 基準Ⅰ-B-3 の現状＞

本学科では卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を関連付けて一体的に定めている。まず、ディプロマ・ポリシーが建学の精神のもと「卒業認定・学位授与の方針」として設定していることを踏まえ、教育課程は「建学の精神教育」、どの分野に進むにも必要な5つの学びの基礎（学びの姿勢、学びの知識、学びの目的、学びの能動性、学びの発展）と多様な観点から社会人基礎力を育成するための「ライフデザインスタンダード」、地域や社会のニーズに対応するため多様な専門分野を配置し各専門分野の学びを通して専門知識やスキルを身につける「ライフデザインプロフェッショナル」で編成した。さらに、学科会議における議論の中で「ライフデザインプロフェッショナル」が多様な専門分野から構成されていることを鑑み、各分野に下位項目としてのディプロマ・ポリシーを配置することで教育活動がより明確になるとして、「ミドルレベル・ディプロマ・ポリシー」と名付けた学科独自のポリシーを策定した。ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに定める教育を受けるために必要な基礎的な知識・技術及び関心・意欲を備えた入学者を適正に選抜するためにアドミッション・ポリシーを策定した。

三つの方針は学科会議での審議・承認を経て、大学運営会議での審議・承認の後、改善という手続きをとっている。

三つの方針を踏まえ、カリキュラム・ポリシーに明示した「カリキュラムの実施方針」に従い教育活動を行なっている。また、本学科独自の学習成果の評価システムである「総合的評価提示システム（Me-L）」（詳細は＜基準Ⅰ-C-2＞、＜基準Ⅱ-A-7＞を参照）により、ディプロマ・ポリシー及びミドルレベル・ディプロマ・ポリシーの達成度を可視化し、学習目標の設定や学生指導に役立てている。具体的には、教員は学生に、各学期開始前のオリエンテーションにおいてディプロマ・ポリシーに結びつけた履修指導を行い、学期末に個人面談においてディプロマ・ポリシー及びミドルレベル・ディプロマ・ポリシーの達成度をもとに今後の学習計画の指導を行なっている。

三つの方針とミドルレベル・ディプロマ・ポリシーは、本学ウェブサイトを通じて学内外に表明している（提出-14、15）。

<テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果の課題>

学期ごとのオリエンテーションやクラスアドバイザーの個人面談での指導を通してその学生の目標に合わせて体系的に学ぶことの大切さを伝え続けているが、一部の学生においては科目の開講曜日や講時、友人が履修するかどうかなどの観点を重視する傾向がみられる。学生が主体的に履修科目を選択するようにするには、どのようにすれば良いのかが課題である。

<テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果の特記事項>

総合的評価提示システム（Me-L）による学習成果の可視化は本学独自のシステムであり、学期ごとにミドルレベル・ディプロマ・ポリシーの履修バランスやディプロマ・ポリシーの達成度を可視化し、エビデンスベースの客観的な学生指導を実施している。また、学生自らがディプロマ・ポリシーの達成に向けて目標設定と自己評価を行い、学習ポートフォリオの編集・発表やクラスアドバイザーとの個人面談を通じたリフレクションにより、学習成果と成長を実感できる。

[テーマ 基準 I -C 内部質保証]

<根拠資料>

提出資料

9. 京都光華女子大学短期大学部学則（2021 年度）
15. ミドルレベル・ディプロマ・ポリシー
https://www.koka.ac.jp/wp-content/themes/www/assets/file/introduction/publish/dp_tandai2022.pdf
20. 京都光華女子大学および大学院・短期大学部における内部質保証方針

提出資料

- 規程集-62. 大学運営会議規程 ※本文中の番号の参照なし
- 規程集-105. FD 委員会規程 ※本文中の番号の参照なし
- 規程集 106. 自己点検評価委員会規程
- 規程集 107. 京都光華女子大学および大学院・短期大学部における内部質保証の方針

備付資料

14. 自己点検評価報告書（平成 30 年度）
15. 自己点検評価報告書（令和元年度）
16. 自己点検評価報告書（令和 2 年度）
17. 校園長会記録
18. 大学教育再生加速プログラム関係資料
19. アセスメントポリシー
https://www.koka.ac.jp/wp-content/themes/www/assets/file/introduction/publish/assessmentpolicy_college_2018.pdf
20. 京都光華 IR 辞書
21. 時間割物語シート

[区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I -C-1 の現状>

自己点検・評価のための規程及び組織については、内部質保証の基本方針を、京都光華女子大学短期大学部学則第 1 章第 2 条に「教育研究活動等の状況について自己点検・

評価を実施し、教育研究水準の向上を図るものとする」と規定している（提出-9）。また、内部質保証に関わる取り組みを円滑に行い、教育、研究、社会貢献活動の継続的な改善と質の更なる向上、社会的な説明責任を果たすことを目的として、内部質保証に関する全学的な方針を策定した（提出-規程集-107）。

「京都光華女子大学および大学院・短期大学部における内部質保証に関する方針」（提出-20）の概要は以下の通りである。

- ・教育研究の質の向上を図るため、自己点検・評価を行い、恒常的な改善・改革を推進する。
- ・中・長期計画および三つの方針（卒業認定・学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、入学者の受け入れ方針）に基づき教育研究活動を展開し、それらとの整合性を踏まえ、自己点検・評価結果の検証および内容の改善と向上に努める。
- ・全学の内部質保証システムの推進に責任を負う組織を、「自己点検評価委員会」とする。
- ・自己点検評価委員会の責任のもと、各学部学科、各専門委員会、事務局各部・図書館・各センター・研究所は、各部署の質保証システムを実行する。
- ・学生を対象とするアンケート調査などにより、本学の教育研究活動、教育環境などに関する情報の収集と分析を行い、大学基礎データをはじめ、教育研究の実態や成果に関する客観的なエビデンスに基づき、自己点検・評価および内部質保証に関する信頼性の高い活動を行う。
- ・自己点検・評価の客観性を高めるために、第三者による外部検証を実施する。
- ・自己点検・評価結果および外部の認証評価機関による評価結果を大学ウェブサイトにおいて、学内外に公表する。
- ・学長は、内部質保証の最終的な責任を負う。大学運営会議は、内部質保証システムが適切に機能しているか評価を行う。

「京都光華女子大学および大学院・短期大学部における内部質保証に関する方針」は大学運営会議、全学教授会、各学部・学科会議、研究科委員会や各専門委員会、事務局の諸会議などで確認され、学園専用ポータルサイト（以下、学園マイポータルサイト）においても掲示を行い、全教職員に対して広く周知している。

以上のように、本学では内部質保証のための全学的な方針を適切に設定し、明示しているとともに、これに関わる組織の権限と役割を明確にしている。

内部質保証体制の組織と権限、役割などについては「自己点検評価委員会規程」（提出-規程集-106）及び「京都光華女子大学および大学院・短期大学部における内部質保証に関する方針」により以下の通り定めている。

1. 全学内部質保証推進組織の構成員、権限・所管事項

全学的な内部質保証を推進する責任組織である「自己点検評価委員会」の規程により、自己点検評価委員会の構成員は、学長、副学長、学部長、研究科長、学園事務局長、

学生サポートセンター長、学長戦略推進部長とし、下記の事項について審議することを定めている（提出・規程集・106）。

- ・学長から指示の事項
- ・自己点検評価（授業アンケート、教員評価等）の項目の設定に関する事項
- ・自己点検評価の方式に関する事項
- ・自己点検評価の報告書の作成に関する事項
- ・自己点検評価結果の活用方法に関する事項
- ・外部評価（第三者評価等）に関する具体的事項
- ・その他委員会が必要と認めた事項

以上のように、本学では、本委員会の責任において、上記審議事項の結果に基づき、全学的な実行指示を行い、自己点検・評価の活動を行っている。

2. 全学内部質保証推進組織とその他の会議体などとの役割分担、連携

内部質保証に関する役割分担などについては、「京都光華女子大学および大学院・短期大学部における内部質保証の方針」において、以下のように明記されている。

- ・全学内部質保証推進組織の権限と役割

自己点検評価委員会は、各担当部署で行われた自己点検・評価報告について全学的見地から検証し、評価結果を学長へ報告する。また、評価結果を各担当部署へフィードバックし、質の向上に向けた学内の活動を促進する。

- ・担当部署の役割分担

各担当部署は、「自己点検評価委員会」の指示のもと、内部質保証システムを実行する。各担当部署の構成員は連携・協力して厳正に内部質保証システムを稼働させる。各担当部署は毎年、自己点検・評価結果を学長へ報告し、学長は「自己点検評価委員会」を開催して結果の検証を行う。大学運営会議は、内部質保証システムの適切性を評価する。

各担当部署の長は、全学的な自己点検・評価および外部の認証評価機関による認証評価の結果に基づく業務改善・質向上の方針・対策指示を受け、その改善・向上に努めなければならない。

EM・IR部は学長の指示のもと、本学の教育研究、教育環境および大学運営に関する情報収集・管理、分析、提案などに関する業務を行い、大学運営会議および各学部学科・専攻科・研究科、各事務組織などの担当部署に情報提供・連携・提案を行う。

3. 内部質保証システムの実行プロセス

各担当部署並びに全学的な内部質保証システムの実行は、いずれも「自己点検評価委員会規程」、「京都光華女子大学および大学院・短期大学部における内部質保証の方針」を基軸とする。

学長からの指示に基づき、学長が議長となって大学運営会議が開催される。大学運営会議での学長の指示に基づき、自己点検評価委員会が開催される。自己点検評価委

[illegible]

年度ごとに複数回自己点検評価委員会を開催し、三ポリシーの点検及び学習成果等を検証している。具体的には、に自己点検評価委員会より、学科へ三ポリシーの検証が指示される。各組織においては、アセスメントポリシーに基づき（備付-19）、定められている学習目標・成果を検証する。検証に必要な各種アセスメントにより得られるデータは、EM・IR 部にて一元管理し、必要に応じて各組織へ情報提供される。一例を挙げると、ディプロマ・ポリシーの検証には成績、DP 達成度調査など、カリキュラム・ポリシーの検証には成績、外部客観テストなど、アドミッション・ポリシーの検証には入試情報等が活用されている。また、各ポリシーの接続性・整合性を検証するため、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシー間の検証については、カリキュラムマップにおけるミドルレベル・ディプロマ・ポリシーの各項目の分布状況を検証している。カリキュラム・ポリシーとアドミッション・ポリシー間については、入試区分別の成績状況を検証している。

自己点検・評価結果については、自己点検・評価結果や教育情報、財務情報、その他の諸活動について、下記の項目を、当該会議体での承認を得たのち、大学ウェブサイトで公表している。

- ①自己点検・評価報告書（平成 30 年度、令和元年度、令和 2 年度）
- ②三つ方針：ディプロマ・ポリシー（学習成果への評価や卒業認定の方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）、アドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）
- ③教育研究上の目的：京都光華女子大学短期大学部学則
- ④教育研究上の基礎組織：学科・専攻の紹介、学びの特徴、学生支援環境など
- ⑤教員組織など：教員組織編成の方針、教員組織、教員数、教員の学位・業績、専任教員と非常勤教員の比率・教員 1 人あたりの学生数
- ⑥入学者数など：入学定員、入学者数、収容定員、在籍者数、卒業者数（学位授与数）、進学者数、就職者数
- ⑦授業：授業科目、授業の方法・内容、年間授業計画（シラバス検索）、履修のてびき
- ⑧学修成果、卒業認定：取得可能な学位、必要単位数
- ⑨校舎・施設など：キャンパス概要・運動施設、課外活動状況・そのための施設、休憩を行う環境、交通手段、校舎などの耐震化率
- ⑩徴収費用：授業料・入学金などの費用、学生寮などの宿舎に関する費用
- ⑪学生支援：学生の支援組織、留学生支援、障がい学生支援
- ⑫教育課程を通じて修得ができる知識・能力の体系：カリキュラムマップ、ナンバリング、カリキュラムフローチャート
- ⑬IR に係る情報
- ⑭設置計画履行状況など報告書
- ⑮ガバナンスコード

全教職員の関与している点として、「京都光華女子大学および大学院・短期大学部に

における内部質保証に関する方針」は大学運営会議、全学教授会、各学部・学科会議、研究科委員会や各専門委員会、事務局の諸会議などで確認され、学園マイポータルサイトにおいても掲示を行い、全教職員に対して広く周知している。

また、毎年度、卒業年次の学生を対象に実施されている「卒業生満足度アンケート」においては、自己の成長に対する満足度や学科の教員や教育内容だけでなく、各センター、コモンズ、学習ステーション等の事務局を含む教育研究組織に対する満足度を調査している。回答データは EM・IR 部で集計され、数値データだけでなく自由記述についても、各部署を通じて全教職員に共有される。課題に対する対応策を各部署で検討する。

高等学校関係者からの意見聴取については、本学では毎月、校園長会議が開催される。校園長会は、学園長、大学・短期大学部学長、高等学校長、中学校長、小学校長、幼稚園長、学園事務局長によって構成され、総合学園としての特色ある教育の推進並びに設置校園間の円滑な接続を図ることを目的としている。この中で、各設置校における運営方針の説明、達成状況、自己点検・評価結果が共有され、学園全体の一貫教育の創造や経営基盤強化の進捗を点検評価している（備付-17）。

自己点検・評価結果の改革・改善への活用については、自己点検評価委員会は、各部署などで行われた自己点検・評価報告について全学的見地から検証・総括し、評価結果を学長へ報告する。また、評価結果を踏まえた改善・向上に向けた対策と実行を各部署などへフィードバックし、質保証の向上に向けた学内の活動を促進する。

学科、各センター、図書館、事務組織では、EM・IR 部より提供される教育研究、教育環境に関するデータをもとに課題の発見・分析を行い、課題があれば、その解決策について検討する。毎年度末に、前年度の課題に対する対策、アセスメントによる検証結果、次年度に向けた課題と対策を、各組織の検討結果としてまとめ、自己点検評価委員会に提出することで PDCA サイクルを機能させている。自己点検評価委員会では、各組織の検討結果について、全学的な視点から妥当性や次年度の課題設定と改善策について検証を行う。大学運営会議は、自己点検評価委員会で行われた検証結果を審議・確定し、各組織へ改善などの指示がフィードバックされる。このフィードバックを受けて、各組織は自己点検・評価に基づく当該年度の改善・向上策を計画的に実施している。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法に関して、本学では成績評価に加

え、科目ごとに到達目標の評価を行い、その結果を集約してディプロマ・ポリシーとミドルレベル・ディプロマ・ポリシーの達成状況を定量的に評価している。

科目の到達目標の評価結果は、総合的評価提示システム（Me-L）を使い、これまで成績評価だけでは明らかにならなかったディプロマ・ポリシーの達成度の評価を行っている。平成 28（2016）年度からは、ミドルレベル・ディプロマ・ポリシーを設定し、可視化された達成度の評価結果を確認することができるようにした（提出・15）。

上述の教員による評価（以下、教員評価）以外に、科目到達目標に対する学生の自己評価（以下、学生評価）を取り入れている。学生は学期末に達成感ポートフォリオを用い、履修科目の到達目標に対する達成度を 5 段階で自己評価する。教員はその結果を科目レベルでの学習成果の向上・充実に役立てている。さらに、教員評価と学生評価を、カリキュラムマップを媒介させ、ディプロマ・ポリシーの定量的評価へと集約する。学科ではこの数値を参考に、学科レベルでの学習成果の向上・充実に組織的に取り組んでいる。総合的評価提示システム（Me-L）では教員評価に加え、学生評価も併せて確認することができるため、学生は自分の強み・弱みだけでなく、教員評価と学生評価のギャップも併せて確認することで、学習成果の振り返りができる。

これらのデータに加えて、履修登録データ、授業出欠状況、就職支援情報、卒業見込み判定等、学生情報は全て学習支援システム（以下、光華 navi）で管理しており、教員、学生サポートセンター事務職員は、光華 navi で成績評価、GPA 等、累積された学習成果の状況を確認することができる。このシステムを活用し、学習成果を認識した上で、学生支援、学習指導、就職活動の指導を行っている。さらに成績評価の客観性と信頼性を高めるため、GPA も学生に提示し、組織的評価の一つとして活用している。授業科目の単位認定は、期末定期試験のみによる評価ではなく、受講態度、レポート、小試験、作品評価、課題提出などを組み合わせた方法をとっている。成績評価以外にも、学生動向に関するさまざまな情報を大学の各事務局から教員がタイムリーに提供を受けている。具体的には、学生授業評価（EM・IR 部）、インターンシップ参加率（女性キャリア開発研究センター）、留学参加率（国際交流センター）、大学編入率・在籍率・卒業率（学生サポートセンター）、就職率（就職支援センター）などの情報を学生の指導や授業の改善に活用している。

査定の手法については、学科の教務ワーキンググループを中心に、さまざまな角度からディプロマ・ポリシーとミドルレベル・ディプロマ・ポリシーそれ自体に加え、ディプロマ・ポリシーとミドルレベル・ディプロマ・ポリシーの対応関係及びミドルレベル・ディプロマ・ポリシーと科目の到達目標の関連づけを明示したカリキュラムマップを点検し、それらの評価方法についての確認も行っている。最終的には学科会議を通じて学科の教員全員が確認を行っている。

教育の向上・充実のための PDCA サイクルとしては、上記の活動に加えて、河合塾とリアセックが共同開発したジェネリックスキルの成長を支援するアセスメントプログラム「PROG」を活用し、診断結果を学生指導の参考データに活用する事に加えて、PROG スコアとディプロマ・ポリシーの達成度の相関分析を行い、到達目標、評価方法の点検・改善を行っている。

学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の遵守については、法令等の改変に関

する情報を、学長戦略推進部を通じて、適宜入手、確認し、その遵守に努めている。この遵守は教育の質を保証する上において、必要条件と位置づけている。一方、本学科のより特徴のある教育を行うために、学科会議で教育課程の見直しを適宜行い、変更を学科内で検討・協議している。

＜テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題＞

科目の成績評価の方法は科目ごとにシラバスに明確に記載し学生に提示しているが、ディプロマ・ポリシーとミドルレベル・ディプロマ・ポリシーの達成度に関する評価方法は教員に一任されているため、評価観点の基準や達成度の評価のレベリングが統一されていない事が課題である。

＜テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項＞

評価制度と評価の質の向上を目的に、令和 3（2021）年度には教員が全員参加し、桐蔭横浜大学の森朋子氏による研修会「真に学生を育てるには—目標・方法・評価の一体化」を行い、現状の課題を再認識するとともに、教員の評価法の改善、並びに学生への自己評価の指導に取り組んでいる。

＜基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の自己点検・評価報告書に記した行動計画は次の 4 点である。①建学の精神の浸透度の評価法の確立、②あいさつする校風の確立、③大学教育再生加速プログラムと連動させた学習成果の可視化の完成、④教員の個人評価を学科の組織的活動へ結びつけるための仕組みづくり。

以下それぞれの実施状況について記す。

① 建学の精神の浸透度の評価法の確立

＜基準 I-A 建学の精神の特記事項＞に記述した通り、次の方法で評価を行っている。まず、建学の精神を分野ごとのミドルレベル・ディプロマ・ポリシーの項目として具体化し、さらにその分野に属する科目の到達目標として分解する。そして、科目の到達目標の達成度を数値化し、それを集約することにより、建学の精神の達成度を数値として指標化する。これは以下の③に記述する学習成果の可視化の一部ともなっている。このように、建学の精神も数値としてその達成度を目指す具体的な目標とすることができるようになった。

② あいさつする校風の確立

本学では、「大学は教師と学生の、あるいは学生同士の人格的な出会いの場（人格形成の場）であり、交わりとしての共同体である」（J.H ニューマン『大学の理念』より）の理念を教職員が理解し、出会いの始まりはあいさつからをモットーに終日あいさつの声がこだまする明るい元気なキャンパスを学生とともに構築することを目指している。授業開始でのあいさつを徹底するのに加え、「あいさつ週間」の取り組みを定期的に行った。この期間は学長と教職員が早朝から正門で学生にあいさつをし、学生もあ

いさつを返す。なお、令和 2（2020）年度と令和 3（2021）年度は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染防止対策のため、「あいさつ週間」は実施していない。

③大学教育再生加速プログラムと連動させた学習成果の可視化の完成

「大学教育再生加速プログラム（AP）」（平成 26（2019）年度～31（2019）年度）の取り組みを通して、次のような学習成果の可視化の体系を作り上げた。まず、ディプロマ・ポリシーを具体化し、「ディプロマ・ポリシー」→「ミドルレベル・ディプロマ・ポリシー」→「科目の到達目標」という階層的な到達目標体系を作る。そして、科目の到達目標の達成度を数値化し、それを集約することにより、ミドルレベル・ディプロマ・ポリシー、さらにはディプロマ・ポリシーの達成度も数値化するというものである。これはディプロマ・ポリシーを核とする学習成果の可視化の標準モデルと呼べるものになっている。実際、この取り組みは AP 事後評価において S 評価とされている（S 評価の短期大学は本学のみである）。

④教員の個人評価を学科の組織的活動へ結びつけるための仕組みづくり

前回の認証評価後の期間はかなりの部分が AP の期間に重なる。これが幸いし、この期間、充実した自己点検・評価を行うことができた。AP では定期的に報告書を作成する必要があったが、これがまさに、アクティブ・ラーニングの活性化と学習成果の可視化という重要なテーマについての「自己点検・評価報告書」と言えるものであった。本学では教員全員が役割分担を行い AP に取り組んだ。したがって、報告書も全員が執筆し全体を完成させた。これが個人の自己点検・評価と組織としての自己点検・評価をつなぐものとなった。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

建学の精神については、日常の授業での展開に加えて、建学の精神・学園史自体の 2 年間の体系的な教育を展開する。

リカレントプログラムの定員充足については、認知度を高めるための広報活動の施策を検討する。また、リカレントプログラム受講者への再就職・転職に向けた支援の強化やオンライン講座の開発などを通じて、受講者の満足度を高める。

ボランティア活動への参加者の増加については、社会連携・社会貢献などの地域に貢献する機会を増やすと同時に、学生の活動に対する支援を強化する。

学生の履修登録の改善については、学生自身の目標の達成のための体系的な履修登録の重要性の指導をさらに具体的に展開する。そのために、令和 3（2021）年度から始めた次の 2 つの取り組みを進める。①1 年生 4 月の履修登録時に、2 年生からどのような目標を実現するためにどのような時間割を作ったか、その経験を話してもらう時間を設定する。②1 年生自らが、目標と時間割の関係を説明する「時間割物語シート」（備付・21）を作成する。このように、自らの時間割の意図について第三者に説明できるようにする。

科目の到達目標の達成度の評価方法の改善については、ディプロマ・ポリシーを核とした学習成果の可視化の精度を上げるためにも中心的な課題の一つである。特に、パフォーマンス系の到達目標の評価の精緻化が大きな課題である。そこで、まず、専任教員だけでなく、非常勤講師に対しても、到達目標の評価のためにどのような課題を

課しているか、それをどう評価しているか、その際の問題点は何かについてアンケートを実施し、問題を共有する。そして、明らかになった問題を解決するための研修、ワークショップを開催する。さらにその成果を具体的な評価法としてまとめ、非常勤講師も含めて共有する取り組みを行う。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

＜根拠資料＞

提出資料

3. 京都光華女子大学／京都光華女子大学短期大学部 CAMPUS GUIDE 2021
4. 京都光華女子大学／京都光華女子大学短期大学部 CAMPUS GUIDE 2022
10. 令和 3（2021）年度 履修のてびき
12. 令和 3 年（2021）年度 入学者選抜要項
14. ライフデザイン学科三つの方針
16. カリキュラムマップ
18. カリキュラムフローチャート
21. 令和 3（2021）年度 シラバス
22. シラバス作成要領
23. 令和 3（2021）年度 学年暦
24. 大学ウェブサイト「学費等一覧」
<https://www.koka.ac.jp/admission/exam/expenses/expenses.html>
25. ウェブサイト「Q&A（よくあるご質問）」
<https://www.koka.ac.jp/admission/exam/faq.html>
26. 令和 4 年（2022）年度 入学者選抜要項

備付資料

22. 成績評価ガイドライン
23. 到達目標達成度評価マニュアル
24. 受講のルールやマナー
25. ディプロマサプリメント（Me-L 入力要項）
26. DP ルーブリック
27. 教養教育の成果に関する資料
28. 卒業生の就職先への企業アンケート実施要領
29. 企業向け卒業生に関するアンケート結果

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-1の現状＞

学科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）（提出・14）は、基準Ⅰ-B・2で示した通り、学習成果に対応して、以下のように示している。

京都光華女子大学短期大学部ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）

建学の精神のもと、以下の力を身につけ、学則に定める卒業要件を満たした者に学位を授与する。

1. 思いやりの心を持って、学びの意欲を高めることができる
2. 21世紀の教養を身につけ、広い視野と将来の見通しを持って社会とかかわることができる
3. 社会に生きる人材として、多様な知識や技術、感性を身につける

このように、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）には、卒業までに身につけておくべき3つの力と、学則に定める卒業要件を満たした者に短期大学士（ライフデザイン学）の学位を授与することを明示している。

短期大学設置基準等に則り、単位取得の要件を64単位に設定し、成績評価にはGPA制度を導入している。また、単位制度の実質化を図るためにCAP制度を導入している。これらから、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は社会的・国際的に通用性があると言える。さらに、本学科では全学生を対象に、主に必修科目の学習を通じて、ライフデザイン・コンピテンシー（以下、LDC）を育成することに努めている。LDCを「本来誰もが持っている、これからの社会で自分の未来を切り拓くために必要なさまざまな力」と定義し、コミュニケーション力、プレゼンテーション力をベースに、自己分析力、自己肯定力、情報収集力、情報分析力、課題解決力、課題発見力といった社会で活躍するために必要な力で構成している。LDCを養成するため、理論的学習に加えて、実体験に基づく学びを深める機会としてPBLなどのアクティブ・ラーニングを取り入れた学習を広く展開している。また、学生が世界に目を向け、地球市民として物事を考えられるようになるよう、コミュニケーション・メディアとしての語学力を鍛え、世界が直面している諸問題を考える機会を提供している。加えて、短期の在外研修や長期の留学を、奨学金制度も設けて、積極的に奨励している。これらに則った卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、社会的・国際的に通用性があると考えられる。

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、毎年度、社会的・国際的に通用性があるか、地域総合科学科として社会のニーズを踏まえたものであるかについて点検を行っている。ミドルレベル・ディプロマ・ポリシーも同様に点検を行い、ディプロマ・ポリシー、ミドルレベル・ディプロマ・ポリシー各科目の到達目標の対応関係の整合性の点検を行なっている。また、ディプロマ・ポリシーの達成度の客観性・妥当性の検証を行なっている。これらの点検を通じて改善が生じた場合は、学科会議での審議・承認を経て、大学運営会議での審議・承認の後、改善という手続きをとっている。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）（提出-14）は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に対応して、以下のように示している。

【カリキュラム・ポリシー】

[建学の精神教育]

- ・現代社会に生きる女性として思いやりの精神をもって、社会とかかわりを持ちつづける価値観や態度を身につけるために、仏教の人間観及び京都光華の学びを置く。

[ライフデザインスタンダード]

- ・どの分野に進むのにも必要な 5 つの学びの基礎（学びの姿勢、学びの知識、学びの目的、学びの能動性、学びの発展）と多様な観点から社会人基礎力を育成するためにライフデザインスタンダードを置く。
- ・具体的にはライフデザイン、コミュニケーション、社会を学ぶ、ビジネス基礎、情報基礎、グローバルの各分野を置く。

[ライフデザインプロフェッショナル]

- ・地域や社会のニーズに対応するため、多様な専門分野を配置し、各専門分野の学びを通して専門知識、スキルを身につけると同時に、分野にとらわれないジェネリックスキルを身につけるためにライフデザインプロフェッショナルを置く。
- ・具体的にはファッション、ブライダル、フード、インテリア、デザイン企画、医療事務、エンターテインメント、観光の各分野を置く。

[カリキュラムの実施方針]

(1) 授業手法

能動的な学びの姿勢を身につけ社会人基礎力を養うために、学科として各科目の授業内容のみならず授業方法にも留意し、組織的にアクティブ・ラーニングを取り入れる。

(2) 履修指導

学期ごとに学科オリエンテーションを実施し、履修指導にあたる。クラスアドバイザーは履修登録状況を個別に確認するなどの対応を含め学生の履修指導を行う。また、各学期中に行う個人面談を通じて履修状況や希望進路などを確認し、適宜必要な履修指導を行う。

(3) 学修支援

多様な専門分野の学びを深めるため、学内外でのさまざまな企画を、授業で学んだ知識の定着と発展の場として活用する。また、学生の自発的学修の契機とするため授業内外で資格取得のサポートを行う。

(4) 評価

(成績評価)

科目の到達目標に対応した多面的な評価方法を採用し、総合的な評価を行う。

(到達目標評価)

科目の到達目標に対する達成度を、教員が評価すると同時に学生も自己評価し、両者を比較することで科目ごとの達成度を客観的に自覚することができるようにする。

(ディプロマ・ポリシー、ミドルレベル・ディプロマ・ポリシー評価)

科目の到達目標の達成度を集約することにより、ディプロマ・ポリシー、ミドルレベル・ディプロマ・ポリシーの項目ごとに達成度を表示し、学修目標の設定や学生指導に役立てる。

教育課程編成・実施の方針は短期大学設置基準にのっとり体系的に設置している。カリキュラムマップ（提出・16）において、科目ごとに到達目標及びディプロマ・ポリシー、ミドルレベル・ディプロマ・ポリシーとの関連を明確に示している。本学科の教育課程編成の特長は（財）短期大学基準協会から、地域の多彩なニーズに柔軟に応じることを目的とした新しいタイプの学科であると認められ、「地域総合科学科」として認定されている。

学科の学習成果であるディプロマ・ポリシー及びミドルレベル・ディプロマ・ポリシーを担保するために、必修科目、選択必修科目、選択科目合わせて 130 以上の科目を体系的に編成している。また、ディプロマ・ポリシーによって、本学の建学の精神・教育理念、学科の教育目標と教育課程、学位授与の要件とが橋渡しされ、学生にとって、自分の将来像を見据えながら、教育課程で要求される各科目の学習に励めるようになっている。学生各自が人生の目標を明確にし、将来の進路をイメージしながら学ぶことができ、学生生活の中心に「学び」を自然に配置できるように配慮して、2 年間のプ

ログラムを提供している。

令和 2 (2020) 年度生カリキュラムでは、建学の精神を学ぶ「仏教の人間観Ⅰ」(2 単位)、本学科で学ぶことの意義や自分の適性を見極める「京都光華の学びⅠ」(1 単位)、自分の将来の夢を実現する基礎を学ぶ「京都光華の学びⅡ」(1 単位) 及びその発展や社会に出る心構えを学ぶ「ライフデザイン特論Ⅰ」(1 単位)、「ライフデザイン特論Ⅱ」(1 単位)、コミュニケーション力を養う「プレゼンテーション演習」(2 単位)、生活に欠かせない色彩を学ぶ「色彩とライフデザイン」(2 単位)、時事問題を学ぶ「社会を知る」(2 単位) の計 12 単位を必修科目とした。

令和 3 (2021) 年度生カリキュラムからは、LDC の育成を軸に必修科目の体系化を行い、建学の精神を学ぶ「仏教の人間観Ⅰ」(2 単位)、本学科で学ぶことの意義や自分の適性を見極める「京都光華の学びⅠ」(1 単位)、自分の将来の夢を実現する基礎を学ぶ「京都光華の学びⅡ」(1 単位)、時事問題を学ぶ「社会を知る」(2 単位)、プレゼンテーション力を養う「ライフデザイン・コンピテンシーⅠ」(2 単位)、地域が抱える問題の調査・収集と共有に取り組む「ライフデザイン・コンピテンシーⅡ」(2 単位)、地域や企業が抱える問題解決に取り組む「ライフデザイン・コンピテンシーⅢ」(2 単位)、ゼミ形式による課題解決提案と発表を行う「ライフデザイン特論」(1 単位) の計 12 単位を必修科目とした。

また、選択科目 52 単位は、「ライフデザインスタンダード」と「ライフデザインプロフェッショナル」に属する諸科目から、学生が自分の人生設計に合わせて自由に選択し、自分だけのカリキュラムを作成できるようにしている。また、社会人力の向上を図るため、選択科目 52 単位の内 10 単位を「ライフデザインスタンダード」の選択必修科目とした。

単位の実質化のために、1 単位 45 時間の学習を充足するよう、シラバス(提出-21)に授業時間外学習(予習・復習)の時間並びにその内容を記載することを徹底している。また、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、各年次にわたって、無理なく効率的に授業科目を学習するために CAP 制を導入し、各学期に履修登録できる単位数の上限を 25 単位に定めている(提出-10)。令和 2 (2020) 年度からは、履修登録上限単位の緩和措置も導入した。具体的には、GPA が 3.3 以上の場合、翌学期に開講されている科目の中から、4 単位の範囲内で履修単位を増やすことができるようにした(提出-10)。このように、単位の実質化の担保と学生の学習状況を鑑みた柔軟な対応を行なっている。

成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。評価の厳格化に努め、ミニマムスタンダードを定めている。成績評価は、定期試験の結果だけによるのではなく、レポート作成や、その他平常授業での発表、作品の提出、あるいは数種類の課題や小試験結果も組み合わせて総合的に行なっている。令和 3 (2021) 年度前期の授業実施方針は原則対面授業であったが、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大防止措置として、1 週間の移行期間を経て、第 4 週目からは、原則オンライン授業へと方針が転換した。対面での定期試験及び追試験の代替え措置として、15 回目の授業等で小テストや、その他レポート試験を行い、成績評価を行った。また、教育の質を保証するため、「成績評価ガイドライン」(備付-22)、「到達目標達成

度評価マニュアル」(備付-23)に基づいて学習効果を厳正に評価している。本学科では、科目の成績評価に加え、科目の到達目標の達成度評価も行い、評価の重層化を行なっている。複数教員で担当する科目の成績評価は、担当者全員で協議し、評価している。質保証を担保する一環として、授業内容・授業方法の工夫によって学習効果のレベル維持に努め、受講のルールやマナー(備付-24)で欠席・遅刻を防ぎ、課題の提出期限を守るという学習姿勢を維持させることを徹底している。非常勤講師に対しては、毎年、「非常勤講師懇談会」を開催し、これらの内容について周知、徹底を行なっている。学生に対しては学期ごとにオリエンテーションを開催し、受講時のルールやマナーを周知している。

シラバスには、授業題目、授業テーマ、授業の概要、到達目標、授業計画、授業方法、評価方法、関連資格、履修上の留意点、授業時間外学修(予習・復習等)に関する内容、教科書・参考書などを明示している(提出-22)。令和元(2019)年度からシラバスの改良を行い、「到達目標」ごとに、「その達成度を見る観点」と「その達成度を見るために用いる手法」の記載を追加した。成績評価についても「成績評価方法」に加え「成績評価基準」を明記し、「授業方法及び学生への課題・小テスト等のフィードバック」の項目も追加した。

学科の教育課程の見直しは、毎年度、学科会議で科目の統廃合、内容の修正について検討を行なっている。各科目の受講者数の推移を調査し、その原因を分析するとともに、開講科目を微調整し、学生の要求によりよく応え、かつ、学科の教育目的に適合した科目の提供を目指している。さらに、学科で検討した教育課程変更方針案を、教務委員会及び大学運営会議において教職協働で審議している。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3 の現状>

学科の教養教育は、教養教育の科目群で構成する「ライフデザインスタンダード」で実施している。また教養の概念を発展させ、「21世紀の教養を身につけ、広い視野と将来の見通しを持って社会とかかわることができる」ことをディプロマ・ポリシーの「教養」の区分において掲げている。ディプロマ・ポリシーで設定している「21世紀の教養」は、さまざまな分野における文化や慣習が時代とともに変化し発展してきたことを理解し、将来の展望を描くことができるといった文化的側面と、さまざまな分野が産業とどのように関わっているかなど社会の中での位置づけを理解し、現代社会の問題を考慮して、知識や考え方を再構成することができる産業的・社会的側面の2つの観点で構成される。

21世紀の教養教育の実現のため、「ライフデザインスタンダード」で培う教養教育と

「ライフデザインプロフェッショナル」（詳細は＜基準Ⅱ-A-4＞を参照）で培う職業教育を関連させ、相互補完するようにカリキュラムを編成（提出・18）している。

教養教育のなかでも、とりわけ本学科の教育を特色づける科目は必修科目（詳細は＜基準Ⅱ-A-2＞を参照）とし、学科のエッセンシャルな学びとしている。ディプロマ・ポリシーの達成のために必要となる科目を必修科目に設定することにより、全学生が自ずと教養教育を履修できる仕組みになっている。

教養教育の効果は、「ライフデザインスタンダード」の学習効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。「ライフデザインスタンダード」の効果は、「ライフデザイン」「コミュニケーション」「社会を学ぶ」「ビジネス基礎」「情報基礎」「グローバル」の各分野のミドルレベル・ディプロマ・ポリシーの達成度で評価を行っている（詳細は＜基準Ⅱ-A-6＞を参照）。教員は学生の達成度を把握し、授業改善の資料並びに学生指導のエビデンスとして活用している。学生がこれまでの学びを振り返るための資料として活用している。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-4 の現状＞

学科の職業教育は、専門教育と職業教育の科目群から構成される「ライフデザインプロフェッショナル」で実施している。「ライフデザインプロフェッショナル」には、地域の多様なニーズに応えるために、「ファッション」「ブライダル」「フード」「インテリア」「デザイン企画」「医療事務」「エンターテインメント」「観光」の各分野を設置し、学生が自分の興味や目標に合わせて、多彩な分野から自由に選択できる科目群にしている。学生は職業に関連するさまざまな分野の学びを通じて、職業生活を念頭に置いて設定された学習成果が身につくようになっている。

また、教養教育、専門教育、職業教育の実施に加えて、分野にとらわれず社会で必要となる汎用的な資質・能力として LDC の育成を重視している。その教育手法としてアクティブ・ラーニングを推進している。アクティブ・ラーニングは 1 年生前期の必修科目「プレゼンテーション演習」（令和 2（2020）年度から「ライフデザイン・コンピテンシーⅠ」に名称変更）から導入を開始した。同科目は短期大学の社会人基礎力育成のモデルとなると文部科学省や経済産業省からも高い評価を得た。この実績をもとに、全科目において LDC の育成を目的にプロジェクト型 PBL や産学連携型 PBL など発展的なアクティブ・ラーニングを導入し、職業への接続を意識した教育を行っている。

職業教育の効果については、「ライフデザインプロフェッショナル」の学習効果を測定・評価し、改善に取り組んだ。「ライフデザインプロフェッショナル」の効果は、「フ

アクション」「ブライダル」「フード」「インテリア」「デザイン企画」「医療事務」「エンターテインメント」「観光」の各分野のミドルレベル・ディプロマ・ポリシーの達成度で評価を行っている（詳細は＜基準Ⅱ-A-6＞を参照）。教員は学生の達成度を把握し、授業改善の資料並びに学生指導のエビデンスとして活用している。学生はこれまでの学びを振り返るための資料として活用している。

〔区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-5 の現状＞

入学者受入れの方針であるアドミッション・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーで定めた学習成果、そしてこの学習成果を導くカリキュラム・ポリシーに対応させ、以下の通り定めている。

【ライフデザイン学科 アドミッション・ポリシー】

入学者受け入れ方針

本学科では、自分の将来を具体的に構想し、その実現のための自覚的な学習を通じて、相手の言葉を相手の立場に立って聴くことのできる傾聴力と、自らの考えを自らの言葉で明確に説明する説明力を合わせもった豊かなコミュニケーション力を備え、実際の生活において課題設定・情報収集・課題解決を可能とする実践的な社会人としての能力を身につけた女性を育成します。そのため、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに定める教育を受けるために必要な、次に掲げる基礎的な知識・技能及び関心・意欲を備えた女性を求めています。このような入学者を適正に選抜するために、教科（国語、英語）の試験、作文、面接など多様な選抜方法を実施します。

〔知識・技能〕

1. 高等学校等までの学習を通じて、基礎的な知識や技能を身につけている。

2. 日常生活の中で、高等学校等までの学習を通じて得た知識や技能を積極的に生かしたいと考えることができる。

[思考力・判断力・表現力]

1. 相手の立場に立って考え、人を大切にすることができる。
2. 現代社会の諸問題に対して、幅広い関心を持ち、自ら考え、学ぶ意欲がある。

[主体性・多様性・協働性]

1. 社会人基礎力を育成する学びを通して、社会において必要な幅広い能力を身につけたいという意欲がある。
2. 多様な専門分野の学びを通して、専門知識や技能を有したプロフェッショナルを目指す意欲がある。

建学の精神のもと、人間形成に精励し、社会で活躍できる有為なる女性の育成を目指している。こうした目的を実現するため、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを一貫性、整合性あるものとして策定しているため、学習成果と対応していると言える。

アドミッション・ポリシーは、本学ウェブサイト「教育情報の公開」に適切に公表しているほか、「キャンパスガイド」「入学者選抜要項」への記載、外部のウェブサイトの「大学ポートレート（私学版）」からも確認することができ、誰もが容易に確認できる方法で公表している。

平成 29（2017）年度に、アドミッション・ポリシーを、学力の 3 要素から本学のディプロマ・ポリシーへのスムーズな接続を念頭に置いたものに変更し、入学前の学習歴、学力水準、能力等の身につけておくべき力と、その水準を判定する方法を明確に示し、入学者選抜における選抜方法を明示している。たとえば入学前の学習成果の把握・評価については、内部推薦選抜や指定校推薦選抜などでは、受け入れの基準となる評定平均値を設定し対象の高校に通知している。

入学者選抜の方法として、内部推薦選抜（系列高等学校対象）、指定校推薦選抜、総合型選抜（面接方式）、総合型選抜（プレゼンテーション体験方式）、基礎学力チャレンジ、公募制推薦選抜（前期日程・後期日程）、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜、光華ファミリー選抜、社会人入学選抜、外国人留学生入学選抜、秋季入学制度秋入学選抜を実施している。

多様な選抜を行なっているが、それぞれキャンパスガイド（提出・3、4）及び入学者選抜要項（提出・12、26）に記載した選考基準に基づき、高大接続の観点により公正かつ適正に実施している。基礎学力チャレンジ、公募制推薦選抜（前期日程）では、英語、国語又は作文の筆記試験、一般選抜（後期日程）では、英語又は国語の筆記試験で判定を行い、面接は課していないが、それ以外の入試では必ず教員が面接し、アドミッション・ポリシーに適合する学生であることを確認し、さらに高等学校での成績が一定以上の者を合格させている。たとえば、学力の 3 要素に呼応した選抜制度として令和 2（2020）年度から導入した総合型選抜（プレゼンテーション体験方式）では、オープンキャンパスで開催する模擬授業に参加することを受験の条件とし、在學生と入学後

の学びを体験することを通じてアドミッション・ポリシーや学科の学びの特性を説明している。総合型選抜（面接方式）では、事務職員と在学生が受験生と事前相談を行い、本学科のアドミッション・ポリシーを説明すると同時に、受験生からの質問に対応し、受験前の不安や疑問の解消に努めている。その上で、面接では一人ひとりの受験生に十分な時間を取って、志望動機や自己 PR を聞き、アドミッション・ポリシーを熟知しているか、自分の長所や特技を今後どのように活かしていくか、入学後へ向けてどのような抱負を抱いているかなどを確認し、適切と認めた者を入学させている。また外国人留学生選抜や社会人選抜においても、教員が面接を通じてアドミッション・ポリシーの適合を確認している。内部推薦選抜（併設高校対象）や指定校制推薦選抜などでも選考基準を明確に設定し、志望理由書、課題、面接試験等で多面的評価を行い公正かつ適正に入学選抜を実施している。それぞれの入試区分において入学定員を定め、キャンパスガイド（提出-3、4）、入学選抜要項（提出-12、26）に明示している。授業料をはじめとする入学に必要な費用は、本学ウェブサイトの「学費等一覧」（提出-24）、入試ガイド、入学選抜要項に明示し、受験者に情報を伝えている。

本学はアドミッション・オフィスとして入学・広報センターを設置し、入学・広報センター副センター長がアドミッションオフィサーを務めている。

受験の問い合わせは、入学・広報センターを窓口として丁寧な対応に努めている。またオープンキャンパスなどのイベント時以外にも個別のキャンパス見学等を受け入れており、教員との協力体制のもと、受験生ニーズに添うよう取り組んでいる。質問の多い内容については、入試ガイドや本学ウェブサイト「Q&A（よくあるご質問）」（提出-25）に「Q&A よくあるご質問」として掲載している。

入学・広報センターでは年間 6 期に分け、高校訪問を行うなかで、高等学校教員との意見交換・聴取を積極的に行い、学内委員会である募集広報・高大接続委員会及び入試委員会において情報を共有するとともに入学選抜制度の点検などに活用している。指定校や併設高校に対して、高校訪問や定期的な懇談会などを通じて意見聴取を行い、アドミッション・ポリシーの点検を行っている。また、毎年 6 月に高校の進路指導関係の教諭を対象とした「高校教員説明会」を実施し、その際に受けた質問や意見も参考にしている。

〔区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

＜区分 基準Ⅱ-A-6 の現状＞

本学科では「学生が、何ができるようになるか」を中心に据えた到達目標型教育への変換を目的に、地域総合科学科に適した形で、ディプロマ・ポリシーを軸とした学習成果の到達目標体系を構築している。ディプロマ・ポリシーに定めている学習成果は「こ

ころ」「教養」「人材」の3つの区分で設定をしている。抽象的なディプロマ・ポリシーを補う形で14の学びの分野ごとにミドルレベル・ディプロマ・ポリシーを設定し、さらに分野に属する科目ごとに到達目標を具体的に設定している。学生が各科目での学びがディプロマ・ポリシーで設定されている学習成果の獲得にどのようにつながるのかを具体的にイメージできるように、カリキュラムマップには、ディプロマ・ポリシーとミドルレベル・ディプロマ・ポリシーの対応関係及びミドルレベル・ディプロマ・ポリシーと科目の到達目標の関連づけを明示している。

例として表1にブライダル分野のミドルレベル・ディプロマ・ポリシーを示す。「ころ」「教養」「人材」という抽象的なディプロマ・ポリシーを、ブライダル分野に即した形で具体化させ、分野の学習成果としている。

表1. ブライダル分野のミドルレベル・ディプロマ・ポリシー

区分	ディプロマ・ポリシー	ミドルレベル・ディプロマ・ポリシー
DP1 ころ	思いやりの心を持って、学びの意欲を高めることができる	(1-1) 結婚式に関わるあらゆる人たちとのつながりを大切に、結婚式に込められた思いに共感できる (1-2) ブライダルプロデュースを通じて、新郎新婦をサポートする喜びを知ることができる
DP2 教養	21世紀の教養を身につけ、広い視野と将来の見通しを持って社会とかかわることができる	(2-1) 婚礼の歴史と慣習について理解する (2-2) 21世紀におけるブライダルビジネスの課題を理解し、これからの可能性を考えることができる
DP3 人材	社会に生きる人材として、多様な知識や技術、感性を身につける	(3-1) 人生の一大イベントである結婚式をプロデュースするための知識と技術を身につける (3-2) ブライダルビジネスで必要とされるコミュニケーション能力、企画提案力を身につける

全ての科目は前期又は後期の学期内で完結しており、各科目の学習成果は15回の授業及びシラバスに記載している授業時間外学修（予習・復習等）で獲得可能な内容で設定している。多くの学生は2年間の学習を通じてディプロマ・ポリシーで掲げた学習成果の獲得が可能である。

各科目において学生が獲得した学習成果は、シラバスに示した成績評価方法により定量的に評価を行なっている。履修した科目の成績評価の結果を累積し、GPAとして定量的に測定している。さらに、各科目の到達目標に対して、教員と学生は、各学期終了時にシラバスに示した達成度を見る観点に従い達成度（5段階で数値化）評価を行なっている。履修した科目の到達目標の達成度評価の結果を累積し、ディプロマ・ポリシー及びミドルレベル・ディプロマ・ポリシーの達成度を定量的に評価している。このように、ディプロマ・ポリシーもミドルレベル・ディプロマ・ポリシーも測定可能な具体的学習成果となっている。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

本学科では、総合的評価提示システム（Me-L）により、これまで成績評価だけでは明らかににはならなかったディプロマ・ポリシー及びミドルレベル・ディプロマ・ポリシーの達成度について、5段階で量的評価を行なっている。教員はその結果を科目レベルでの学習成果の向上・充実に役立てている。また、到達目標達成度は、教員評価に加え学生評価を取り入れ相互評価を行っている。学生は学期末に達成感ポートフォリオを用い、履修科目の到達目標に対する達成度を5段階で自己評価する。学生は自分の強み・弱みだけでなく、教員の評価と自己評価のギャップも併せて確認することで、学習成果の振り返りができる。各学期にクラスアドバイザーと学生による個人面談を行い、数値化された達成度をもとに科目ごとの詳細な学習成果の達成状況について確認し、今後の学習計画の作成を行なっている。

さらに、ディプロマ・ポリシーの達成度の直接評価手法として、令和元（2019）年度からは、学生自身がディプロマ・ポリシーの達成に関連するエビデンスを収集・発表し、それを評価するという「学習ポートフォリオシステム」を構築した。これは、ディプロマ・ポリシーを要素に分解せず、全体としてその質を評価する仕組みである。令和3（2021）年度からは、1年生前期必修科目「京都光華の学びⅠ」、1年生後期必修科目「京都光華の学びⅡ」で学習ポートフォリオの発表会を実施した。発表会後には、「DPルーブリック」（備付-26）に基づき、ディプロマ・ポリシーの達成度の自己評価とリフレクションを行った。このように、学生自身が自分の目標達成のエビデンスを収集し、エビデンスをもとに自己評価を行い次の目標設定につなげるというPDCAサイクルが確立している。

このように本学科では総括・総合的な学習成果であるディプロマ・ポリシーを量的・質的データに基づき評価し、授業改善や教育改革、さらには学生自身の学習改善に活用している。そして、総合的評価提示システム（Me-L）で測定されたディプロマ・ポリシーの達成度は学内の内部指標であるため、外部指標としてPROGスコアから算出したディプロマ・ポリシーの達成度を活用し、客観性の効果検証を行なっている。

学生への学習成果の公表としては、ディプロマ・サプリメント（備付-25）を発行し、GPA、ディプロマ・ポリシー達成度、ミドルレベル・ディプロマ・ポリシー達成度等を、1年生前期・後期、2年生前期・後期と学期ごとに計4回作成し、卒業時に学生に

配布している。各年度終了時点の学生の通算 GPA の分布状況は、本学ウェブサイトを通じて公表している。

学習成果は、社会状況の変化、社会の要請を踏まえた教育目的・目標の点検の基礎となるものと位置づけ、学科の教務ワーキンググループで点検した上で、学科会議において教員全員がさまざまな角度から点検している。

〔区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

＜区分 基準Ⅱ-A-8 の現状＞

就職支援センターにおいて、ディプロマ・ポリシー及びミドルレベル・ディプロマ・ポリシーに沿った、在学中に身につける学力や資質・能力について、教育の成果や効果を検証することを目的として、令和 2（2020）年度・令和 3（2021）年度に企業向け卒業生に関するアンケート（卒業後評価）を実施している（備付-28）。このアンケートは、能動型（意欲的・行動力等）、協働型（コミュニケーション力・協調性等）、変革型（創造性・問題意識等）、地方型（専門的スキル・忍耐力等）の 4 側面からの印象、求める人材、どの分野の教育や支援の充実が望ましいか等を設問としている（備付-29）。アンケート結果として、本学科の卒業生は「素直さ」「真面目又は誠実な人柄」である点が高く評価される一方、「リーダーシップ」「創造性」「問題意識の高さ」「好奇心」については課題があると評価されている。また、部活動・サークル活動支援の充実、インターンシップ、地域連携活動、ボランティア活動によって「コミュニケーション力」「知識」「社会人マナー」を身につけることが期待されている。

アンケート項目については、教職協働の就職支援委員会で審議・決定したうえ実施し、これらのアンケート結果については、大学運営会議で報告・共有し、ウェブサイトに掲載している。以上、学習成果の可視化・点検に活用している。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題＞

学生の卒業後評価への取り組みについて、卒業生の進路先からの評価の聴取方法が、現在は企業へのアンケート調査のみである。そのため、定量的評価の結果に基づき、学習成果を点検するにとどまっている。さらに具体的な学習成果の点検・改善を行うことが課題である。そのため、企業訪問時や OG 懇談会において卒業生にインタビュー調査を実施したいと考えている。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項＞

ディプロマ・ポリシーの達成度を量的・質的に評価するのは難しい課題である。この課題に対して、量的評価としては、総合的評価提示システム（Me-L）の構築、質的評価としては DP リーブリックに基づいた学生自己評価と学習ポートフォリオの構築に

取り組んだ。これにより、ディプロマ・ポリシーの達成度を量的・質的に評価することを実現した。また、総合的評価提示システム（Me-L）で測定されたディプロマ・ポリシーの達成度は学内の内部指標であるため、妥当性が担保されているかどうかの観点から、評価自体の点検も行っている。具体的には、ディプロマ・ポリシーの達成度に関して、総合的評価提示システム（Me-L）で測定されたデータと PROG スコアから算出したデータとの相関分析を行い、点検・改善に取り組んでいる。さらに、＜基準 I-C 内部質保証の特記事項＞に記載の通り、評価制度と評価の質の向上を目的に、研修会も開催し、教員の評価法の改善、並びに学生への自己評価の指導を行っている。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

提出資料

3. 京都光華女子大学／京都光華女子大学短期大学部 CAMPUS GUIDE 2021
4. 京都光華女子大学／京都光華女子大学短期大学部 CAMPUS GUIDE 2022
5. 学生生活のてびき [2021 年度]
10. 令和 3 (2021) 年度 履修のてびき
22. シラバス作成要領
24. ウェブサイト「学費等一覧」
<https://www.koka.ac.jp/admission/exam/expenses/expenses.html>
25. 大学ホームページ「Q&A (よくあるご質問)」
<https://www.koka.ac.jp/admission/exam/faq.html>
12. 令和 3 (2021) 年度 入学者選抜要項
26. 令和 4 (2022) 年度 入学者選抜要項

提出資料-規程集

9. 個人情報の保護に関する規程
99. 教務委員会規程
102. 学生生活委員会規程
105. FD 委員会規程
109. 就職支援委員会規程

備付資料

35. 京都光華エンrollmentメント
<http://www.koka.ac.jp/campuslife/enrollment.html>
36. システムガイド BOOK
37. ようこそ「学びの森」へ
38. CAREER GUIDE BOOK
39. 情報倫理ハンドブック
40. 学生カルテ
41. 目標設定シート
45. 留学案内チラシ
46. 教員評価制度
47. 学科検討会報告書
48. 学修状況
49. Web テスト
50. ライフデザイン学科オリエンテーション資料
51. 奨学金制度
52. 卒業生満足度調査
53. 留学生ハンドブック
54. 2021 年度の就職支援日程

55. 就職支援体制

56. 「就職活動を支える保護者の方へ

57. 資格対策講座のハンドブック

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

教員は、次に挙げるように学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。学位授与の方針及び達成すべき学習成果を踏まえ、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。

科目ごとの学習成果は各科目のシラバスに到達目標として明示しており、科目の目的・形態を考慮しながら、定期試験、授業への取り組み、小テスト、課題提出、レポートなどの評価基準を設け評価をして、多角的な視点で学習到達状況を把握するように

努力している（提出-22）。

教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。まず、成績評価の状況は本学 EM・IR 部が把握した後、教員に伝えられる。学科では、科目により評価の不均衡がないかなどに注視して、各学期末に問題点を提起し指導を行っている（備付-40）。

学生は、「目標設定シート」（備付-41）を活用して、学期ごとに学習目標の設定と振り返りを行なっている。学期開始時に学習目標を立て、学期終了時に「振り返りシート」を記入し目標の達成状況について振り返りと自己評価を行い、その結果を踏まえて次の学期の目標設定に役立てる。履修登録時には単に科目を登録するだけでなく、「時間割物語シート」を作成することによって、自分の作成した時間割に意味（必然性）を見出すことも課している。

教員は、次に挙げるように学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。学生による授業評価は、当該授業の改善という観点から第 4 回目から第 5 回目の授業の終了後に行っている。また、授業の中で受講生にフィードバックを行い、教育の質の向上に取り組んでいる。授業評価は学生が履修する科目ごとに実施し、光華 navi を利用して行う仕組みを導入している。（提出-50）各科目の担当教員は授業評価の集計を学期ごとに受け取り、学生からの授業に対する要望や授業運営上の問題を把握し、次年度以降の授業をより充実させるために授業方法や内容の修正などの改善を行っている。また、この授業評価に限らず、学期初めや中間時点で同様の授業アンケートを実施し、より学生の授業満足度を高める努力をしている。

学生による授業評価の結果は点数化され、教員個人評価（備付-46）にも反映される。各教員はその結果を客観的に把握し教育活動の重要な柱として意識づけている。

授業改善についてはこの授業評価などの結果を踏まえ、全学組織の FD 委員会で討議検討され改善指導を行っている（提出-規程集 105）。

教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。学科会議などできるだけ多くの機会でお互いの科目の授業や教育の進捗状況などを紹介し把握するようにしている。

教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。学科会議などで、教育目的・目標の達成状況の把握・評価について随時議論検討しており改善の努力を続けている。各教員は学生による授業評価などで学生の学習到達度を把握し改善を心がけており、学年末に実施する教育活動検討会で全教員が問題点の把握と改善方法を共有するようにしている（備付-47）。

教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている学科オリエンテーションでは、入学時や学期初めのオリエンテーションで教務担当の教員が中心となって実施し、科目の履修方法や資格の取得方法などの説明している。また、クラスアドバイザー制度では、一人の教員が 10 名前後の学生を担当して、履修及び卒業に至る指導をしている。各教員は担当学生の授業履修状況、成績、出席状況などを、光華 navi を利用して把握できる。また、このシステム上でメールのやり取りも可能で、学生からの悩みなどの相談を直接受けることができる。さらに、1 年生前期必修科目「京都光華の学び I」でクラスアドバイザーが履修登録漏れのないように指導している。また、2 年生前期必修科目「ライフデザイン特論 I」及び 2 年生後期必修科目「ライフデザイン特論

Ⅱ」の各担当教員もクラスアドバイザーと協力しながら、特に就職や進路についてより細かく学生の指導にあたっている。

事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。事務職員による体系的な学生支援については、本学の全ての事務職員が、「建学の精神」並びに学科の教育目的・目標を十分に理解した上で職務を遂行している。

本学の事務職員は、各学科担当の事務職員と各部署所属の事務職員で構成されている。学科担当の事務職員は、コモンズに常駐しており、学科の円滑な運営管理及び教育研究活動支援を職務として、学生対応、授業補助、教材準備、各種資格関連業務等を担当し、その業務を通じて学習成果を認識するとともに学習成果の獲得に貢献している。

事務職員全員は、それぞれの職務を通じて学習成果を認識するとともに学習成果の向上に貢献している。また、SD 活動の実践を通じて（基準Ⅲ-A-3）、学修、学生生活支援等、各部署の業務に活かすことによりその責任を果たしている。学習成果の認識については、各学科が目標として掲げる学習成果を事務局全体で認識しており、所属部署ごとに職務は異なるが、それぞれがその職務を通じて学習成果を認識し、学生の動向を把握している。

学科専属事務職員による学習成果の認識・貢献・状況把握については、実習授業を補佐することを含んだ専属の事務職員が 3 名おり、それぞれの授業の補佐を通して学生と直接に関わりながら学生の学習を助け、教員の授業を補佐している。また、担当授業時間以外は、コモンズにて学科の事務や学生対応を実施している。毎週 1 回行われる教員の学科会議にも事務職員が出席し、学生の動向などを共有し、一丸となって学生指導にあたっている。

事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況の把握については、全事務職員が各所属部署の職務を通して、各学科の教育目的・目標に関わる業務を担当しており、教員と連携しながらその把握に努めている。また、教育目的・目標を達成するためのオリエンテーション、課外活動、新入生一泊研修、新入生歓迎行事等、学科行事の運営にも深く関わり、教員とともに教育及び学生支援を行っており、大きな役割を果たしている。

学科専属事務職員の代表は学科会議において、学科の教育活動、課外活動、学生の動向などを教員と情報を共有し、あらたな問題を把握し改善に向けての努力をしている。このように、専属事務職員は日常の職務のあらゆる機会を通じて学科の運営に大きく寄与している。

学生サポートセンター事務職員は、教育課程に関して、適正かつ効果的に実施されるようサポートすることがその中心的な職務であることから、その関係会議である教務委員会の構成員となっており（提出・規程集 99）、学科の教務委員と連携を密にすることで、学科の教育目的・目標の達成状況を確実に把握している。また、資格取得に関しても必要な科目の単位修得状況について把握しており、申請業務にも深く関わっている。

事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。本学では、学生一人ひとりが目標に向かって安心して学び、あらゆることに積極的にチャレンジできるよう学修面をはじめ、学生生活面、就職面等、大学に入学する

前から卒業後までを一貫してきめ細かくサポートする本学独自の総合支援体制「京都光華エンロールメント」(備付-35)を事務職員全員が実践している。

学生対応の内容としては、教務、学生生活、就職関係等、多岐にわたっており、状況に応じて組織上所属している学生サポートセンター事務職員や関係部署の事務職員と連携し、共通認識のもとで学生支援を行っている。

全事務職員がそれぞれの部署・立場で学生支援の職務を遂行している。特に履修に関しては学生サポートセンターが担っており、所属している事務職員は、教員と連携しながらあらゆる事務・窓口相談等を通じて、学生への履修指導、資格取得、卒業に向けた支援を行っている。新入生に対しては、前期のオリエンテーションにおいて事務職員より、教育課程の説明、履修計画の概要と履修登録方法の説明、学生生活に関するガイダンスを行っている。また、履修関係業務の他にも奨学金などの経済的支援、身体・メンタル面の支援、学生団体への支援を行っている。

学生に対する履修及び卒業に至る支援については、クラスアドバイザー(教員)、教務担当教員、学生サポートセンター事務職員、学習ステーション事務職員、学科担当事務職員、教務委員会によって学習支援のための体制を整備しており、連携を密にしながら学生の学習上の相談に乗り、状況に応じた適切な支援を行っている。

平成 26 (2014) 年 4 月より、学生の自学・自習や協同学習等に対応した学習支援施設として学習ステーションを開設した。この施設には事務職員 2 名が常駐し、履修相談、基礎科目を中心とした学習相談、課題支援等、広く学生への学習支援を行っている。コモンズと学習ステーションの事務職員による学生支援は、学生の主体的な学びの増進、学習時間の増加等、学習成果の質の向上に大きな役割を果たしている。

本学では、学生の成績記録を個人情報保護に関する規程(提出-規程集-9)に基づき適切に保管している。学生基本データ、成績データ、履修登録データ、授業出欠状況、就職支援情報等、学生情報は全て光華 navi で管理しており、学生サポートセンター事務職員は、ウェブ上で成績評価、GPA 等、累積された学習成果の状況を必要に応じて確認することができる(備付-48)。このシステムを活用し、学習成果を認識した上で学生支援・指導を行っている。また、奨学金業務やその他の学生対応を通じて学習成果を認識している。

図書館の事務職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。図書館は、徳風館地下 2 階～地上 3 階及びの聞光館書庫から構成されている。地下 1・2 階の書庫は入庫利用が可能であり、貴重書庫等を除いて学生が資料を直接手に取って選ぶことができる。1～3 階は閲覧室と書棚のフロアであり、個人学習に適した 1 人席やキャレールで区切られた席、2 人～10 人で学習等に利用できる「グループ閲覧室」、くつろげる「ブラウジング席」、学生が課題作成等に資料できる「パソコン席」、ディスプレイを利用したグループディスカッションが可能な「アクティブ・ラーニングスペース」、1 階カウンターでは貸出・返却・レファレンスのため窓口を設け、困っている学生には声をかけて利用支援を行っている。また、館内利用のノートパソコンやプリンタを設置し、図書館での学習環境を整備している。また、資料検索のために各階 1 台の OPAC(蔵書検索)用のパソコン端末を設置している。蔵書は、大学・短大共用で 241,824 冊の図書を所有しており、和書 209,415 冊、洋書 32,409 冊が利用可能で

あり、「日本語・日本文学」「英語学・英米文学」「心理学」「社会学」「教育学」「栄養学」「看護学」「保育学」「教育学」「情報学」「生活学」等幅広い学域から構成されており、学生にとって幅広い知識を提供できる資料を収集している。

教職員は、次に挙げるように図書館の学生利用の利便性を向上させている。図書館利用指導について、学生が効果的に図書館を利用できるようにガイダンスを開催しているが、令和 2(2020)年度と令和 3(2021)年度は新型コロナウイルス感染症(COVID-19)感染防止対策のためのガイダンスは実施していない。時節にあわせた七夕・祇園祭などの関連書籍展示フェアや学内における行事(公開・教養講座、保護者会、学園祭等)において図書館利用リーフレット等を配布するなど認知度を上げる活動を行っている。館内行事については、定期的に発行している「カウンターだより」をもって在学生・教職員に告知を行っている。令和 3(2021)年度より、図書館ウェブサイトにも掲載している。令和 2(2020)年度にはウェブサイト的大幅なリニューアルを実施した。その後も利用者の利便性に配慮して随時改修を実施している。

教職員及び学生の購入希望図書申込や貸出予約などには図書館システム(リコー社製の LIMEDIO)を活用しており、利用者の利用状況は入退システムで確認している。電子資料については電子ジャーナル 4 種、データベース 4 種、新聞データベース 2 種、電子書籍サービス 2 種を契約・購入している。また、社会情勢の変化に対応して令和 3(2021)年 7 月に VPN によるネットワークを導入して、学外からデータベース利用を可能とした。また、私立大学図書館協会京都協議会の共通閲覧証協定と大学コンソーシアム京都の共通閲覧システムに参加し、学生及び教職員は他学の参加館の蔵書の閲覧が可能である。このように、図書館としての機能を十分に活用し、多面的な角度から学習向上の支援を行っている。

教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。このために情報システム部が、中期計画に基づき学内ネットワーク環境の整備・強化や基盤・サーバ及び教育研究用の端末リプレースを実施している。また、各種システムやソフトウェアのアップグレードも同様に実施している。

本学ではメイン回線を SINET、バックアップ回線として商用回線 USEN を利用し安定した高速インターネット接続を実現している。学生と教員では SSID を区別し、学内全域に Wi-Fi6 対応の無線アクセスポイントを設置し、本学で管理している端末のほか、教員・学生の持込端末の接続、令和 3(2021)年度新入生より導入した Bring Your Own Device(以下:BYOD)の義務化にも耐えうるネットワーク環境を構築している。また、eduroam にも加盟し、他大学や他研究機関とのネットワークの相互利用が可能である。新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響で、遠方の教員や学生は近隣の大学や研究機関での無線 LAN の利用も可能で、また本学の環境を他大学の教員や学生にも提供可能なため、教育機会の確保の一助となっている。そのほか、不正侵入の防止のため、Firewall や IPS ツールを導入し、また端末はウイルス対策ソフトを導入し、セキュリティ確保を実現している。

専任教員に個人研究室にパソコン 1 台とプリンタを配備し、授業の準備や個人研究に活用できる環境を提供している。パソコンは定期的なリプレースを実施しており、ウイルス対策ソフト導入に加え、資産管理ソフトでクライアント監視を行い、一定の

セキュリティ対策を実施している。事務職員にはパソコンを一人 1 台と部署ごとにプリンタを配備し、同様に運用している。

前述のネットワークや端末を利用し、学園マイポータルサイトや光華 navi、電子メールシステムをはじめとする各種システムを利用し、また、在学・在職期間中は、個人所有端末への Microsoft 社の Office のダウンロードやそれに付随する各種サービスを活用している。

教員は、これらの環境を積極的に利用して、学生の課題遂行や自習、グループワークなどについて学習サポートを実施している。また、各施設には事務職員が常駐しており、学生からの質問に対して随時対応可能な体制を整え、学習サポートを実施している。システムを活用しての学生指導、学生支援は、光華 navi を利用している。履修登録や成績処理、クラスプロフィール（フォーラム、課題配布、課題、Q&A、アンケート、小テストなど）や出席管理の機能を活用し、効率的で高品質な授業の実現を目指している。さら学期ポートフォリオやスチューデントプロフィール、学生カルテなどの機能を活用し、効率的に学習指導を実施できている。

教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。学習支援のためのコンピュータ・関連施設の活用については、コンピュータを使用する授業などで情報教育センターを使用している。本学は授業の履修登録などの手続きや学生への伝達などさまざまな情報のやりとりを光華 navi で運用しており、学生にとってコンピュータを使いこなすことが必須となっている。そのため 1 年生前期必修科目「京都光華の学び I」でコンピュータの基本操作や光華 navi の使い方を教えている。

授業実施を目的とした 5 つの情報教室や自習用としてコモンズ、学習ステーション、図書館などに設置のパソコン、貸出用ノートパソコン（学生証で認証して貸出可能なパソコンロッカー）、iPad などについても定期的なリプレイスやソフトウェアのアップデートを実施し、教育・自習環境を整備している。5 つの情報教室には、約 250 台のパソコンを設置しており、授業実施時間外には、自習用として開放し、グループ学習やプレゼンテーションの練習などさまざまな用途で活用している。

本学で整備しているパソコンや持込みパソコンを活用した資料作成時等のサポートとして、学習ステーションには事務職員が常駐し、また情報システム部にも ICT 支援員を配備し、学習成果の獲得のためのサポート体制を充実させている。

学生には各種システム利用に困惑しないよう、「システムガイド BOOK」（備付-36）を配布し、各種マニュアルを光華 navi で公開している。授業とは別に情報リテラシー教育として入学初年度に「情報倫理ハンドブック」（備付-39）の配布と学修の指導を行い、その理解度を「Web テスト」（備付-49）にて期日までに満点を取得するようフォローしている。

教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。このため、ICT 関連の学内講習会や新しい教育用 IT 機器の説明会には随時参加し、ICT 活用技術の向上に努めるとともに、授業への活用について検討している。情報システム部にて学内のコンピュータとネットワークシステムの運用を全て行っており、ICT 教育環境の維持・強化及び教育・研究に必要なサポートを実施し、

ICT 技術の習得により、学習成果の獲得に努めている。

〔区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

＜区分 基準Ⅱ-B-2 の現状＞

入学手続き者に対して、入学までに学科の学びに関連する教材を提供し、課題の提出とフィードバックを行っている。また学生生活の情報提供とともに不安がある学生に対して、入学前の相談を案内している。

入学時には学科で作成した資料（備付-50）をもとにオリエンテーションを実施し、学科の目指す教育について、ディプロマ・ポリシーやミドルレベル・ディプロマ・ポリシー、LDC などの説明を行っている。

科目の選択のためのガイダンスでは、分野の学び、卒業単位数、必修科目などの説明に加えて、2 年生による実際の履修スタイルの紹介なども行っている。BYOD の説明と個別指導も行っている。

学習支援の印刷物には「履修のてびき」「授業計画書」（提出-10）、「学生生活のてびき」（提出-5）、「システムガイド BOOK」（備付-36）がある。「履修のてびき」にはカリキュラム、開講科目表、資格のカリキュラムや学年暦を掲載している。「授業計画書」には全科目のシラバスを掲載している。「学生生活のてびき」は本学で学生生活を過ごすうえで必要になる手続きなどについて説明している。「システムガイド BOOK」は学内のパソコンをはじめ、光華 navi やメールシステムの使い方の説明を掲載している。これらは光華 navi システムを使って閲覧可能である。

学力不足対策については、必修科目やそれに準じる科目を中心に、授業の補助をするためにチューデント・アシスタント（SA）、ティーチング・アシスタント（TA）を配置し、遅れがちな学生を授業中にサポートしている。また、自習や常駐スタッフのアドバイスを受けることができる「学習ステーション」（備付-37）があり、きめ細かなサ

ポートを行っている。

クラスアドバイザーは学習上の悩みの相談にのり、学力を補うために有効な授業の履修をアドバイスし、学習ステーションの利用を勧めている。

優秀な学生に対しては各授業内でより高度な課題を提供し、SA に採用している。また、学期ごとの履修登録の上限を 25 単位としているが、学期 GPA が 3.3 以上の成績が優秀な学生に対しては翌学期に追加で 4 単位の範囲で履修を認めるなど、学習意欲の一層の喚起に努めている。

留学生の受け入れについては、「外国人留学生入試」を実施している。留学生の派遣については、2 種類の海外研修制度を設けている。これらの制度による研修は、授業科目「外国の大学での短期留学（4 単位）」「外国の大学での短期研修（2 単位）」として単位認定している（備付-45）。令和 3（2021）年については一部の国でオンラインでの海外研修を実施している。

学習成果の獲得状況については、GPA、ディプロマ・ポリシー及びミドルレベル・ディプロマ・ポリシーの達成度などの量的データと、学生の目標設定シートや振り返りシートの記述、学習ポートフォリオの発表などの質的データをもとに判断している。クラスアドバイザーは担当の学生の状況について学期ごとに把握し、指導が必要な学生については学科会議で情報を共有し、クラスアドバイザーから次学期の学習計画について個別に特別指導を行っている。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的

に評価している。

＜区分 基準Ⅱ-B-3 の現状＞

学生の生活支援のための教職員の組織として、本学では「クラスアドバイザー制度」を整備している。クラスアドバイザーは入学時に提出される「自己紹介書」の記載事項や新入生研修などで学生の把握を行っている。授業への出席状況、成績、単位の取得状況、卒業後の進路希望、課外活動、アルバイト状況などの学生情報は個別面談などを通じて把握している。個別面談は各学期のはじめに実施し、学生生活委員が取りまとめて学生指導に必要な情報を学科内で共有して学生対応にあたっている。特に欠席が目立つ学生には速やかに連絡を取りながら事情の把握に努めてその解決方法を探り、学科内での情報共有、学生サポートセンターの学生支援担当と共有して学生のサポートにあたっている。メンタルケアやカウンセリングが必要な場合は専門職が常駐している学生相談室や保健室と連携するなどのフォローを行っている。さらに学科独自の制度として「サブクラスアドバイザー制度」を整備している。学生の相談内容によってはサブクラスアドバイザーが協力する体制とし、学生支援を重層化した。日常的な学生生活に関する事や困り事がある場合には、クラスアドバイザー又はサブクラスアドバイザーに相談するよう指導している。

学科から選出された学生生活委員、学科長、学生部長、学生サポートセンター長で構成されている学生生活委員会（提出・規程集 102）を毎月 1 回開催し、学生指導、学生会活動、課外活動、奨学金受給の選考など学生生活全般についての学生支援を教職協働で行っている。

学生が主体的に参画する学科独自の活動組織として、学生リーダー組織「D' * Light」、オープンキャンパスの企画立案や運営を担う「CO-CORE」、SNS を通じて学科の広報を担当する「Charms」があり、教員が顧問となり学生の活動を支援している。また、クラブ・サークル活動、あかね祭（学園祭）などはその活動を通じて親睦を図り学生生活をより豊かにすることを目的に組織されている。学生会中央委員会（kokora）を中心として陸上競技部、環境ボランティアサークルグリーンキーパー、京炎そでふれ華羅紅など約 20 団体が活動しており、活動内容は本学ウェブサイトに掲載されている。これらの活動は学生全員から徴収される学生会費で運営されている。学生サポートセンターは学生の主体的活動が円滑に行われるよう支援を行っている。特に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策の下で行われる活動や行事について注意喚起や見守りを行っている。さらに、学年や学科の壁を越えて学生同士が活発に学び合うラーニング・コミュニティ「学 Booo」を設置し、大学・短大に関わらずどの講座も受講できる取り組みを行っている。学生は自分の興味や関心のあるテーマを選び、他学科・他学年の学生や教職員とともに活動することにより教養を深め、授業では出会わない学生と交流する機会となっている。令和 3（2021）年度は「女子学生による選挙啓発プロジェクト」、「本×図書館サークルビブリオフィリア」、「KOKA オレンジサポーターズ」など 9 講座を開催した。

キャンパス・アメニティとして、学生食堂は学内に 2 か所（3 号館地下 1 階と瑞風館 1 階）、学生中心に運営する和カフェ光庵（聞光館 1 階）、コンビニエンスストア（3

号館地下 1 階)がある。瑞風館は学生が自由に使えるさまざまな設備を備えており、1 階の学生食堂では和食、洋食、中華のメニューに加えて栄養学を学ぶ学生が考案したメニューの提供もあり、2 階には焼きたてパンを提供するベーカリーがあり、学生の好みに合わせた食事を提供している。地下 1 階には部室用 28 部屋、防音設備のある多目的ホールがあり、3 階には宿泊施設としても利用できる和室 5 室とシャワールームがあり、課外活動に利用できるように設備を整えている。また 5 号館屋上には屋上庭園「HIKARU-COURT」があり、学生の憩いの場となっている。

宿舎が必要な学生には、キャンパス内にある学生寮や女子学生専用の指定マンションの紹介を行っている。学生寮は朝・夕の食事の提供、24 時間駐在する寮指導員を配置している。指定マンションは徒歩 3 分以内に 2 棟、自転車で 5 分以内に 1 棟あり、不測の事態への対応や医療機関の紹介など 24 時間体制で行っている。

自宅通学生については、JR 京都駅、JR 丹波口駅、京阪電車七条駅の 3 か所で乗降車可能でキャンパス内まで乗り入れる通学バス（フラワーライン）を運行している。運賃も回数券を利用すると学生割引定期券より安価である。近隣学生には自転車・バイク通学を認めており、駐輪場を設置している。登校など混み合う時間には駐輪場前に警備員を配置し、キャンパス内での自転車とバイク及び人との接触事故のないよう警備をしている。なお、交通事故等による被害（加害）発生の未然防止のため、自動車での通学は認めていない。

学生への経済的支援として本学独自の奨学金制度（備付・51）を設けている。給付型奨学金として家計負担者の経済的理由によって就学困難な学生を対象に、「経済支援奨学金」や「東本願寺奨学金」、また突発的な家計の急変により学業の継続が困難な学生を対象に「緊急支援奨学金」がある。入学予定者で経済的理由により入学前の納付が困難な場合には「学費サポートプラン」制度を設けている。この制度を利用している学生に対し、在学中の利息を本学が負担する「キャンパスローン利子補給奨学金」制度もあり、利息負担の軽減を行っている。また、学費延納の申請によって納付期限を学期末までを限度とした学費延納を認めている。これらは随時、光華 navi で案内している。令和 3（2021）年度日本学生支援機構からの奨学金を受給した学生は 95 名で在学生の 61%にあたる。また令和 2（2020）年には「新型コロナ対策奨学金」として全学生に一律 5 万円の給付を行った。

学生の健康管理として、毎年 4 月に健康診断を実施している。健康診断結果や入学時に提出された「健康調査」をもとに、支援が必要と思われる学生には健康相談を実施している。保健室では、常時健康相談を受け付けており、学科や学生相談室など必要な部署と連携をとっている。また、メンタルヘルスケアやカウンセリングについては学生相談室で臨床心理士が相談に応じている。相談は予約制で、直接来室して予約、申し込みカードによる予約、光華 navi でのネット予約の方法がある。さらに精神科の専門医の指導を受けられる体制も整えている。学内トイレにも案内パンフレットを設置している。

学生生活に関する学生の要望は、学生会中央委員会に届けられ、学生サポートセンターに報告される。その内容によって関係部署や教員に通知し学生中央委員会に回答している。また、学生サポートセンター学生生活担当の「なんでも相談窓口」や、人権

啓発センターではハラスメントの相談ができる窓口も設置している。寮生から寮の改善について要望を聞く機会も設けている。また、卒業年度に実施される卒業生満足度調査（備付-52）で得られた意見に対しては、教職員が共有し審議したのち、早期に対応するようにしている。その回答は光華 navi で行っている。

留学生の学習及び生活支援では学生サポートセンターの支援に加えて、国際交流センターでも支援を行っている。外国人同士の親睦や日本人学生との交流を図るため「国際交流のつどい」を開催している。年度初めには「留学生ハンドブック」（備付-53）を配布してオリエンテーションを行い、日本人学生と同様に修学状況や生活状況の把握に努め支援している。学科ではクラスアドバイザーを中心に支援を行っており、令和 3（2021）年度は 1 名、過去 3 年間に 1 名が在籍している。

障がい者への支援体制の整備では、正門から各校舎への通路に点字ブロックを、段差の解消にスロープを設置している。主要な校舎には障がい者対応のエレベーター、ユニバーサルトイレブースを設置しているが、一部の校舎ではバリアフリー化の整備が課題である。

社会人学生については、社会人に対する入試制度はあるものの令和 3（2021）年度まで志願者がいない。

学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）については、LDC に関わる重要な活動と認識している。社会と交わることを目標に授業の中に積極的に取り入れている。その他の課外活動でも積極的に指導を行っている。また、地域連携推進センターではボランティア活動などの募集リーフレットや掲示板を設けてこの取り組みを強化している。優れた社会活動を行った団体や個人を学科が推薦し、学長表彰制度によって表彰を行っている。令和 3（2021）年は「学園創立 80 周年記念事業におけるオリジナルグッズ開発・商品化」と「吉備中央町主催第 1 回米粉グランプリ 2 位・開発商品の販売」の 2 グループが表彰された。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

就職支援のための教職員の組織として、就職支援センターを設置し、就職支援センター長（事務）を含め 5 名で構成、うち 2 名はキャリアカウンセラーを取得しており、就職活動の支援体制を整えている。また、学科に就職支援担当教員を配置し、教員・事務職員が連携して就職支援を行っている。

就職支援の活動としては、学生支援の方針に基づき、「キャリア教育支援」及び「就

職支援」を中心とした各種取り組みを行っている（備付-54）。学生一人ひとりに寄り添い、興味や能力に合った分野を見出し、その分野への就職を実現する「就職満足度 100%」を目指したキャリア教育を実施している。具体的には、学ぶ姿勢、働く意欲、自立心、人間性を高めるなどを含む、どんな職種でも共通して求められる基礎力を身につけ、女性のリーダーシップスキルを育成して社会へと送り出すことができるよう、入学直後から一貫したサポート体制を整えている。就職活動の支援及び情報共有を通じて、個々の学生の変化する希望の把握と就職活動することで発生するさまざまな事象に直面する学生を支援することを目的に、教員と就職支援センタースタッフにて、定期的（月 1 回）に検討会を開催している。就職支援センタースタッフが面談等から把握している学生の就活状況は、教員がつかめない事柄が多い。一方、教員でしか知り得ない学生個々のコンピテンシーや行動特性あるいは資質は就職支援センターでは感知できないことが多いため、定期的に学生の情報を共有している。さらに令和 3（2021）年度より、学科との連携を深めることを目的に、大学運営会議の専門委員会として就職支援委員会を設置した（提出-規程集-109）。同委員会では就職支援部長（教員）を委員長に、担当副学長、就職支援センター長及び就職支援委員（学科の就職支援担当教員が兼任）で構成、月次で開催し、就職支援に係る計画及び立案に関する事項、学生の就職に係る学科との連絡調整に関する事項、就職に係る情報の収集及び提供に関する事項などの審議・報告を行っている。就職支援は、以下の通り、「就職ガイダンス・各種支援セミナー」及び「個別の就職支援と就職のための資格取得」を中心に、学生の希望と適性に応じた支援を実施している。

就職支援のための施設としては就職支援センターを有する。センターには就職活動に関するさまざまな情報や、就職先を検索するためのパソコン端末があり、学生は自由に活用する事ができる。またセンターには相談室が用意されており、いつでも就職支援センターの事務職員と相談する事ができる。また、コロナ禍で登校ができない学生には、光華 navi を使用して自宅でも大学に届いた求人情報を確認する事ができる。

就職のための資格取得、就職試験対策としては、以下の①、②の支援を行っている。

① 就職ガイダンス・各種支援セミナー

年間 4 回開催する就職ガイダンスを中心に、それを補足する各種セミナーにおいて、就職活動の準備、就職活動の方法、企業の人事担当者の考え方などの解説を行い、学生の疑問に答えている。1 年生の 6 月から、1 年生前期必修科目「京都光華の学びⅠ」、1 年生後期必修科目「京都光華の学びⅡ」の中で就職活動に向けての準備や就労意欲向上のセミナーをはじめ、各種の就職ガイダンスを開催している。具体的には、業界研究・求人情報の探し方、自己分析、エントリーシート・履歴書の書き方、SPI 試験対策、面接対策、就職活動に適したメイクや身だしなみ対策などの講座、先輩による就職体験談が聞ける OG 懇談会、学内合同企業セミナーなどを開講し、実際の就職活動のノウハウを身につけ、就職活動に臨めるよう支援している。

表 2. 就職支援センター提供 ガイダンス・セミナー

就職に向けて	就職ガイダンス①②③④
--------	-------------

	自己分析セミナー
	SPI 試験対策講座①②
	エントリーシート対策セミナー
	面接対策セミナー
	就職試験対策セミナー
	メイク・みだしなみセミナー
	一般常識対策セミナー
	エントリーシート対策セミナー
	面接実践セミナー
	労働基本法セミナー

② 個別の就職支援と就職のための資格取得

入学時のオリエンテーションで、就職活動の全てが記載されている「**CAREER GUIDE BOOK**」(備付-38)を学生全員に配布し、就職支援センターの事務職員が豊富な経験と最新データをもとに、対面やオンライン上での個別面談・模擬面接、メールやLINEによる相談を行い、学生一人ひとりが納得いくまでマンツーマンの指導にあたっている(備付-55)。なお、UIJ ターン学生については、全国のハローワーク、商工会議所のウェブサイトから最新情報を入手し、個別にフィードバックし、学生のニーズに対応した支援を行っている。また、求人・就職情報の提供としては、学生にタイムリーな求人・就職情報を光華 navi に掲載し、大学・自宅のパソコンや携帯から閲覧・検索ができる。さらに、保護者向けに「就職活動を支える保護者の方へ」を送付して、就職活動に対する理解促進に努めている(備付-56)。

就職のための資格取得、就職試験対策等の支援については、入学後から就職活動が始めるまでの期間、キャリア形成に向けて社会人基礎力の向上や就労意欲の喚起・醸成を図るとともに、各種資格の取得を奨励・支援している。キャリア教育推進担当として、学習ステーションに資格コーナーを設け、専門アドバイザーが事務職員と連携しつつ学生相談、講座開講の周知、対策講座・検定の実施にあたっている。

学生の資格取得を目指して、正課授業に加えて種々の対策講座を春期・夏期・後期に開講しており、専門講師による細やかな指導を行っている。また、学内で開講する資格対策講座のハンドブック(備付-57)を作成し、説明会やランチタイムガイダンスを開催して周知を図っている。説明会等では専門講師が講座に関するアドバイスを行い、合わせて事務職員及び専門アドバイザーが関連授業に出向き、告知・訴求に努めている。一方、保護者に説明書とハンドブックを送付し、資格取得の重要性を訴えて理解と協力を求めている。

表 3. 学習ステーション提供 資格対策講座一覧

講 座 名	
どの業界でも活かせる資格	MOS Word (Expert)
	MOS Excel (Expert)

	秘書検定 2 級
	FP（ファイナンシャル・プランニング）技能検定 3 級
	日商簿記検定 3 級
	サービス介助士
受講後に認定される資格	移動支援従業者（ガイドヘルパー）

表 4. ライフデザイン学科で支援している資格

所定の単位を修得すると卒業時に取得できる資格	ビジネス実務士
	観光実務士
	情報処理士
	上級情報処理士
	プレゼンテーション実務士
所定の単位が必要で、かつ検定試験を受ける資格	BIA 認定アソシエイトブライダルコーディネーター
	ピアヘルパー
	ドクターズクラーク（医師事務作業補助）
	メディカルクラーク（医科・医療事務）
	ケアクラーク（介護事務）
資格取得をサポートする科目を設置している資格	ブライダルコーディネーター技能検定（3 級）
	秘書検定（準 1 級・2 級）
	色彩検定（1 級・2 級・3 級）
	プロダクトデザイン検定（2 級）
	ファッションビジネス能力検定
	繊維製品品質管理士（TES）
	インテリアコーディネーター
	インテリア設計士（2 級）
	インテリアデザイン技能検定
	福祉住環境コーディネーター検定試験（2 級・3 級）
	リビングスタイリスト（2 級・3 級）
	TALK 食空間コーディネーター資格（3 級）
	食生活アドバイザー（2 級・3 級）
	医療事務技能審査試験（メディカルクラーク）
	IC ³
	Web クリエイター能力検定試験（スタンダード）
	京都・観光文化検定試験
	日本の宿 おもてなし検定（3 級[基礎]）

TOEIC

学科の卒業時の就職状況の分析・検討については、卒業時の就職状況を、大学運営会議をはじめ、就職支援委員会で報告している。就職先の企業については、業種別、職種別、勤務地、内定月等の多面的な観点から集計・分析し、学生へのサポートに活用している。

進学支援については、近年、編入学希望者の多くが併設されている京都光華女子大学に編入学している。京都光華女子大学の内部推薦編入学試験制度の特徴として、Ⅰ期（4月）の合格者は、2年次に大学の科目を科目等履修生として履修し、入学時に大学の卒業に要する単位として認定されるところにある。このことは、編入後、より効率的かつ効果的に学ぶことができるようになり、履修計画を立てる上で有益となるものである。内部編入学を志望する際には、クラスアドバイザー、学生サポートセンターとよく相談した上で、志望学科の教員と事前面談を行うという仕組みをとっており、編入後のミスマッチを防ぎ、編入後にスムーズに就学できるようサポートする体制を整えている。

編入学についての広報として、指定校制推薦編入試一覧（内部推薦編入学を含む）を学内掲示や光華naviにて周知しており、教員より保護者懇談会においても、関係資料等の情報を必要に応じて配布している。また、学生サポートセンターで指定校推薦編入試のガイダンスを実施し、編入学試験に関する説明や案内を行うとともに随時、学生サポートセンターで相談を受け付けている。

一般編入学や専門学校の要項等については、学生サポートセンター内に編入学コーナーを設置し、自由に閲覧・情報収集できるようにしている。近年の指定校推薦編入学の実績は以下の通りである。

表 5. 過去 3 年の編入状況（人数）

	平成31（2019） 年度	令和2（2020） 年度	令和3（2021） 年度
京都光華女子大学	0	3	8
龍谷大学	0	1	0
武蔵野大学（通信）	1	0	0
神戸女子大学	0	0	1

留学支援については、学生の語学力を効果的に高め、異文化理解を促進することで、総合的な国際感覚を養成することを目的に、国際交流センターにおいて留学に対する支援を行っている。

本制度は、語学留学先として本学協定校である5つの国と地域にある計8大学を指定し、留学期間（半年以内）は本学の在学期間に算入すること、留学中に修得した科目を本学の修得すべき単位に読み替えること、留学奨学金として留学期間中の本学学費相当額が支給されることがポイントである。留学制度説明会を開催し、興味のある学

生にはさらに個別相談を行い、留学に対する意欲の増進を図っている。また、本制度による留学は、本学科の外国語科目の「TOEICⅠ」「TOEICⅡ」「TOEICⅢ」の受講との相乗効果による英語力向上を図るものと位置づけている。参加希望学生は、クラスアドバイザーによる面接指導を受けた後に学科推薦を受け、教務委員会にて承認が行われる。その後、国際交流センターの指導のもと、留学準備を行うことになる。留学中は2ヶ月おきに留学先での履修科目や生活状況を国際交流センターに報告することを基本に、留学中の学生の状態を把握し、万が一の緊急事態に備えている。たとえば英語圏へ留学した場合は、帰国後、学内で行われている英会話ラウンジに参加し、継続して英語力の維持、向上に努めるよう奨励している。

表6. 長期留学対象の提携校一覧

国・地域	都市	大学名
カナダ	レジャイナ	レジャイナ大学
オーストラリア	ロックハンプ	シーキュー大学
	メルボルン	スウィンバーン工科大学
アメリカ	アルバカーキ	ニューメキシコ大学
	ポートランド	ポートランド州立大学
韓国	蔚山	蔚山科学大学校
	ソウル	慶熙大学校
台湾	台北	東呉大学

[外国の大学での短期研修]

本学では上記留学制度とは別に、夏季、春季の休暇期間を利用して短期（1ヶ月程度）の英語研修を企画・実施し、長期の留学まではできないが海外で英語の勉強がしたい、あるいは異文化に興味がある学生に参加を呼びかけている。参加学生には国際交流センターにて、出発までの準備や心構えなどの指導を行っている。また、旅行会社や留学斡旋会社等が紹介する海外研修旅行への参加についても、一定の条件（研修内容、研修期間等）を満たせば、本学の企画する語学研修と同様に本学の単位として認定できる制度としている。

[協定校との活動]

蔚山科学大学との協定に基づき、文化交流として「韓国語研修」「韓国文化体験」を実施している。また慶熙大学との協定に基づき、コロナ禍でも語学留学が体験できる「オンライン研修」を実施している。過去の実績は以下の表の通りである。

表7. 過去3年の留学・研修の実績

年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度

「外国の大学での短期留学」リンカーン大学への留学（6ヶ月間）①	1		
「外国の大学での短期研修」による夏季カナダ英語研修（1ヶ月）②	1		
「協定校との活動」による韓国語研修（3～4週間）③	1		
「協定校との活動」による韓国語オンライン研修（3週間）③		2	1
計	3	2	1

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題＞

教育資源の有効な活用では、学生支援に必要な環境を整備し、維持することが必要である。特に ICT 面では世の中の流れに対応して、セキュリティ対策や DX への対応が課題である。

組織的な学習支援の面では、教職員が協力して学習上の困難を抱えている学生に対して、早期に適切に対応することが課題である。

学生の生活支援では、退学率を低い状態で維持することが課題である。そのために、教職員が協力して多様な学生に対して必要な支援をすることが必要である。

進路支援では、就職率及び就職満足度の向上、そして、それにつながる各種就職ガイダンスをはじめとする就職支援の充実をはかり、多様な学生のニーズに応えていくことが課題である。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項＞

令和 3（2021）年度より BYOD を導入しており、令和 4（2022）年度には短大生全員が学内に個人端末を持込むことになる。

学生の進路支援は、教員が積極的に関わり教職協働で取り組んでいる。就職ワーキンググループにおいて、進路選択における学生個々の興味関心の変化をつかみ、学生が希望する求人情報の提供が実現できている。また、学生に関して気づいていること（顕在化していない隠れた資質など）を共有することで、メンバー同士が学生に関する新たな気づきを得る場となり、学生との対話のきっかけを生み出しやすくなり、その質を高めている。コロナ禍における多様な学生の就活を支援できるよう、個々の学生を複眼的に理解し進路選択において抱える課題や悩みを解消する方策を考える場所となっている。

＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の自己点検・評価報告書に記した行動計画は次の 11 点である。①学位授与の方

針の点検のシステム化、②カリキュラムの定期的な見直しの継続、③客観的な成績評価の実施、④学生の卒業後の評価手法の確立とその実施、⑤教職協働による学生支援の実施、⑥自由度の高い教室環境の見直し、⑦退学率の改善策の検討と構築、⑧離職率抑制に向けた就職指導のあり方の検討、⑨留学の機会の拡大と留学前後のサポートの体制整備、⑩入学試験の選抜方法の点検と改善、⑪入学前教育の充実。

以下それぞれの実施状況について記す。

①学位授与の方針の点検のシステム化

内部質保証の仕組みに基づいて、自己点検・評価委員会が中心となって、本学科のディプロマ・ポリシーについて定期的に点検をシステム化し、一部を変更した。

②カリキュラムの定期的な見直しの継続

社会や学生のニーズに応えるため、教務委員を中心に毎年カリキュラムを検討して、分野・科目について変更した。（令和 2（2020）年度：分野内区分の解消、令和 3（2021）年度：追加 1 科目、廃止 4 科目、科目名変更 9 科目など）

③客観的な成績評価の実施

パフォーマンス評価を検討するために学科主催のワークショップ・勉強会（講師：大阪教育大学 寺嶋浩介氏）を実施し、ループリックへの理解を深めた。その結果、一部の科目の到達目標や評価方法を見直した。また、令和 3（2021）年度に科目の目標・方法・評価の一体化についての勉強会（講師：桐蔭横浜大学 森朋子氏）を実施した。

④学生の卒業後の評価手法の確立とその実施

学生の卒業後の評価手法として、企業にアンケート調査を構築した。アンケート調査の結果、卒業生に対する評価を調査した結果、本学の学生に対する評価と企業が求める人材像の一致する点と異なる点が明らかになってきた（備付-29）。また、女性キャリアセンターが卒業生を対象に実施した「卒業後のキャリアに関するアンケート」から、卒業後に重要なスキルが浮かび上がってきた（備付-31）。これらの結果を学習成果の点検に活用している。

⑤教職協働による学生支援の実施

非常勤講師・学生サポートセンター・保健室・学生相談室と情報共有を徹底し、教職協働で学生個々の状態に応じた柔軟な支援に努めた。また、教員は障がい学生や要支援学生についての勉強会によって学生への対応及び支援方法を強化し、事務職員は計画的な SD 活動によって対応力の向上を図った。

⑥自由度の高い教室環境の見直し

アクティブ・ラーニングに対応するために、ホワイトボード・可動式机・椅子・プロジェクターを整備している教室を増やした。情報教室も同様に、2 教室を可動式机椅子に変更し、大型ホワイトボード・プロジェクターを導入した。スマートフォンや BYOD の利用を見据えた ICT 環境の整備については、学内 Wi-Fi への参加手続きを簡便化するとともに、教室内に Wi-Fi アクセスポイントを増設してアクセス環境を整備した。

⑦退学率の改善策の検討と構築

退学率の抑制のため、学科会議にて学生動向の共有と改善策の検討を定期化させ

た。また、コロナ禍においても退学防止や学生同士・学生と教職員の交流を目的とする「マンスリーイベント」を継続し、学科への帰属意識の向上、学生生活への意欲喚起につなげた。令和 3（2021）年度の実施状況は、4 月「ひとり暮らし集まれ〜」、6 月「イントロクイズ」、9 月「京都水族館に行こう」、10 月「光華短大パラリンピック」、1 月「ひらパーを遊びつくそう」（コロナ禍のため中止）、2 月「就活まるっと相談会」（オンライン開催）である。

⑧離職率抑制に向けた就職指導のあり方の検討

就職ワーキンググループを設置し、離職率抑制に向けた就職指導のあり方を検討し、就職ガイダンスや個別相談において、インターンシップの奨励や、学生が企業を見る目を持つことの支援を実施した。今後はさらに就職支援センターが中心となってインターンシップの更なる奨励や OG 懇談会を実施し、学科では正課授業における産学連携授業を通じた就業経験を取り入れることを検討する。

⑨留学の機会の拡大と留学前後のサポートの体制整備

留学の機会拡大のために、平成 28（2016）年度入学生から「外国の大学での短期留学」の配当年次を 2 年生から 1・2 年生にカリキュラムを変更し、同時に 1 年生後期に履修できるようにした。また、国際交流委員会・国際交流センターを中心として検討し、学生のニーズに応えるために留学先となる提携大学を増やした。外国人留学生受入の減少対策について検討した結果、令和 3（2021）年度までに合計 2 名が入学した。留学前後のサポートとして、外国語科目「TOEIC I」「TOEIC II」「TOEIC III」と連携し、授業と留学との相乗効果による英語力向上をサポートする体制を整えた。

⑩入学試験の選抜方法の点検と改善

入学試験の選抜方法は毎年点検・改善を行い、令和 3（2021）年度入学生から AO 入試を総合選抜型入試に変更するとともに総合型選抜（プレゼンテーション体験方式）を新設した。

⑪入学前教育の充実

入学前でのモチベーションの維持及び入学後の学生生活の不安解消を目的に、平成 27（2015）年度から始めた入学前説明会時のカリキュラムや時間割についての説明を継続して行っている。また、早期入学決定者に対する入学前教育も行っている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

学生の卒業後評価への取り組みについて、企業訪問時や OG 懇談会において卒業生にインタビュー調査を実施してデータを蓄積し、さらに具体的な学習成果の点検・改善を行う。

教育資源の有効な活用について、セキュリティ対策や DX への対応に向け改善を続ける。

組織的な学習支援については、学習上の困難を抱えている学生を早期に発見し対応ができるように、教職員が協力しながら、多様な学生に寄り添うサポート体制と学習支援体制の改善を続ける。

学生の生活支援についても教職協働での取り組みを進め、さらに支援に必要な制度

も設ける。

進路支援については、進路の多様化に対応するため、教員と就職支援センターの情報共有と協力体制を強化し、産学連携プロジェクトの強化によって就職意識を喚起し、就職率及び就職満足度を向上させる。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

＜根拠資料＞

提出資料

なし

提出資料－規程集

- 規程集 2. 学校法人光華女子学園事務組織規程
- 規程集 22. 学校法人光華女子学園就業規則
- 規程集 46. 学校法人光華女子学園有期雇用契約教職員就業規則
- 規程集 47. 学校法人光華女子学園非常勤講師等就業規則
- 規程集 48. 学校法人光華女子学園臨時教職員就業規則
- 規程集 50. 光華女子学園給与規程
- 規程集 55. 学校法人光華女子学園 SD 規程
- 規程集 66. 教員資格審査委員会規程
- 規程集 67. 京都光華女子大学短期大学部教員資格審査基準
- 規程集 68. 在外研究員助成規程
- 規程集 69. 国内研究員助成規程
- 規程集 70. 学術刊行物出版助成規程
- 規程集 72. 京都光華女子大学・短期大学部公的研究費管理規程
- 規程集 75. 京都光華女子大学・短期大学部研究活動不正行為防止規程
- 規程集 76. 公的研究費の不正防止に関する基本方針
- 規程集 78. 公的研究費の不正に係る調査の体制・手続きに関する規程
- 規程集 79. 公的研究費に関する行動規範
- 規程集 80. 教員評価制度規程
- 規程集 105. FD 委員会規程
- 規程集 110. 研究倫理委員会規程

備付資料

- 44. 授業評価実施概要
- 46. 教員評価制度
- 47. 学科検討会報告書
- 58. 専任教員の個人調書（様式 21）
- 59. 教育研究業績書（様式 22）
- 60. 非常勤教員一覧表（様式 23）
- 61. 専任教員の年齢構成表
- 62. 京都光華女子大学・京都光華女子大学短期大学部 研究紀要第 57 号
- 63. 京都光華女子大学・京都光華女子大学短期大学部 研究紀要第 58 号
- 64. 京都光華女子大学・京都光華女子大学短期大学部 研究紀要第 59 号
- 65. 教員以外の専任職員の一覧表
- 66. FD 研修会資料

67. 職員研修会資料
68. ウェブサイト「教育研究活動」<http://researchers.koka.ac.jp/>
69. 専任教員の教育・研究支援制度種類と取り扱いについて
70. 研究紀要執筆要領
71. 学園事務局組織図
72. 2021・2022 年度 大学・短期大学部委員一覧
73. 目標管理マニュアル
74. 自己申告書
75. 学華女子学園の SD の概要について
76. 教職員の職業倫理（行動規範）
77. 教職員ハンドブック

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

教員組織については、本学科の教育目標を達成するための必要教員組織を適切に編成している。専任教員及び非常勤講師は次に様に組織されている。ただし講師 1 名については、令和 3（2021）年度は産前・産後休暇及び育児休暇を取得している。

表 8. 短期大学部ライフデザイン学科教員数

教授	准教授	講師	助教	助手	合計	非常勤講師
7	1	3	0	0	11	37

本学科は短期大学設置基準で定める教員数、教授数を上回っている。また、短大全体の入学定員に応じて定める教員数を含めても基準を上回っている。

専任教員の職位については、「京都光華女子大学短期大学部教員資格審査基準」（提出・規程集-67）第 1 条から第 4 条までに定める基準に基づき厳正に資格審査を行って

いる。

これにより、専任教員の職位は、学位、教育実績、研究実績、その他経歴等、短期大学設置基準第 23 条から第 26 条までの規定を充足している。

本学科の教育課程に関しては、短期大学設置基準を遵守しつつ、多様な分野を設け、専任教員はいずれかの分野を主に担当している。各教員はそれぞれの専門分野における優れた研究者であり、実務経験をもつ教員も多くいる（備付-58）。また、よりきめ細やかな専門教育の実現のため、専任に加え非常勤教員を配置している（備付-60）。

教員の採用・昇任については、まず、教員資格審査委員会にて「教員資格審査委員会規程」（提出・規程集-66）並びに「京都光華女子大学短期大学部教員資格審査基準」（提出・規程集-67）に基づき審議されている。その後、大学運営会議において審議している。

〔区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。〕

※〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

研究活動については、本学の教員は各学科の教育課程に関連したそれぞれの研究分野で、所属する国内学会、国際学会での活動に従事し、著書や研究論文の執筆、学会発表等を通して研究活動を行っている。

専任教員に対し、研究活動を行う際に必要な研究費が次の通り支給される（備付-69）。

個人研究費として、研究に係る図書・物品・年会費等については、20 万円（ただし助教は 10 万円）を、学会・講習会等への出席、資料蒐集など旅費交通費・宿泊費については 15 万円（ただし助教は 10 万円）を上限に支給している。なお、前年度 3 月中旬までに「個人研究費の研究計画書」で教育・研究概要、支出計画を、2 月末に「個人研究費の報告書」で教育・研究実績を作成して学長に提出しなければならない。

大学の組織的な基幹研究を推進するための支援として「基幹研究費」や、個人及び所属学科の教育・研究の向上を目的とした「特別研究費」などの研究支援制度を設けてい

る。受給年度の 3 月に研究成果に関する報告書を学長に提出し、次年度の全学教授会にて研究報告を行う。

学会発表補助として、本学及び個人の研究・教育の向上のために所属学会等（国内・海外）で、本学の専任教員として研究成果を発表する場合に申請した教員を対象として（ただし、司会・議長等は対象としない）発表当日に係る経費を助成する。支給対象者は発表者本人のみで、1 名につき年度内 1 回を限度とし、上限額を国内発表 4 万円、海外発表 8 万円とする。

学術刊行物出版助成として、「学術刊行物出版助成規程（提出・規程集-70）及び内規に基づき、本学に満 5 年以上勤務した専任教員を対象に、学術研究の成果として刊行することを目的とし、出版のための経費を一部助成する（大学・短期大学全体で年間 4 件・総額 300 万円以内）。受給者は刊行後、実績報告書及び出版物を学長に提出する。

研究倫理を遵守するための取り組みとして、教員が行う全ての学術研究が、文部科学省及び厚生労働省などの示す研究に関する倫理指針に準拠して適正に実施されるよう、必要な審査を行うことを目的とする「京都光華女子大学研究倫理委員会」を設置した（提出・規程集-110）。

また、文部科学省「研究活動における不正行為への対応などに関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）に基づき、本学において行う研究活動における不正行為の防止及び不正行為が生じた場合の適正な対応に関し必要な事項を定める「京都光華女子大学・短期大学部公的研究費管理規程」（提出・規程集 72）、「公的研究費の不正防止に関する基本方針」（提出・規程集 76）、「公的研究費に関する行動規範」（提出・規程集-79）、「公的研究費の不正に係る調査の体制・手続等に関する規程」（提出・規程集-78）、「京都光華女子大学・短期大学部研究活動不正行為防止規程」（提出・規程集-75）を設定した。

なお、令和 3（2021）年 11 月の全学教授会にて、科学研究費などの不正使用・不正行為についての注意喚起を目的に研究倫理に係る説明を行い、教員への周知徹底をしている。

さらに、本学に在籍している全ての専任教員に対し、研究倫理教育の徹底のため、研究倫理 e ラーニング（日本学術振興会）プログラムの受講義務を課している。

また、研究倫理に関する事項については、学内での審査機関として「研究倫理委員会」を設置し、研究倫理審査を適切に行っている（提出・規程集-110）。

研究成果を発表・公表する機会としては、「京都光華女子大学・京都光華女子大学短期大学部研究紀要」を年に 1 度発行している。研究紀要は、本学の専任教職員が投稿でき、査読制度を導入している（提出-70）。公開は、紙媒体の冊子の他、「京都光華女子大学学術機関リポジトリ」でも公開している。

研究環境については、教授・准教授・講師には研究室としての個室が完備されており、その一人あたりの平均面積は 20.22 m²となっている。

研究時間の確保については、全ての専任教員に週 1 日の研究日が設定されている。

研修機会確保の方策については、担当の授業、大学の諸行事、入学試験等の業務に支障のない範囲で、学会出張等の研究、研修が認められている。

専任教員が学科の教育課程に関連した学会に所属して行っている研究活動の成果は、

研究紀要や学術雑誌に投稿・掲載されるとともに、国際学会を含む各種学会で発表され、授業にもフィードバックされている。海外派遣及び国際会議出席等については、個人研究費の研究旅費を活用している。また、教育・研究の向上を目的に、国外で行われる国際学会等で研究発表をする場合、前述の通り、年度内1回を限度に海外発表8万円を上限に補助している。毎年度発行している「京都光華女子大学・京都光華女子大学短期大学部研究紀要」（備付-62～64）は電子化しており、国立情報学研究所の提供する「CiNii」「WEKO」を通じてオンライン上に全文公開している。また、前述の通り、「学術刊行物出版助成規程」に基づき、専任教員の研究成果としての学術図書の刊行に際し、必要な経費を一部助成している。

個人研究においては、前述の通り、前年度3月中旬までに「個人研究費の研究計画書」で教育・研究概要、支出計画を、2月末に「個人研究費の報告書」で教育・研究実績を策定して学長に提出している。また、学内の競争的研究である国内研究及び在外研究においては、研究期間終了後2ヶ月以内に成果報告を含めた所定の報告書を学長に提出して、大学運営会議で報告している。また、ウェブサイト上においても教員の業績を公開している。専任教員の過去3ヵ年（令和元～3年度）の研究実績は下表の通りである。

表9. 短期大学部ライフデザイン学科教員業績

氏名	職 名	研究業績					備 考
		著作数	論文数	学会等 発表数	その他 (演奏・ 作品等)	社会活 動（講 演等）	
相場 浩和	教授	0	0	1	0	3	
鹿島 我	教授	0	0	0	2	0	
小山 理子	教授	0	3	4	0	0	
森際 孝司	教授	1	0	3	0	0	
辻野 孝	教授	0	3	0	0	0	
濱田 明美	教授	1	0	2	0	0	
脇田 哲志	教授	0	0	0	0	0	
青木 正明	准教授	2	0	0	0	1	
郭 雅雯	講師	0	1	15	0	1	
羽深 太郎	講師	0	0	0	1	1	
久世 奈欧	講師	—	—	—	—	—	令和3年 度産休育休

科学研究費助成事業及び外部研究費への申請・採択状況については、下表の通りである。

表 10. 短期大学部ライフデザイン学科 外部研究費採択状況

外部研究費		令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度
科学研究費	申請件数	3	3	3
補助金	採択件数	0	0	1
共同研究		0	0	0

在外研究助成として、「在外研究員助成規程」(提出・規程集-68)に基づき、満 5 年以上勤務した専任教員を対象に、長期(満 6 ヶ月以上 1 年以内)、短期(満 2 ヶ月以上 6 ヶ月未満)留学として海外で研究を行うための研究費・出張旅費を助成する。助成額は、長期留学については 250 万円を、短期留学については 100 万円をそれぞれ申請の上限とする。申請者が所定の願書(在外研究許可願・在外研究計画書・経費申請明細書)に研究員として所属する機関からの招聘状又はそれに代わるものを添え、学長に提出し、大学運営会議にて審議・決定する。採択されれば、研究期間終了後 2 ヶ月以内に成果報告を含めた所定の報告書を学長に提出して、大学運営会議で報告する。

国内研究助成として、「国内研究員助成規程」(提出・規程集-69)に基づき、満 5 年以上勤務した専任教員を対象に、長期(満 6 ヶ月以上 1 年以内)、短期(満 2 ヶ月以上 6 ヶ月未満)留学として国内で研究を行うための研究費・出張旅費を助成する。助成額は、長期留学については 100 万円を、短期留学については 50 万円をそれぞれ申請の上限とする。申請者が所定の願書(国内研究許可願・国内研究計画書・経費申請明細書)に研究員として所属する機関からの招聘状又はそれに代わるものを添え、学科長及び学部長の認可を得たうえで学長に提出し、大学運営会議にて審議・決定する。採択されれば、研究期間終了後 2 ヶ月以内に成果報告を含めた所定の報告書を学長に提出して、大学運営会議で報告する。

FD 活動については、FD 委員会規程(提出・規程集-105)に則り、EM・IR 会議での決定に基づき、教育内容・方法の改善、FD 研修の企画・実施等を行っている。主な内容は以下の通りである。

①FD 研修会

学外から講師を招聘し、全教職員対象の講演会を、各年度に 1 回以上開催する(備付-66)。これによって、FD 活動の重要性を周知し、他学における先進的な取り組みについての知見を得て、本学の教育研究活動の向上を図る。

また、各学科の FD に関する取り組み等の報告を行い、教職員間の情報の共有化を図るとともに、個々の教育力の向上に役立てる重要な機会とする

②FD 実施計画の策定

年度初めに、学科の FD に関する前年度の取り組みの報告と新年度の実施計画を策定して、FD 委員会で共有化を図る。翌年度最初の FD 委員会にて取り組み結果の報告を行い、学科の教育力改善・強化に役立てている(備付-47)。また、同委員会では学外の FD 研修会出席を奨励している。

③学生授業評価

光華 navi により学生授業評価を実施し（備付-44）、授業内容・方法の改善などに役立て、授業内で学生にフィードバックしている。令和 3（2021）年度も EM・IR 部及び FD 委員会と連携して学生からの要望を聞き改善に努め、実効性のある FD を推進している。

④教員評価

平成 24（2012）年度より、各評価項目の評価基準を明確にした新たな教員評価制度を実施し、教育活動・研究活動・管理運営・諸貢献の 4 項目の実績において、学生授業評価・著書論文・学会活動等の項目ごとに設定したポイントによる定量的な評価を行った（備付-46）。評価結果は学長に報告され、個別にフィードバックされることにより教員の資質維持向上に効果的に作用している。教員評価の結果は教員の昇任の参考資料として活用される（提出・規程集-80）。

教員は、学生の学習成果獲得を支援するため、授業を担当する全教員はオフィスアワーをシラバスに公表し、学習相談や質問ができる体制を全学で実施している。また、学習ステーションにおいて、授業課題に不安がある学生や個別支援が必要な学生をフォローし、クラスアドバイザー、学生サポートセンターと連携することで、授業についていけない学生や、成績、出席状況に問題がある学生の早期発見、早期指導を行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

事務局は、事務局組織規程に基づき、組織化している（提出・規程集-2）。大学運営に必要な事務組織については、学校法人光華女子学園事務組織規程により、組織と職制が定められており、これに基づき、学園事務局長、学園事務局の部（センター・事務室）に部（センター・副センター・事務室）長を、また、部（センター・事務室）にマネージャーを配置する事を定め、指揮監督権限を明記している。また、事務分掌により業務範囲と責任を定め、人員配置を行っている（備付-71）。

また、教育研究活動に関する事項は、大学運営に関わる主要な会議（大学運営会議、全学教授会、校園長会）や教学・学生生活の運営に係る主要な会議（教務委員会、学生

生活委員会）で意思決定を行い、大学運営会議にて承認される。これらの会議は、教員と事務職員で構成しており、教職協働による運営体制を構築している。以上のことから、大学運営に必要な事務組織を設置し、適切に機能していると言える（備付-71）。

学生支援部門として、学生サポートセンター、就職支援センター、女性キャリア開発研究センター、地域連携推進センター、図書館事務室、就職支援センター、国際交流センター等、学生の修学・学生生活・キャリア支援を専門とした部署を整備している。また、学長戦略推進部及び EM・IR 部では、学長のリーダーシップの発揮、将来戦略の策定・実施及び教育研究活動（IR 含む）における支援部署としての役割を果たしている。

事務職員の適性やキャリアパスに合わせた人事異動等により、能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。また、事務局組織を適切に機能させるべく、職員人事評価制度を整備しており、業績評価に基づき、適正な人事考課を行い、管理職への昇格人事を行っている（備付-74）。なお、昇格人事に関して、令和 3（2021）年度においては、学園事務局長補佐 1 名、部長 1 名、マネージャー 4 名の昇格人事を行った。職員人事評価制度の他に、「自己申告書」を年 1 回提出させており、事務職員一人ひとりの担当業務や業務負荷、キャリアビジョンを把握し、適宜フォロー面談を実施し、人事異動計画策定や事務局組織活性化に向けた環境整備を行っている。

事務関係諸規程については、就業規則、学園事務組織規程、業務管理マニュアル、職業倫理等を整備し、法令遵守だけでなく、倫理観、公序良俗などの社会的な規範に従い、公正・公平に業務を行う体制を整備している。また、業務を円滑かつ迅速にそして安全に行うべく、事務職員一人につき 1 台ずつデスクとパソコンを与え、部署単位でも業務に必要な事務スペース、情報機器、備品等を整備している。

学校法人光華女子学園 SD 規程により、光華女子学園職員としての能力、資質等を向上させるとともに、職務の遂行に必要な知識、技能等の修得を目的とし、学内外問わず、戦略的に研修等を実施している（提出・規程集-55）。具体的には、建学の精神や教育方針の理解と具現化に向けた取り組み、また、高等教育機関としての役割を果たし、地域のプラットフォーム校として認知される総合学園となるべく、さまざまな教育改革の推進や教育効果の発信を積極的に実践していくことが重要であると考えている。また、充実した教育研究の環境整備や健全な大学運営が実現できるよう、教職協働を推進しながら、事務局の組織体制を強化していくことも必要であると認識している。それらを推進していくためにも「学習する組織」を目指し、事務職員一人ひとりのスキルアップや能力開発に向けた成長戦略を立て、教育研究体制の質の向上や教育環境の充実とともに、経営・運営基盤の強化を図るべく、組織的かつ戦略的に SD 研修等を実施している。また、資質・能力別 SD 体系に基づき、毎年、全事務職員が参加する研修を実施している（備付-74）。なお、令和 3（2021）年度に実施した主な研修は、以下の通りである。

①新規採用事務職員研修

〈研修内容〉

学校教育の一端を担う事務職員としての基礎知識と光華女子学園の事務職員とし

て必要不可欠な知識や心構えの習得を目指す。各部署の業務内容やミッション等を理解し、光華女子学園という組織を理解する。また本学の方針、取り巻く環境、本学が抱える課題についてしっかりと認識し、今後の方向性を共有するとともに、課題解決に向けて自ら何ができるのかを考える機会とする。事務職員が自らの体験や経験を通して感じた光華の風土・文化について語り、魅力を伝える。新規採用者は先輩方の話を聞くことにより、光華女子学園の存在価値を認識する。理事長・学園事務局長より本学が求める事務職員像・期待することについての講義を受け、光華ビジョンの実践者としての認識を深める。

〈対象者〉当年度新規採用事務職員（一部、前年度期中採用者含む）：10名程度

〈実施体制〉学内研修／事務局の各部署の事務職員が講師となり、対面又はオンラインを活用し実施

〈開催頻度〉年10回程度

②夏季職員全体研修

〈研修内容〉

学園創立80周年を迎えた今、あらためて、建学の精神の具現化と、経営方針の実現に向け、業務遂行力や組織間の連携力（オーガニゼーションミラー）、学校経営の推進に必要なリーダーシップを発揮するための知識習得や意識の醸成を図る研修を実施する。また、ハラスメントに関する研修を実施し、組織のコンプライアンスやガバナンス強化を図る。

〈対象者〉専任事務職員：90名程度

〈実施体制〉学内研修／学内教職員又は外部講師により、対面又はオンラインを活用し実施

〈開催頻度〉年1回

③管理職研修

〈研修内容〉

前述の夏季職員全体研修での学びを踏まえ、学園運営、部下育成、教育改革、法令の理解など、管理職の立場として必要不可欠な知識や判断基準についての見識を深める。

経営的視点の醸成や部下の育成に向けたモチベーションの維持向上、組織力向上につなげるための評価者研修（部下指導力含む）や、ダイバーシティマネジメントに必要な知識や手法の習得、事務職員一人ひとりの多様性への向き合い方等について学ぶ研修を実施する。

〈対象者〉専任事務職員（管理職のみ）：20名程度

〈実施体制〉学内研修／学内教職員又は外部講師により、対面又はオンラインを活用し実施

〈開催頻度〉年1回

④本山研修

〈研修内容〉

真宗大谷派学校連合会に加盟する学校の事務職員として、仏教精神や浄土真宗の教えを学ぶことで、建学の精神の具現化を担う人材となることを目指す。全国各地から参加した私学の事務職員と意見交換や討議を重ねることで、自校だけではなく、他私学の経営理念や特色を学び、自己研鑽や普段の業務に活かす。

〈対象者〉専任事務職員：数名程度

〈実施体制〉学外研修／東本願寺（本山）、対面又はオンラインを活用し実施

〈開催頻度〉年 2 回程度

⑤大学 SD フォーラム研修

〈研修内容〉

学校経営や業務遂行に不可欠な事務能力やマインド、知識について、スキル別、専門分野別、役職別に実施される研修に参加し、個々の能力開発と組織力向上を図る。

プログラム例：「IR の基本実践」「大学の経営研究戦略」「会計上の戦略的活用」「デザイン思考」「女性リーダーのためのワークショップ」「ロジカル・シンキング」「大学入試の獲得戦略」など

〈対象者〉専任事務職員：90 名程度

〈実施体制〉学外研修／日本能率協会が主催する研修に参加、対面又はオンラインを活用し実施

〈開催頻度〉年 20 回程度

⑥京都大学私学経営アカデミー

〈研修内容〉

文部科学省認定（BP プログラム）の職業実践力育成プログラムであり、私学経営の実践者として必要な、幅広い知識や技能を体系的に学び、実践的な私学経営スキルを身につける研修である

〈対象者〉専任事務職員：2 名

〈実施体制〉京都大学主催で実施。対面又はオンラインを活用し実施

〈開催頻度〉年 20 日程度

また、事務組織においても、管理職で構成する主要な会議（二水会、経営企画会議）により、日々の各部署の業務や課題を共有し、教育研究や学園経営にかかる点検・協議をする運営体制を構築している。事務組織全体でも、月 2 回の全体朝礼を開催し、全部署の業務や行事を共有している。さらに、業務内容の多様化、専門化に対応するべく、適宜、複数部署から構成される WG やプロジェクトチームを立ち上げ、横断的かつ柔軟な組織体制を整備している。一例として、文部科学省による大型助成金（大学教育再生加速プログラム等）の申請・獲得後の各種取り組みの運営・報告書作成や、将来構想の検討（入学定員の管理・学科構成の変更）は、教員及び事務職委任によるプロジェクトチームで業務を遂行している。

事務職員は、学生の学習成果獲得支援のため、学生サポートセンター（修学担当、学

生生活担当、学生支援担当、学習ステーション、保健室、学生相談室など)、女性キャリア研究開発センター、人権啓発センター、就職支援センター、国際交流センターなどが組織され、それぞれの立場から関連部署と連携を取り学生支援にあたっている。

一例として、学習ステーションにおいては、授業課題に不安がある学生や個別支援が必要な学生をフォローし、クラスアドバイザー、学生サポートセンター、リベラルアーツセンターと連携することで、授業についていけない学生や、成績、出席状況に問題がある学生(要学修支援学生)の早期発見、早期指導を行っている。また、令和3(2021)年度からは、非常勤のスクールカウンセラーを週1回配置し、教職員に対しても対応困難事例などのアドバイスを行う体制を整えている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

教職員の就業に関する諸規程の整備状況については、学校法人光華女子学園就業規則、学校法人光華女子学園有期雇用契約教職員就業規則、学校法人光華女子学園非常勤講師等就業規則、学校法人光華女子学園臨時教職員就業規則等に定めている(提出・規程集-46-48)。給与等については、光華女子学園給与規程に定めている(提出・規程集-50)。有期雇用教職員については、個別に雇用契約書にて諸条件を通知している。また、教職員の職業倫理(行動規範)については、内規を定めている(備付-76)。

教職員への周知状況については、教職員向けの学園マイポータルサイトにて全ての規程を公開している他、変更・改正時には教員には全学教授会にて、事務職員には運営方針説明会・SD研修会・各種会議にて通知している。新規採用教職員には、採用時にオリエンテーションを開催し、諸規程とともに教職員ハンドブックを配布し、就業規則等の内容や服務心得、諸手続きについて説明を行い、理解を深めている(備付-77)。

教職員の就業状況の管理については、出退勤管理については、出退勤管理システムを導入し、リアルタイムで管理している。一方で、休暇や時間外勤務など上長の認可が必要な申請については、届出用紙にて運用管理している。特に時間外勤務については、管理職会議(二水会、経営企画会議)にて適切に運用管理されているか情報共有している。

健康管理については、定期健康診断とストレスチェックの実施に加え、昨今の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策として、毎日の検温と体調不良状況の確認を行っている。その他の対策として、時差出勤や分散勤務、テレワークなどを導入し、教職員が安心かつ安全に就業できる環境を整備している。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

専任教員の状況については、短期大学設置基準を上回る教員数を配置し、アクティブ・ラーニングを積極的に導入した結果、学生の学習成果の獲得及び卒業時の満足度は高い。一方、研究面においては、論文投稿件数、外部資金を獲得する教員数及び研究課題数の増加に課題が残されている。

事務職員については、短期大学部の事務職員の他、法人及び大学の事務職員とともに教員と協働して学生支援にあたっている。現状、専門の研修を受講したアドミッションオフィサーやインスティテューショナル・リサーチャーは在職するが、今後はリサーチ・アドミニストレーター等の専門性の高い職員の養成・配置が求められる。

また、限られた人的資源と財政状況で、教育の質保証と更なる教育サービスの向上を目指しつつも、働き方改革や多様な働き方を柔軟に受け入れ、労働者としての教職員にとって、安心かつ安全で働き甲斐のある職場環境の整備を図る必要がある。

オンライン授業や会議やテレワーク等多様な働き方に対応すべく、ワークフローシステムの導入検討や業務のスクラップ＆ビルドを行い、他大学や他企業などの先進的な取り組みを取り入れ、学園全体の DX（デジタル・トランスフォーメーション）の導入を推進し、効率的で柔軟な働き方ができる職場環境の構築が必要であると考えている。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

なし

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

提出資料

なし

提出資料－規程集

- 規程集-13. 経理規程
- 規程集-14. 固定資産及び物品調達規程
- 規程集-15. 固定資産及び物品管理規程
- 規程集-19. 光華女子学園 消防計画
- 規程集-21. 学園情報セキュリティポリシー
- 規程集-81. 図書館利用規程

備付資料

- 78. 校地、校舎に関する図面
- 79. 校地・校舎整備計画
- 80. ウェブサイト「図書館・研究機関」
<http://www.koka.ac.jp/institution/>
- 81. ウェブサイト「学習ステーション」
<https://webetc.koka.ac.jp/use/station/>
- 82. 緊急・災害時対応 HANDBOOK
- 83. 京都光華女子大学・京都光華女子大学短期大学部 地域連携報告書
光華女子学園 環境報告書 令和3年度版

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。

② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。

(10) 適切な面積の体育館を有している。

(11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

＜区分 基準Ⅲ-B-1 の現状＞

本学を設置する学校法人光華女子学園の主たる校地は、五条通（9号線）を隔て、北校地と南校地に分かれている。本学はこの北校地にあり、大原野校地、花の寺校地、富小路まちやキャンパス（賃借）と併せて 50,948 m²の校地を擁しており、全て併設する大学と共用で使用しているが、短期大学設置基準による必要校地面積は 2,000 m²、施設を共用する大学を含めた場合にあっては、大学設置基準に定める必要校地面積 19,880 m²、大学・短期大学を併せた基準校地面積 21,880 m²に対して大きく上回っており、基準を充足している（備付-78）。また、校地内には女子学生がゆとりをもって、落ち着いた大学生活を過ごせるよう、中心に築山を設けるなど、緑地帯も多く配置しており、施設全般としては概ね良好な環境を確保できている。

運動場は、本学から約 7 kmの距離に十分な広さのあるグラウンドを 2ヶ所（大原野グラウンド：14,160.61 m²／花の寺グラウンド：14,308.00 m²）有している。また、主たる校地内にはテニスコートを 3面有している。

校舎面積は、35,423.9 m²（短期大学部578.9 m²、共用する他の学校の専用9,970.8 m²、共有24,874.2 m²）である。令和4（2022）年度は、短期大学設置基準により、ライフデザイン学科（家政関係）の収容定員200名の設置基準校舎面積2,350 m²が必要面積となる。また、大学の必要校舎面積13,906.5 m²と併せた16,256.5 m²を大きく上回っており、大幅に余裕をもって基準を充足している。

校舎以外には、北校地に体育館を保有するほか、南校地に併設する幼稚園、小学校、中学校、高等学校と共用する約 1,000 人収容可能な講堂や、学生寮を保有している。

校地・校舎の障がい者対応については、比較的平地にあり敷地内の高低差も少なく、障がい者にやさしい立地となっている。また、敷地内の通路も限りなく段差をなくし、正門（各門含む）から各校舎への通路に点字ブロックを設置している。また、スロープ・リフト・多目的トイレの設置、エレベーターの更新などの環境整備を行っており、キャンパス内のバリアフリー化は概ね完了している。

施設面では、一般教室（講義室）には、授業用機器・備品等、情報関連機器等も整備され、50 人未満の小規模教室を 25 室、50 人以上 150 人未満の中規模教室を 18 室、150 人以上の大規模教室を 7 室、計 50 室、情報処理実習室として使用する教室は、5 室、以上全てを併設する大学と共用で使用している。演習室として使用する教室は、5 号館 2 階にファッション実習室 1、3 階にファッション実習室 2、デザイン実習室、ビジネス実務実習室、6 号館 1 階に食物実習室を保有しており、教育課程編成・実施の方針に基づいた授業が十分可能な施設を整備している。また、授業を行うための機器・備品整備に関しても、本学科の教育課程に対応し、専門的な知識・技能を取得するための機器や備品を備えている。

図書館の学習環境整備と蔵書の充実を継続して行っている。さらに、近年の利用状

況の変化に即応して電子書籍の整備と提供を行っている。また、郵送による遠隔での利用者へのサービス体制を確保し、図書館活用を推進する取り組みも積極的に実施している。

図書館の面積は 2,968.8 m²（図書館が入っている建物である徳風館全体としては 4,732.79 m²）であり、地下 2 階から地上 3 階の 5 層構造になっている。そのうち 1 階から 3 階までを閲覧室として利用しており、地下 1 階 2 階は書庫として図書の保管管理場所としている。また、聞光館（地上 5 階・地下 1 階）の地下の一部（109.45 m²）も書庫（学生入庫不可）として運用しており、合わせて収容可能冊数は 282,888 冊となる。蔵書数は 241,824 冊（令和 3（2021）年 4 月 1 日現在）であり、十分なスペースを確保できている。学生・教職員の徳風館地下 1・2 階の書庫（貴重書庫を除く）への入庫を認めており、直接資料を探すことが可能である。

一般閲覧席は 236 席あり、その他にグループ閲覧席：34 席、ブラウジング席：25 席、パソコン席：26 席、AV ルーム席：18 席、合計 339 席である。

1 階カウンターにおいて、貸出・返却のほか、レファレンス用の窓口を設置し、学生の利用の応じた対応ができる環境を整えている。また、アクティブ・ラーニングスペースに可動式の机・椅子を配備して、ゼミ等の授業や在学生のグループ学修等に活用できるよう環境を整えている。参考図書は、各主題別に配架されており、基本的な辞書は 1 階に配架し、ウェブサイトから利用できる電子リソース（JapanKnowledge）の辞書機能を推奨している。また、検索専用（OPAC）のパソコンを地下 2 階から地上 3 階までの各階に 1 台ずつ配置し、利用者がいつでも検索できるようにしている。その他、学生が図書館内（アクティブ・ラーニングスペース・閲覧席）で利用できる貸出用ノート型パソコン 10 台も配備しており、1 階でスタンドアロンの CD-ROM が活用できるパソコンを配備している。

本学図書館の蔵書総数は、和書 209,415 冊、洋書 32,409 冊（表 11）であり、関係資料の内訳は、日本語・日本文学・英語学・英米文学・心理学・社会学・教育学・栄養学・看護学・保育学・教育学・情報学・生活学（別表 2）などの設置学科に応じたものとなっており、本学が設置されている「京都」という地域性を大切にし、京都関連の資料収集も行っている。また、近隣住民から地域の歴史が分かる資料を譲り受けて、資料整備を行ったりしている。

雑誌についても図書館及びコモンズで購入しており、各部署において重複しないよう図書館にて管理が行われている。検索のためのネットワーク利用の電子資料は、電子ジャーナル 4 種、データベース 4 種を契約している。新聞は「朝日新聞」「読売新聞」

「毎日新聞」「産経新聞」の四大全国紙をはじめ、「京都新聞」や「日経新聞」、「The Japan Times」等を購読しており、データベースでも 2 種契約している。平成 25（2013）年より「Maruzen e-book Library」、令和 3（2021）年から「LibriE」のコンテンツを購入し、令和元（2019）年に VPN 接続による電子資料（ジャーナル・データベース・電子書籍）の学外利用を開始している。本学の学術リポジトリでは平成 25（2013）年 6 月より紀要等の論文公開しており、令和 3（2021）年度のメタデータへのアクセス数 840 件、ダウンロード件数 99,470 件である。図書館間相互協力における図書・雑誌の貸借は貸出 17 冊、借受 17 冊、文献複写の受付が 594 件、依頼が 161 件であった。図

書館の開放については、「図書館利用規程」（提出・規程集-81）で卒業生・一般社会人（20歳以上の女性）及び他大学（大学間相互協力協定校）に利用開放している。

図書・資料の購入については、教員による購入希望や、シラバスを参考とした教員推薦図書や学生の購入希望、教職員の推薦図書などを参考に選書を行い、学科配架図書・資料については図書館運営委員（館長・教員）の選書を経て、図書館スタッフが購入から維持管理までを行っている。蔵書冊数、蔵書構成比率、図書年間受入数、学術雑誌数、視聴覚資料数、新聞年間受入数については、それぞれ別表1～6の通りである。また、令和2（2020）年度の廃棄図書は全体で780冊であり、その内短期大学部での廃棄図書は0冊であった。図書を廃棄するにあたっては、図書館の事務職員が、資料価値がない図書・利用価値がない図書・数冊が重複している図書等を調査したうえ、図書館運営委員会にて報告し了解を得て処分している。

表 11. 蔵書冊数（電子書籍[購入タイプ]を含む）（単位：冊）

年度	和書	洋書	合計
令和元 (2019) 年	207,285	32,427	239,712
令和2 (2020) 年	207,642	32,385	240,027
令和3 (2021) 年	209,415	32,409	241,824

表 12. 蔵書構成割合（令和3（2021）年度）

	総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	技術	産業	芸術	言語	文学	その他
和書	4.62%	8.39%	5.85%	27.47%	11.34%	3.86%	2.23%	6.44%	4.33%	11.52%	13.95%
洋書	3.2%	7.5%	5.76%	14.59%	11.21%	1.23%	1.79%	8.13%	7.95%	30.77%	7.89%
全体	4.49%	8.31%	5.84%	26.27%	11.32%	3.61%	2.19%	6.6%	4.66%	13.31%	13.39%

表 13. 図書年間受入数（電子書籍を含む）（単位：冊）

年度	購 入		寄贈・その他		和書	洋書	合計
	和書	洋書	和書	洋書			
令和元 (2019) 年	1,372	33	998	2	2,370	35	2,405
令和2 (2020) 年	430	1	659	5	1,089	6	1,095
令和3 (2021) 年	814	4	1063	22	1,877	26	1,903

表 14. 雑誌年間受入数（単位：種）

年度	和雑誌	洋雑誌	合計
令和元 (2019) 年	1,039	26	1,065
令和 2 (2020) 年	1,069	15	1,084
令和 3 (2021) 年	1,088	15	1,103

表 15. 視聴覚資料（単位：タイトル）

年度	マイクロ資料	カセット	VTR	CD・DVD
令和元 (2019) 年	25	111	2,256	3,798
令和 2 (2020) 年	25	111	2,256	3,883
令和 3 (2021) 年	25	111	2,256	3,971

表 16. 新聞年間受入数（単位：種）

年度	日本語	外国語	合計
令和元 (2019) 年	25	3	28
令和 2 (2020) 年	26	3	29
令和 3 (2021) 年	26	3	29

屋内運動施設としては、1,164.99 m²の第 1 体育館を整備しており、バレーボール、バスケットボールは同時に 2 面が利用できる配置となっている。また、6 号館地下 1 階に 273.75 m²の運動生理学実習室を整備しており、授業では壁 1 面の鏡を利用し、エアロビクスなどを行うほか、エアロバイクやルームランナー、バーベル等各種トレーニング機器を完備しているのでトレーニング施設としても利用できるようなっている。いずれも、課外活動の運動施設としても利用している。

キャンパス全域には Wi-Fi が整備されており、キャンパス内のどこからでも Zoom や Teams を活用したオンライン授業等に対応できる教育環境も整備されている。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

＜区分 基準Ⅲ-B-2 の現状＞

本学では、「経理規程」「固定資産及び物品調達規程」「固定資産及び物品管理規程」などの必要な規程を整備しており、諸規程に従い、施設設備・物品等を維持管理している（提出・規程集-13～15）。

火災・地震対策、防犯対策については、「光華女子学園 消防計画」に基づき、学園運営部長を統括管理者とする自衛消防隊の組織をはじめ、学内に防火・防災管理委員会を設置し、また、法定点検、建物等の自主点検、火災・震災等の災害発生時の対応などを定めている（提出・規程集-19）。また、毎年、「防災訓練」を実施しており、緊急事態発生時に向けての対策を行っている。令和 3（2021）年度は 11 月 8 日に実施した。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大防止対策の観点から、学生の参加は無かった。防災設備や危険物に関しては自主点検を行うとともに、法定による建築設備点検や消防設備点検については専門業者に委託し、定期的の実施している。防災備蓄品については、約 500 名の 3 日分 となる食料品や飲料水のほか、ブランケット、汚物圧縮補完袋、衛生用品、ラジオ、ライトなど必要な物資を備蓄している。また、学生の防災に対する意識の向上や災害・緊急事態が発生した際に、落ち着いて行動がとれるための「緊急・災害時対応ハンドブック」も作成している。ハンドブックには、災害に対する日頃の備えや、災害情報入手方法、地震・火災・水害等の発生時の対応、学内及び周辺の避難場所、学内の AED 設置場所及び AED の使い方などを記載している。これは、入学者全員へ配布し、さらに、学内各所への設置、光華 navi にも掲載し、ウェブサイトからいつでも確認できるようにしている（備付-82）。この様に防災についてはさまざまな対策をおこなっているが、その基となる規程や要項が整備されていないため、早期に整備が必要である。

防犯体制については、来校者に対し、守衛室にて所属、氏名、訪問先、用件等を確認し、構内での入構証の着用を義務付けている。また、警備員が 24 時間体制で学園の警備にあたるとともに学内の出入口には防犯カメラを設置し、キャンパスの安全確保に努めている。

コンピュータシステムのセキュリティ対策については、不正侵入の防止のため、FireWall や IPS ツール を導入し、またサーバや端末には全てウイルス対策ソフトを導入し、セキュリティ確保を実現している。教員には各自 1 台のパソコンとプリンタを配備し、定期的なリプレースを実施しているが、ウイルス対策ソフト導入に加え、資産管理ソフトでクライアント監視を行い、一定のセキュリティ対策を実施している。

また、これらを活用しつつ、購入から廃棄までを一元的に情報システム部で管理している。これにより学内で使用されているパソコンの構成や使用状況などを個別に確認することができる。特にパソコン廃棄時には専用ソフトウェアによるハードディスクのデータ消去を確実に実行し、サーバ廃棄時にも同様の対策を行い、場合によっては、物的破壊等により。廃棄機器からのデータ漏えいを防止している。

また、学生・教職員ともに Microsoft365 のメールを活用しているが、メールの転送を禁止し、OneDrive についても、同一ドメイン内のみでの共有に限定し、セキュリティインシデントリスクの低減対策を行っている。各サーバは全て施錠管理された専用のサーバ室に設置することで、物理的な不正侵入を防いでいる。また、サーバは仮想化

されており、バックアップサーバも統合するなど省エネルギー化を図っている。学生の印刷についても学生証を翳すことで出力されるシステムを導入しており、不要な印刷物を出力しないエコキャンパスを目指すとともに、取り忘れによる情報漏洩を防止している。

学内 LAN は認証 VLAN (MAC アドレス認証+ユーザ認証) を用いた構成とし、MAC アドレス認証でサービスを提供し、ネットワークセキュリティを確保している。Wi-Fi 環境は、教室をはじめとする校舎内全域を網羅し、有線 LAN と同様、本学で管理している端末については、認証 VLAN を採用している。学生の持込み端末については、令和 3 (2021) 年度より BYOD の義務化に伴い、IEEE 802.1X 方式とし、学生の接続負荷を軽減しつつ、ユーザ認証によるセキュリティを担保している。

本学が教育活動や学術研究を進めるためには、ICT 基盤の整備はもとより、本学の情報資産のセキュリティを確保することが不可欠である。この情報セキュリティの重要性を本学の構成員である教職員と学生に十分に認識させ、改ざん、破壊、漏洩等の被害から情報資産を守るため、学園情報セキュリティポリシー (提出・規程集-21) を制定している。学園情報セキュリティポリシーは基本方針、対策基準、実施方法の 3 階層の文書群で構成されており、これに基づき各学科、各部署、各校園に「情報資産管理責任者」を置いている。全教職員に対する情報セキュリティ意識向上の取り組みを e ラーニングや資料配布、VOD 等で定期的な受講を義務付けている。学生に対しては、入学初年度に情報倫理ハンドブックを配布し学修の指導を行い、その理解度を Web テストにて計り、期日までに満点を取得するようフォローしている。このように情報倫理を学び情報セキュリティインシデントを起こさない、巻き込まれない教育を実施している。今後もこれらの学習の義務付けを継続していく予定である。

上記の運用管理については、全て情報システム部で一元管理し、教育効果向上のための施策等については、教務委員会と連携し協働している。

省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮については、計画的に校舎の新設時や改修時に高効率型照明器具、高効率型空調器具、太陽光発電システム等の導入とともに学内の緑化推進を積極的に進めている。5 号館屋上には屋上庭園を設置し、緑化の断熱効果によるエアコンの使用量削減に取り組むとともに、太陽光発電システム (4kwh) を設置し、発電した電力を校舎で使用するなど省エネ環境を推進している。また聞光館には、屋上に太陽光発電システム (20kwh) の設置や発電機能付きガス空調機を導入するなど、可能な限り校舎内で使用する電力を地産地消するように心がけて設備を計画的に導入している。

また、学園施設で使用する電気・ガス使用量を把握するため、エネルギー計測システムを導入している。このシステムにより、デマンドコントロールを行い、電気・ガス使用量の削減とともにコストの削減を図っている。

また、組織としては全学挙げて、電気・ガスの使用量削減目標 (前年度比 2%) を掲げ、夏場のクールビズや冬場のウォームビズ (空調温度設定夏場 28℃、冬場 20℃や教職員の軽装化)、教職員の教室巡回による小まめな消灯・空調機 OFF、啓発ポスター作成等を積極的に実施している。

そして、幼稚園から大学までの学生・生徒・児童・園児からエコに関わるアイデアや

作品等を募集し、KOKA エコアワードを毎年実施している。さらに、学園の環境保全活動（エネルギー使用量や各設置校舎の取り組み）をまとめた環境報告書を作成し、広く外部へ報告するなど、独自の環境保全活動を推進している（備付-83）。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

本学は、教育課程の編成・実施の方針に基づいて、適切な校地・施設設備を設置し、維持管理している。現在の本学の ICT 環境は、教育の質の担保や研究環境として整備ができているものと考えられる。しかし、今後は、DX 推進のために、更なる工夫が必要となると考えており、より教育・研究効果の高い整備について教職協同で検討していく必要がある。同時に、セキュリティリスクが高まることも懸念される。そのための効果的なシステム導入やネットワークの全体構成等についての見直しや検討ができる体制作りが課題となる。加えて、現在一元管理を行っているが、システムを維持・保守のための人材についても、DX の推進の際には強化の必要性が明らかであるため、将来を見据えた体制強化も課題の一つである。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大が日常化して以降、社会でのフィジカルディスタンスが求められており、ディスタンスを保ちつつ情報提供を行う大学図書館では、電子書籍・データベース等で自宅においても学内と同じ環境を整える傾向にある。目に見える物的資源ではないが、今後は電子資料の利用者の有効活用について、利用方法を広く周知し、その利便性の向上を図って、図書館設備の有効利用が求められている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

なし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

提出資料

なし

備付資料

84. 学内ネットワーク建屋基本設計

85. ウェブサイト「施設案内」

<https://webetc.koka.ac.jp/it/facility/>

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

情報システム部に ICT 支援員を配置し、技術サービス、専門的な支援を行なっている。施設設備は、中期計画に基づき学内ネットワーク環境の整備・強化や基盤・サーバ及び教育研究用の端末リプレースを実施している。各種システムやソフトウェアのアップグレードも同様に実施している。可動式机や椅子、電子黒板などアクティブ・ラーニングに対応した設備、ICT 機器を導入している。授業、ゼミなどでのプレゼンテーションや、成果発表会などを効果的に行うことができる設備を整えている。このように、本学科の教育課程編成・実施の方針に基づき、技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。

情報技術向上に関するトレーニングについては、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の感染防止対策のため、オンライン授業を実施するにあたり、学生サポートセンター、情報システム部等を中心に「感染拡大防止のための授業支援チーム」を組織し、学生のインターネット環境調査・受講支援、教員のためのオンラインセミナー・授業支援などを行い、学生の学習権の保障及び教育の質保証と、感染拡大防止に努めた。

技術的資源と設備の維持については、整備計画に基づき、令和 3（2021）年度には学修管理システムをグレードアップし、Web 授業対応がより強化できるコース学習管理やプロジェクト管理、ディスカッションやクリッカー機能の活用も可能な環境を整備した。これまで以上にオンキャンパス・オフキャンパスの区別のない教育を実現している。

技術的資源の分配については、令和 3（2021）年度新入生より BYOD の導入と、それに対応したネットワーク環境の構築など見直しを図っている。

教員には、授業及び学校運営に活用するため、各自 1 台のパソコンとプリンタを配備し、定期的なリプレースを実施している。

学内 LAN の整備については、本学ではメイン回線を SINET、バックアップ回線として商用回線 USEN を利用し安定した高速インターネット接続を実現している（備付-84）。

学生と教員では利用可能な Wi-Fi を区別しセキュリティを確保し、学内全域に Wi-Fi6 対応の無線アクセスポイントを設置し、本学で管理している端末のほか、教員・学生の持込端末の接続、BYOD にも耐えうるネットワーク環境を構築している。また、eduroam にも加盟し、他大学や他研究機関とのネットワークの相互利用が可能である。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響で、遠方の教員や学生は近隣の大学や研究機関での Wi-Fi の利用も可能で、また本学の環境を他大学の教員や学生にも提供可能なため、教育機会の確保の一助となっている。

学生、教員への支援について、人員面では、教員 1 名を ICT 主幹に任命し、リベラルアーツセンターと連携して情報リテラシー教育の計画立案・実施を担当している。また、ICT 支援員が、学生並びに教職員からの質問に対応している。

令和 3（2021）年度はコロナ禍の影響で、オンライン授業の実施がほとんどであったため、BYOD の他、増強した学内のサーバ・ネットワークを最大限活用し、また光華 navi やオンライン会議システムを活用して、対面時と変わらないアクティブ・ラーニング型授業を実施した。

教室・設備面では、上述の通り教室をはじめとした学内全域での Wi-Fi の整備のほか、各教室にプロジェクター、教材提示装置、DVD、モニターTV、スクリーン、暗幕、音響設備を整備し、学生サポートセンターが保有する可動式のプロジェクター、スクリーン、クリッカー等と併せて、ICT を活用したさまざまな形の授業が常時実施できるよう設備を整えている。また、情報教室は授業で活用していない時間帯は自習用として開放している。コモンズや学習ステーション、図書館等にも常設のパソコンを設置しているほか、学習ステーションには貸出用ノートパソコンや（学生証で認証して貸出可能な専用ロッカーに保管）、iPad なども整備しており、これらも定期的なリプレースやソフトウェアのアップデートを実施し、授業・自習環境を整備している。その他、学修管理システムを学内サーバで運用し、全学生が活用している、授業遂行に必須のシステムが稼働している。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

図書館については、入館者数、貸出冊数ともに減少傾向にあるため、貸出冊数増加の

ためのサービスの検討・実施が課題である。教室におけるオーディオビジュアル機器、情報処理実習室のパソコン、教職員のパソコンの一部に老朽化しているものがあり、予算面の都合もあるが早急に改善したい。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞

なし

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

提出資料

27. 「活動区分資金収支計算書（学校法人全体）」[書式 1]
28. 「事業活動収支計算書の概要」[書式 2]
29. 「貸借対照表の概要（学校法人全体）」[書式 3]
30. 「財務状況調べ」[書式 4]
31. 2019 年度決算書類
32. 2020 年度決算書類
33. 2021 年度決算書類
34. 2021 年度事業報告
35. 2022 年度事業計画書

備付資料

86. 学園創立 80 周年 華の煌めき募金趣意書
87. 2019 年度決算書類 提出資料 34 と同じ
88. 2020 年度決算書類 提出資料 35 と同じ
89. 2021 年度決算書類 提出資料 36 と同じ
94. 光華ビジョン 2030 とその実現に向けた中期計画 (The Road to 2030-ACT1)

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。

- ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
- ③ 年度予算を適正に執行している。
- ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

学園の教育研究を維持・継続するためには、その予算の範囲内で諸活動を実施することが必要であり、そのためには、学園の諸活動の具体的な計画を予算化し、予算の持つ機能を介して適正な管理運営が行わなければならない。したがって、学園の目標実現のため最大の効果が発揮できるよう事業計画が選択され、資金の配分が行われることが予算管理として期待される。

本学では、15年以上にわたって中期展望に基づく5ヵ年の事業計画を策定することにより、計画に沿った学園改革と財政の健全化の実現を目指し、教育研究計画とそれに対する財政計画として、5ヵ年の事業計画を策定している。編成にあたっては、人事計画による人員の適正化、人件費の抑制、経常経費のコストダウン等の改善策を織り込み、収支の安定を目指すこととなっている。現在は、令和12（2030）年の学園の在り姿としての光華ビジョン2030とその実現に向けた中期計画（The Road to 2030・ACT1）（備付-94）を策定している。ACT1は、各校園が光華ビジョン2030の実現に向け令和2（2020）年から令和6（2024）年までの5年間に取り組む課題及び事業計画をまとめたもので、この計画に基づき予算編成を行うとともに、より具体的な実施計画を策定している。5ヵ年の財務計画策定後は、単年度実績との差異を検証することにより、経過管理を行うこととしている。

なお、過去3年の法人全体と短大部門の資金収支と事業活動収支は次の表の通りである。

表 18. 資金収支計算書（単位：百万円）

区分	法人全体			短大部門		
	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度
資金収入	5,201	5,745	5,866	322	304	258
資金支出	4,213	5,184	6,450	283	273	283
資金収支差額	988	561	▲584	39	31	▲25

表 19. 事業活動収支計算書（単位：百万円）

区分	法人全体			短大部門		
	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度
事業活動収入	4,497	4,762	4,672	322	304	258
事業活動支出	4,422	4,820	4,765	310	304	293
事業活動 収支差額	75	▲58	▲93	12	0	▲35

法人全体の資金収支及び事業活動収支においては、令和 2（2020）年度及び令和 3（2021）年度の二期連続で支出超過となっている。令和 3（2021）年度からの京都光華女子大学にかかる改組・改革により一定の学生確保が図られ、人件費を含めて支出との収支バランスが安定してきたことで、平成 30（2018）年度及び令和元（2019）年度は収入超過へ転じたが、令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大防止対策への設備投資や ICT 化推進、学生・生徒・児童（除く園児）への経済支援対策による予算措置、令和 3（2021）年度は南校地（小学校・中学校・高等学校）への新棟建築や整備改修工事等の大規模投資実施が、二期連続の支出超過の要因である。

また、短期大学部においては、数年にわたり収支均衡していたが、令和 3（2021）年度は新生入生が 55 名（定員充足率 55%）と大きく落ち込み、支出超過となった。これは、令和 2（2020）年 2 月からの新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大防止対策から、オープンキャンパスなどの募集活動に、大きな制限が発生したことが要因と考えている。

事業活動収支計算書関係比率では、学校における最大の支出要素である人件費比率でみると、目標とする 60%未満を上回っており、全国平均 54.4%とは大きな開きがある。事業活動収支差額比率では、平成 30（2018）年度に 10 年ぶりにプラス（事業活動収支差額黒字）に転じ、令和元（2019）年度もプラスを継続したが、令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大防止に伴う経済支援や対策措置による支出増があり、1.2%のマイナスとなった。令和 3（2021）年度においても南校地への大規模投資による支出増から 2.0%のマイナスとなった。

安定した財政基盤の確立の観点から、今後も事業活動収支差額の黒字化と資金収支の均衡に取り組んでいく。

表 20. 法人全体 事業活動収支計算書関係比率（単位：%）

区分	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 2 (2020) 年度 全国平均
人件費比率	61.4	60.6	62.9	54.4

京都光華女子大学短期大学部

教育研究経費比率	30.6	33.5	32.8	31.4
管理経費比率	6.7	6.4	6.9	9.8
事業活動収支差額比率	1.7	△1.2	△2.0	3.6
学生生徒等納付金比率	75.0	73.4	71.5	75.5
補助金比率	18.4	20.2	19.8	13.3
基本金組入率	4.6	1.6	5.1	10.2

本学園全体の貸借対照表関係比率（過去 3 年）は下表の通りである。固定資産構成比率は 86.4%～90.8%で推移し、数値が低い方が望ましいとされる全国平均の 85.6%を少し上回る。流動資産構成比率は高い方が望ましいとされるが、9.2%まで低下し、全国平均の 14.4%を下回る。ただし、この要因は、令和 2（2020）年度～令和 3（2021）年度にかけて実施した、南校地整備に係る大規模投資 20 億円に対し、自己資金 10 億円を投入したことによるものである。

一方、学校法人の資金の調達源泉を分析するうえで最も概括的な重要指標である純資産構成比率では、82.0%と全国平均 88.2%をやや下回っているが、高い水準を維持しており、財政的には安定している。また、資金流動性すなわち短期的な支払能力を判断する重要指標の一つある流動比率をみると、二期連続低下傾向にあるが、要因は上記にて説明の通り、南校地への自己資金投入によるものと、要因分析はしっかりとできており、今後の資金計画も策定済である。さらに、負債の割合の適切性をみる総負債比率は全国平均 11.8%に対して、令和 3（2021）年度 18.0%とやや高い水準ではあるが、依然として健全な財政状況を維持している。基本金比率は全国平均 97.7%に対し、令和 3（2021）年度 96.4%であり、やや低いものの上限 100%に近い水準である。

表 21. 法人全体 貸借対照表関係比率（単位：％）

区分	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 2 (2020) 年度 全国平均
固定資産構成比率	86.4	86.6	90.8	85.6
流動資産構成比率	13.6	13.4	9.2	14.4
純資産構成比率	86.5	85.0	82.0	88.2
固定比率	99.9	101.9	110.8	97.0
固定長期適合率	92.1	94.7	97.0	90.6
流動比率	220.3	156.1	143.5	260.2
総負債比率	13.5	15.0	18.0	11.8
基本金比率	98.4	99.4	96.4	97.7

短期大学部単独での現状を見ると、令和元（2019）年度及び令和 2（2020）年度の入学定員充足率は高い水準であったが、令和 3（2021）年度は大きく落ち込む結果となった。

次年度以降の、募集強化による、資金収支及び事業活動収支の収入超過の財政安定

化に寄与させたい。

表 22. 短期大学部の入学定員と入学者数

	入学定員			入学者数		
	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度
人数	100	100	100	93	101	55

本学園は、教職員の退職に備えて退職給与引当金を引き当てており、期末要支給額の100%から私立大学等退職金財団の掛金調整額を加減した金額の100%を計上している。同時に退職給与引当金の約88%を退職給与引当特定資産として積み立て保全を行っている。

本学園の資金運用については、運用方針や意思決定の仕組みを明文化した資産運用規程を設け、運用にかかる権限と責任者を明確化している。よって、学園の資金の確実かつ効率的な運用を行っており、資産運用状況は理事会に適宜報告を行っている。

過去3年の短期大学部における教育研究経費比率（教育研究費／事業活動収入）は次表の通りである。これらの経費は教育研究活動の維持・発展のためには不可欠なものであり、この比率も事業活動収支の均衡を失わない限りにおいて高くなることが望ましく、短期大学部は約30%前後で推移している。

表 23. 短期大学部の教育研究経費比率（単位：千円）

区分	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度
教育研究経費支出 (a)	97,634	89,258	77,005
事業活動収入 (b)	321,879	303,798	258,128
教育研究経費比率 (a) / (b)	30.3%	29.4%	29.8%

本学における財務諸表は公認会計士3名による会計監査を受けており、月次監査による常態チェック機能を有し、半期ごとには学園監事及び学園監査部との三様監査連絡会を定期開催している。

寄付金勧募においては、令和元（2019）年度より、学園創立80周年 華の煌めき募金趣意書（備付・86）と称した勧募活動を実施しており、有縁者ほかからの募金については、適切な管理と処理を継続している。また、学校債については、発行していない。

過去3年の短期大学部における教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分（施設設備関係支出／事業活動収入）は次表の通りであり、大学・短期大学部の施設設備計画に基づく配分である。

表 24. 短期大学部の施設設備の資金配分（単位：千円）

区分	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)
----	---------------	---------------	---------------

京都光華女子大学短期大学部

	年度	年度	年度
施設設備関係支出 (a)	5,165	8,318	7,880
事業活動収入 (b)	321,879	303,798	258,128
同上の比率 (a) / (b)	1.6%	2.7%	3.1%

過去 3 年の短期大学部の収容定員と現員は次表の通りである。令和 3 (2021) 年度は 78.5%まで低下し、定員充足率はダウントレンドであり、今後も募集活動を強化し、収容定員充足率 100%を目指す。

財務健全化では、教育の質を確保しつつ、収入に見合った支出抑制を図るよう管理している。

表 25. 短期大学部の収容定員充足率 (単位: %)

在籍者数 (定員)	収容定員充足率		
	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度
在籍者数	199	193	157
収容定員	200	200	200
収容定員充足率	99.5%	96.5%	78.5%

年度毎の財的資源の管理については、中期計画に基づいて、関係部署とヒアリング等を行い、年度末までに次年度の事業計画と予算を作成し、評議員会及び理事会の決議を経て決定している。

決定した事業計画と予算を速やかに関係部門へ適正に執行するように指示し、業務を円滑に実施している。

各部署の予算単位毎 (業務コード毎) に予算の執行状況を適正に管理している。

日常的な出納業務においては、企画財務部において円滑に処理しており、実施内容については経理責任者である事務局長を経て理事長に報告し、実態の把握に努めている。

資産については、固定資産台帳を作成し管理している。資金 (有価証券含む) については、適切な会計処理に基づいて帳簿に記録し、安全かつ適正に管理している。また資産運用については、資産運用規程に基づき、安全性をベースに一定の収益性も考慮しながら、堅実な運用に努めている。

月次試算表を毎月作成し、経理責任者の事務局長を経て理事長に報告している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営 (改善) 計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。

- ② 人事計画が適切である。
- ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
- ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

〔注意〕

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

＜区分 基準Ⅲ-D-2 の現状＞

短期大学部の将来像について、本学科は入学者数を確保する事により財政面での安定を目指す。募集対策強化ワーキンググループを組織し、各種の募集施策を検討・実施し、学科の認知度向上を図っている。

近隣の他短期大学との比較においては、近年の四年制大学志向、共学志向及び専門学校志向など、短期大学進学者数の減少傾向をみると今後の学生生徒等納付金収入等の増加は益々厳しくなると予想される。社会的要請に応えるべく教育研究機能の一層の強化や学生満足度の向上及び施設設備の整備充実による教育・研究環境の改善に努め魅力ある短期大学を目指すものである。

年 9 回実施する京都光華女子大学・短期大学部オープンキャンパスや新聞雑誌、交通広告、近年では SNS を活用した広報媒体を通じた募集広報を行っており、近畿地区をはじめとする高校訪問を積極的に実施し、受験生のみならず高校の進路指導担当者にも大学・短期大学の魅力を PR し受験生の獲得に結びつけている。また、学費等の水準については、他大学等と比較して検討を重ねている。

中期計画に基づき適切な人員計画を行っている。人件費は各学部・学科ごとの設置基準をふまえた教員数の設定を行い、事務職員数については、有期雇用契約職員、派遣職員の活用により、人件費の効果的な執行と安定化をはかっている。

また、教員の人事施策については、主として本人の研究業績と教育的能力とによる評価の他、組織的協調性と教職協働による貢献度なども評価に加え、教員の危機意識を促進させている。事務職員の人事施策では、プロフェッショナルと呼べる事務処理知識・能力を備えた人材の育成が急務であり、そのための SD 等の取り組みを強化している。

さらに、部署間連携強化や学生の修学支援、就職支援及び地域連携等多方面において、教職協働によるプロジェクト型業務を積極的に推進している。

施設設備の将来計画については、学園全体の 5 ヶ年中期計画（ACT1）に基づき、施設・設備に関する中期整備計画を立て、計画的に整備している。具体的には、本学園が保有する施設（大学・短期大学部に関係する施設は 15 棟）全てにおいて、耐震補強改修実施済である。

また、南校地（小学校・中学校・高等学校）は令和 2（2020）年度から校舎建て替えを着工し、令和 3（2021）年度に完成を迎えた。大学・短期大学部が所在する北校地においても、令和 4（2022）年度より将来構想計画による整備を計画中である。

教育関係設備（服飾関係、図画工作関係、ピアノ関係、情報教育設備備品）は、現在十分に設置ができているが、中期整備計画に基づき計画的に導入・更新していく予定である。なお、ICT 環境整備においては、令和 2（2020）年度にて実施完了し、コロナ禍における教育環境整備は整っている。

文部科学省科学研究費補助金をはじめとする外部資金の受入状況は次表の通りである。本学では、研究環境の整備と研究水準の高度化を図る観点から、大学運営会議と事務局の連携のもと、積極的に科学研究費補助金への応募・申請を喚起し、資金の獲得に努めている。また、各種補助金等への積極的な応募を行い、教育の質的向上及び教育環境の整備充実に努めている。

表 26. 短期大学部の外部資金獲得状況（単位：千円）

項目	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度
科学研究費補助金	1,090	260	2,860
私立大学等経常費補助金	42,194	33,864	21,006
大学教育再生加速プログラム	28,652	0	0
その他	20	※25,168	※20,527

※授業料減免費交付金 17,429 施設設備補助金 1,198 その他 1,900

本学の経営情報は、毎年 5・6 月に、学園全設置校の全ての教職員に対し説明を行っている。前年度の決算に加え、「光華ビジョン 2030」および前半 5 ヶ年の中期計画「The Road to 2030 -ACT1」に基づいた学園改革と財政健全化の計画を共有する事で、学園の経営状況に関する危機意識を共有している。

<テーマ 基準Ⅲ・D 財的資源の課題>

本学園における大学・短期大学部の定員充足率は、ここ数年において、大学では 90% 台まで回復し、短期大学部では 100% 前後を推移してきたが、令和 3（2021）年度は、大学、短期大学部ともに大きく低下した。

大学の財政面での収支としては収入超過を継続している要因は、平成 23（2011）年に開設した看護学科及び平成 26（2014）年に開設した心理学科、医療福祉学科など、専門職養成に注力した効果が実現しつつあることが大きな要因である。しかしながら、

今後の 18 歳人口の減少を見据えた学部・学科の特色ある運営を行う必要性がある。

一方、短期大学部では、令和 3（2021）年度は支出超過となり、短期大学を取り巻く環境は厳しさを増している。近年は多くの短期大学が四年制大学に改組し短期大学の数そのものが減少している状況である。また、短期大学に多くみられる保育系については幼保一体化及び教員養成課程の 6 年制化といった議論の中で、本学においては平成 27（2015）年度からこども保育学科を発展的に改組し四年制大学へ移行した。現在、地域社会のニーズと行政動向を十分に見極めつつ、短期大学の将来像を検討中である。

<テーマ 基準Ⅲ・D 財的資源の特記事項>

なし

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の自己点検・評価報告書に記した行動計画は、次の 4 点である。

- ①教育環境の充実として、アクティブ・ラーニングの活性化と事務職員の力量の向上、
- ②情報教育環境の整備、③施設・設備の維持管理のための防災に関する規程・マニュアルの構築、④財的環境として、定員充足に向けた戦略的な募集計画の立案と教育の質保証を担保するための教育環境整備による財的環境の充実。

以下それぞれの実施状況について記す。

- ①教育環境の充実として、アクティブ・ラーニングの活性化と事務職員の力量の向上
教育環境の充実にむけては、本学の目標であった、アクティブ・ラーニングの活性化を実現するため、大学教育再生加速プログラム（AP）により実現に向けた活動を行なった。この AP を教職協働で取り組む中で事務職員の力量向上にもつなげた。
- ②情報教育環境の整備

学園全体の情報環境整備のために、主に情報教育を担っていた情報教育センターを事務部門も含めて担当することを明確にするために、情報システム部に組織改編した。情報処理実習室もアクティブ・ラーニング可能なように改修した。さらに、BYOD に備えて学内 Wi-Fi の環境も整備した。

- ③施設・設備の維持管理のための防災に関する規程・マニュアルの構築

施設・設備の維持管理は、学生の防災に対する意識の向上や災害・緊急事態が発生した際に、落ち着いて行動がとれるための「緊急・災害時対応ハンドブック」を作成した。安心安全を基本原則とし、耐震化更新を完了させたほか防災管理については改善を図っている。また、消防計画は整備されているが、防災に関する規程が整備されていないため、早期に整備が必要である。

- ④定員充足に向けた戦略的な募集計画の立案と教育の質保証を担保するための教育環境整備による財的環境の充実

財的環境においては、本学の収容定員を満たしていない状況を打破すべく、教職協働のワーキンググループなどで募集強化活動を積極的に行なっている。学習ステ

ーションやコモンズ等の充実をはかり、時代の要請にあった教育の質の向上に努めた。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

専任教員の研究力向上については、これまで以上に研究支援制度の充実に力を入れていく。特に科学研究費をはじめとした学外競争的資金の獲得を支援するため、研究アドバイザーによる申請書作成支援を強化するなど、申請件数・採択件数の増加を目指す。

事務職員の養成・配置については、多様化、専門化する課題に対応するため、専門性や資質向上のための教職員 SD の取り組みを行い、適切な人員配置となるよう検討を今後も進める。

職場環境については、効率的で柔軟な働き方ができる環境の構築を目指し、学園 DX 推進部を立上げ、業務の効率化、ワークフローシステムの導入等を進めていく。

施設設備については、教育研究環境の快適性の向上を目的として、今後も積極的に実施し、教職員からの提案や学生アンケートなどにより検証し、更なる充実に努める。

図書館については、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響を受け、学生・教員の研究学習環境を保持するためにリモートアクセスできる資料の提供を拡大している。図書館の利用についての理解を深めるため、学生向けの「図書館ツアー」や、推薦図書紹介コーナー等、入館者増加のための企画を検討・実施する。

財的資源の課題については、短期大学をめぐる厳しい状況はあるものの、現在追及している LDC 育成の方向性は堅持しつつ、短期大学としての将来性を検討していく。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料

- 36. 学校法人光華女子学園寄附行為
- 37. 理事会決議録 令和元（2019）年度
- 38. 理事会決議録 令和 2（2020）年度
- 39. 理事会決議録 令和 3（2021）年度

提出資料

規程集 1～118

備付資料

- 90. 理事長の履歴書
- 91. 学校法人実態調査表 令和元（2019）年
- 92. 学校法人実態調査表 令和 2（2020）年
- 93. 学校法人実態調査表 令和 3（2021）年
- 94. 光華ビジョン 2030 の実現 中期計画 The Road to 2030 ACT1

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。

- ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
- ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

理事長「阿部恵木」は、令和元（2019）年 7 月に理事長に就任した（備付-90）。理事長就任以前は、本学園の理事、評議員、学園事務局長、学園運営部長等の経験があるため、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を十分に理解している。就任後は、強いリーダーシップのもと、学校法人を代表して業務を総理し、法人の発展に寄与している。

私立学校法の規定を踏まえて、寄附行為（提出-36）において「理事長は、本法人を代表し、その業務を総理する。」（第 10 条）、「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」「理事長は、随時理事会を招集し、その議長となる。」（第 13 条）「本法人の決算は、毎会計年度終了後 2 月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。」「理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。」（第 28 条）と定めており、これに則り学校法人を運営している。

理事会の本認証評価に対する役割については、理事会では、自己点検・評価に対する総評報告とともに、検討・改善事項の報告を行っている。認証評価受審前には、理事会において自己点検・評価報告書の概要報告とともに、前回受審時の指摘事項への対応状況の報告等を行っている。認証評価結果及び結果受理後の対応等も理事会で報告している。このように、理事会は本学の現状と課題に関する認識を常に深めて、さまざまな経営判断の材料とすることにより、課題の改善及び本学の継続的な質保証に対して責任を果たしている。

理事会では毎回、各学校の現状について報告が行われており、特に外部理事からも情報が提供されている。また、学校法人の業務に関する最終的な意思決定機関として、重要事項について審議・決定しており、本学の運営に関する法的な責任があることを認識し、適切に本学の運営にあたっている。

理事会は、学園運営に必要な諸規程を整備しており、それらの規程に基づいて適正に開催され、学園運営上の重要案件について審議・決定し、教育の質の保証と短期大学部の更なる発展に向けて主体的な改革・改善という認証評価の目的に対する役割と責任を果たしている（提出-例規集 1～113）。

理事会において、毎年 3 月に次年度の「経営方針」について報告している。理事は、建学の精神を理解し、学校法人の健全な経営について、高い学識及び見識をもって、法人のガバナンスの充実に貢献している。

理事は、私立学校法第 38 条（役員の選任）及び寄附行為第 6 条に基づき適正に選任されている。寄附行為の定めにより光華女子学園学園長、京都光華女子大学学長、評議員のうち互選により選任された者 3 名、本法人に関係深い学識経験者のうちから、評議員会の意見を聞いて、前 3 号の理事の過半数の議決により選任された者 4 名の計 9 名が、現在、理事として選任されている。また、学校教育法第 9 条（校長及び教員の欠格事由）の規程に関しては、寄附行為第 9 条（役員の解任及び退任）第 2 項第 4 号

に準用している。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題>

理事長のリーダーシップの下、理事会及び常任理事会などで構成される学校法人の管理運営体制は、関係法令及びこれを踏まえた寄附行為の定めに従って確立され、適正に運営されている。今後は、学園全体の経営状況の抜本的な改善に向け、業務の効率化、将来構想実現のため、理事長のリーダーシップ発揮を強化していく必要がある。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

なし

[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料

- 9. 京都光華女子大学短期大学部学則
- 40. 理事会議事録 令和元（2019）年度
- 41. 理事会議事録 令和2（2020）年度
- 42. 理事会議事録 令和3（2021）年度

提出資料-規程集

- 規程集-56. 京都光華女子大学・京都光華女子大学短期大学部学長選出規程
- 規程集-57. 京都光華女子大学・京都光華女子大学短期大学部副学長規程
- 規程集-58. 京都光華女子大学・京都光華女子大学短期大学部学長特別補佐規程
- 規程集-59. 京都光華女子大学・京都光華女子大学短期大学部学部長規程
- 規程集-60. 京都光華女子大学・京都光華女子大学短期大学部学科長規程
- 規程集-61. 京都光華女子大学・京都光華女子大学短期大学部部館長規程
- 規程集-62. 京都光華女子大学・京都光華女子大学短期大学部大学運営会議規程
- 規程集-63. 京都光華女子大学・京都光華女子大学短期大学部全学教授会規程

備付資料

- 95. 学長の個人調書
- 96. 大学運営会議議事録 令和3（2021）年度

[区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。

- ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
- ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
- ⑤ 教授会の議事録を整備している。
- ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
- ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

＜区分 基準Ⅳ-B-1 の現状＞

学長は、京都光華女子大学短期大学部の運営の基本となる事項を審議し責任ある執行を行う。学長の権限と責任は、「京都光華女子大学・京都光華女子大学短期大学部大学運営会議規程」（提出-規程集 62）に規定されている。短期大学部・大学全体の運営組織である大学運営会議においては、学長、副学長、大学の各部長、研究科長、専攻科長、各学科長、教務部長、学生部長を構成員とし、教職協働の必要性和教学マネジメントの強化から、事務職員（入学・広報センター長、学園事務局長、学長戦略推進部長、学生サポートセンター長）も構成員としており、教学組織と事務組織の連携により全学的視点で、さまざまな課題を速やかに解決することを目的とし、企画、立案、審議といった大学運営の重要な役割を担っている。理事長及び学園長は、必要に応じて大学運営会議に出席して議事に参加することができ、学長とともに法人組織（理事会）としての調整機能も果たしている。

また、京都光華女子大学・京都光華女子大学短期大学部全学教授会規程第 1 条（提出-規程集-63）により、円滑な管理運営を行うため、京都光華女子大学学則第 45 条及び京都光華女子大学短期大学部学則第 40 条に基づき全学教授会を設置している。構成員は、学長及び副学長並びに全学の専任の教授・准教授・講師・助教をもって構成している。全学教授会では、大学運営会議の審議結果、学長からの指示及び報告事項を報告することに加えて、学長等の求めに応じて教育研究に関する重要事項について審議及び構成員からの意見聴取を行うことを基本的な議事としている。

学長は、長年にわたる教育行政と教育活動の経験や研究蓄積によって培われた学識と高潔な人格を有している。

また、建学の精神の具現化においても指導的役割を発揮している。特に校訓「真実心」と慈悲の心＝おもいやりの心との関係を明らかにし、建学の精神の学生への浸透において決定的に重要な役割を果たしている。

学生の懲戒については、京都光華女子大学短期大学部学則第 50 条（提出-9）によって定められている。

学長を補佐する副学長は「京都光華女子大学・京都光華女子大学短期大学部副学長規程」に則り選任されている（提出-規程集 57）。学長が指示する特定の事項を担当する学長特別補佐は「京都光華女子大学・京都光華女子大学短期大学部学長特別補佐規程」に則り選任されている（提出-規程集 58）。学長の指揮のもと、学部の統括・運営

に関する職務を執行する学部長は、「京都光華女子大学・京都光華女子大学短期大学部学部長規程」に則り選任されている（提出・規程集 59）。その他、学長は校務の執行のため、学科長、部館長を選出する（提出・規程集-60、61）。

学長は、「京都光華女子大学・京都光華女子大学短期大学部学長選出規程」（提出・規程集-56）に基づき選考されている。

学長は学則第 40 条に基づき、全学教授会を設置する。全学教授会は毎月 1 度開催され、学長等の求めに応じて、教育研究に関する事項について、審議及び構成員からの意見聴取を行う。学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について、大学運営会議の審議結果を報告する。

全学教授会は、京都光華女子大学の教授会と合同で実施する。審議・報告事項は議事録によって記録されている。学習成果及び三つの方針については、大学運営会議での検証結果を報告する。

大学運営会議は、専門委員会が設置されている。

- (1) 宗教・人権・真宗文化委員会
- (2) 教務委員会
- (3) 教職・保育職委員会
- (4) 入試委員会
- (5) 学生生活委員会
- (6) 国際交流委員会
- (7) 紀要編集委員会
- (8) FD 委員会
- (9) 教員資格審査委員会
- (10) 募集広報・高大接続推進委員会
- (11) 就職支援委員会
- (12) 女性キャリア開発研究委員会
- (13) 地域連携推進委員会
- (14) 図書館運営委員会
- (15) 研究倫理委員会

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題>

学長の選出方法、職務・権限・責任は、規程に基づき執行されている。また、副学長・学長特別補佐を置き、適切に学長を補佐・支援する体制を確立している。ただし令和 3（2021）年度は、入学者数が入学定員を大幅に下回っており、また社会状況や受験生のニーズなど短期大学を取り巻く状況は厳しく、受験生により選ばれる短期大学を目指すため、学長のリーダーシップを発揮し、研究力・教育力の向上を目指す必要がある。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項>

なし

[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

<根拠資料>

提出資料

- 36. 学校法人光華女子学園寄附行為
- 43. 理事会決議録 令和元（2019）年度
- 44. 理事会決議録 令和 2（2020）年度
- 45. 理事会決議録 令和 3（2021）年度

備付資料

- 97. 監査報告書 令和元（2019）年
- 98. 監査報告書 令和 2（2020）年
- 99. 監査報告書 令和 3（2021）年
- 100. ウェブサイト「教育情報の公開」
<https://www.koka.ac.jp/introduction/publish.html>
- 101. ウェブサイト「学校法人光華女子学園 情報公開」
<https://gakuen.koka.ac.jp/scheme>

[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準Ⅳ-C-1 の現状>

監事は、寄附行為第 12 条に基づき、学校法人の業務及び財産の状況、理事の業務執行の状況について、監査を確実に実施している。また、理事会及び常任理事会、評議員会への出席、業務監査へ出席等において、意見を述べる等の職務を遂行している。

決算監査については、法人運営、教育活動、財産状況について事務局担当者より説明を受け、公認会計士の立ち会いの下、内部監査室との三様監査を行い、最終的な監査を実施している。監査結果については、毎会計年度における監査報告書（備付-97～99）を作成し、会計年度終了後 2 ヶ月以内に理事会及び評議員会にて報告、提出している。

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

＜区分 基準Ⅳ-C-2 の現状＞

寄附行為第 15 条において、「評議員会は、19 名以上 23 名以内の評議員をもって組織する」と定められている。現状は、理事総数 9 名に対して、評議員総数は 20 名（内訳は、学長を除く設置学校の長 3 名、設置学校の事務職員から選任された者 5 名、設置校の卒業生から選任された者 3 名、理事長及び理事から互選された者 4 名、法人に関係ある者 5 名）であり、評議員会は理事定数の 2 倍を超える評議員で組織されている。

評議員会は、私立学校法第 42 条の規定に従い、理事長は予算、借入金及び重要な資産の処分に関する事項、事業計画、寄附行為の変更、合併等、寄附行為第 17 条（提出-36）に定められた事項について、あらかじめ評議員会の意見を聞くことが求められており、実際の運営においても事前に諮問して意見を求めている。また、理事長は決算及び事業の実績について、毎会計年度 2 ヶ月以内に評議員会に報告し、その意見を求めている。その他法人に業務に関わる重要事項についても意見を求められ、あるいは学園の動向について報告がなされるなど、評議員会は適切に運営されている。

[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

＜区分 基準Ⅳ-C-3 の現状＞

本学園は、公共性・公益性の高い存在であることを自覚して、関係法規を遵守するとともに、社会的責務として教育研究活動をはじめとして管理運営等の透明性・適切性を高め、常に主体的積極的に情報公開し、広く社会に対して説明責任を果たすことを目標としている。財務情報に関しては引き続き情報公開に努め、本学園教職員に対しては説明会の開催と併せて学内サイトにより情報公開をするとともに、ウェブサイト上にも掲載し、広く一般社会に向けても情報公開に努めている。

財務情報の公開については、ウェブサイトで決算の概要を付した財務三表のほか、監査報告書、及び事業報告書、事業計画書を掲載し、広く社会に対する情報公開を行っている。また、各年度の予算・決算については前述の通りウェブサイト上で社会に公表することによって、本学内外の関係者からの情報公開請求に積極的に対応している。さらに私立学校法の定めに基づき、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業費報告書及び監査報告書を本学園の法人事務局企画財務部に備え置き、閲覧できるようにし、利害関係者からの開示要求に対応している。なお、要請を受けて情報公開する場合の内容と方法及び組織については「財務書類閲覧規程」において規程されている。

学校教育法施行規則の規定に基づく教育情報は本学ウェブサイトの「教育情報の公開」（備付-100）に、私立学校法の規程に基づく財務情報及び役員名簿等の情報は、学

園ウェブサイト「情報公開」（備付-101）に公開している。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題>

監事・評議員会とも適切に機能するとともに、法令に即した情報公開を行っており、ガバナンスの課題は無い。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項>

なし

<基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の自己点検・評価報告書に記した行動計画は、学長がリーダーシップを発揮しやすい環境と意思決定を迅速に行える管理運営体制の構築である。その実施状況について記す。

平成 27（2015）年度の学校教育法の一部改正に伴い、大学及び短期大学部の管理運営における権限と責任の明確化、学長補佐体制の強化等により、学長がリーダーシップを発揮しやすい環境を目指すことを目的として、大学におけるガバナンスの見直しを行った。具体的には、全学代議会を廃止して大学運営会議（拡大会議）へ統合した。大学運営会議については、構成員・審議内容を見直し、定例運営会議を毎週開催、構成員を増やした拡大運営会議を月 1 回開催している。次に、全学教授会を新設し、大学及び短期大学部の専任教員（助教を含む）を構成員として毎月開催し、大学運営会議結果を周知するほか、適宜意見聴取を行っている。また、平成 30（2018）年度には副学長規程を改正し、職務及び学長が欠けた際の学長業務代行順位を定めた。さらに令和 3（2021）年度には学長特別補佐規程を定め、学長が指示する特定の事項を担当し、学長を補佐する体制を構築した。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

現在、理事長、学長のリーダーシップが発揮できる体制が確立している。しかし、本学を含め短期大学を取り巻く状況は一層厳しさを増しており、業務効率化・将来構想実現のための理事長のリーダーシップの下、さらに、研究力・教育力向上のための学長のリーダーシップの下、受験生により選ばれる短期大学を目指す。